年 報

2016(平成28)年度自己点検・評価報告書

日本赤十字看護大学

目 次

序	章		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	1	章	理	念	•	目的	的		1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第	2	章	教	育	研:	究紀	組綿	載			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第	3	章	教	員	• <u>\$</u>	敎」	員絹	組織	韍			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	g
•		章											_	Δ1	•	• +/L	•	•	•	•	• ~=	•		•	•	•	•			•	19
	第第	1節 2節 3節 4節		教 教	育詞	果和	呈					_	力 [·]	亚 十	•	教	育	誅	程	(J)	稐	戍	•	兲	他	力	亚 十				
第	5	章	学	生	の:	受(ナノ	入才	ı				•		•		•		•				•						•	•	59
第	6	章	学	生	支	爰		ı	•	•	-				•								•	•		•				•	68
第	7	章	教	育	研:	究等	等現	景均	竟			•	•	•	•				•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	79
第	8	章	社	会	連	隽	• ‡	注:	全 了	貢献	吠			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	88
	第	章 1節 2節	•	管	理i	_		材系	务			•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	97
第	10) 章	Þ	勺剖	肾	保	証	<u>.</u>		1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	104
奴	÷			_	_	_	_				_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	100

序章

2016(平成 28)年度の自己点検・評価は、大学基準協会による大学評価を受けて 2 年目となる。よって、前年度と同様に、年度末において各委員会・担当部署による単年度単位での自己点検・評価を実施した。本年報は、単年度単位での PDCA サイクルの点検・評価である。各章は、「2015(平成 27)年度に策定した発展方策」、「現状の説明」、「点検・評価」、「2017(平成 29)年度に向けた発展方策」の項目にもとづき記述した。

終章には、前年度から追加した日本赤十字学園中期計画(2014年度~2020年度)における本学のPDCAサイクルに関する進捗状況について一覧表でまとめた。もとより大学評価の評価項目と学園中期計画の評価項目は異なるが、本学のPDCAサイクルとしては同時並行的に行っている以上、両者を統合的に自己点検・評価することが必要であると考えたからである。

2017(平成 29)年度は、大学基準協会の新しい第三期認証評価の枠組みにおいて自己点検・評価を行う予定である。そのポイントは「内部質保障」の充実ということである。この新たな大学評価に対応した自己点検・評価を行いたいと考えている。

第1章 理念・目的

1. 2015 (平成 27) 年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

・大学創立 30 周年を迎える 2016(平成 28)年を機に、本学の理念および目的の検証を行う と同時に、学外に向けて広報し、広く賛同者・支援者を求めていく。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

・学則に学部の目的の記載がないことや、学生便覧や大学案内、HP などに掲げられている 教育理念などにおいて一部不統一な点が見られるので、修正を行う。

2. 現状の説明

(1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

〈大学全体〉

本学は、日本赤十字社が看護婦養成を開始した 1890 (明治 23) 年から数えて 125 年の歴 史をもつ。今日まで一貫して、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、国内外の保健医療の分野で活躍する多くの人材を育成してきた。

本学の目的は、日本赤十字看護大学学則第 1 条に「赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広い知識と深い専門の学芸とを教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を発展させることによって、保健医療の分野で活躍できる人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉に寄与すること」と定められている(資料 1-1)。

なお、大学の経営母体である学校法人日本赤十字学園は、寄附行為第3条において「赤十字の理想とする人道の理念を基調とし、教育基本法及び学校教育法に従い、看護教育及び介護福祉教育を行い、資質の高い優秀な看護師及び介護福祉士を育成することを目的とする」と規定している(資料1-2)。

〈看護学部〉

看護学部の教育理念は、学則に掲げる大学の目的に基づき、「人々の尊厳と権利を守り、看護を通して赤十字の理念である「人道(Humanity)」の実現にむけて努力する人間を育てる」ことにある。教育目的は、「赤十字の理念に基づき、看護の実践と研究に必要な基礎的能力をもち、人類と国際社会に貢献できる、幅広い教養と豊かな人間性のある人材を育てることを目指す」としている(資料 1-3)。

〈看護学研究科〉

研究科の目的は、「赤十字の理念である人道の精神に基づき、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と方法を教授し、高度な看護専門職者としての深い学識および卓越した能力、豊かな感性と人間性を培うことを通して、看護学の発展と深化に寄与するとともに、人びとの福祉とつながりを基盤とした文化の創造と発展に貢献すること」である(資料 1-4)。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、 社会に公表されているか。

〈大学全体〉

大学の理念・目的は、教職員には採用時の学内オリエンテーションにおいて学長から説明され、在籍教職員には諸規程集が配付され、周知が図られている(資料 1-5)。また、学生には毎年発行する学生便覧(学部・大学院共通)、大学院履修の手引き/シラバスにおいて周知が図られている(資料 1-3、1-6)。また、大学ホームページ(以後、HP と表記する)、大学案内、大学院案内にて、社会へ公表されている。

さらに、入学式、オープンキャンパス等の大学行事等において、理事長、学長から本学の建学の精神、教育の理念・目的を伝えており、学生、保護者、受験生等にも周知が図られている。そのほか、保護者、同窓生等にも保護者会会報、同窓会会報等においても繰り返し周知が図られている。

〈看護学部〉

建学の精神、教育理念・目的を記載した学生便覧を、毎年全学生および教職員に配付し、新入生に対しては学長、学部長から入学式、オリエンテーション等で周知を図っている。 在学生には、新学期オリエンテーションの時に、理念、目的、ディプロマ・ポリシーを各学年に即して説明し周知を図っている。また大学 HP にも掲載し、社会へ公表している。

〈看護学研究科〉

建学の精神、理念・目的を学生便覧、大学院履修の手引き/シラバスに記載し、毎年全学生および教職員に配付し、新入生に対しては学長、研究科長から入学式、オリエンテーション等で周知を図っている。また大学のHPにも掲載し、社会へ公表している。

<u>(3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。</u> 〈大学全体〉

自己点検・評価の実施体制としては、10章で詳述するが、学長の下に設置された自己点検評価委員会があり、学長、学部長、研究科長、事務局長、図書館長、学務部長、フロンティアセンター長、保健センター長によって構成されている。自己点検評価委員会には、自己点検評価実施委員会および年報編集委員会をおき、毎年、自己点検・評価報告書(年報)を発行している。自己点検評価実施委員会は各委員長が構成員となり、PDCAサイクルに沿った自己点検・評価を実際に推進している。理念・目的の適切性についても毎年学部関連委員会および研究科委員会において検証を行っている。2016(平成28)年度は、大学運営に関する情報収集、協議、検証を行い学長の意思決定を支える組織として、6つの学長諮問委員会と5つの会議、7つのセンターを置いた(資料1-7)。

日本赤十字学園傘下の6大学の学長が参加し検討・決定している2014(平成26)年度から2018(平成30)年度にわたる第二次中期計画をもとに、経営会議で大学の理念・目的に基づいた本学独自の中期計画を立案している(資料1-8)。この中期計画の立案と評価の検証は、本学の教育理念、目的と照らして検証すると同時に、本学の理念・目的が社会のニーズに適合しているかどうか等の観点から、その適切性に関する検証を行っている。

〈看護学部〉

教授会、自己点検評価実施委員会等において、理念の適切性の検証を行い、2010(平成 22)

年の第8次新カリキュラム改訂の際に臨時で第8次カリキュラム検討委員会を発足し、目的等の検証を行った後、教務委員会において検証を継続している。

〈看護学研究科〉

研究科委員会、自己点検評価実施委員会等において、理念の適切性の検証を行い、研究 科教務委員会において検証を継続している。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

・大学案内、大学院案内、学生便覧、HP、オープンキャンパスや外部の進学相談会等において、教職員、学生、受験生、社会一般の理解が図られてきている。それに伴い本学の特色や教育理念・目的等について聞かれる機会が増え、関心が高まっている。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

・見直したアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー と合わせて本学の理念・目的のより一層の浸透を図る。

4. 2017(平成 29)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

・大学創立 30 周年を迎えた 2016(平成 28)年を機に、本学の理念および目的の検証を行う と同時に、学外に向けて広報し、広く賛同者・支援者を求めていく。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

・見直したアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー と合わせて本学の理念・目的のより一層の浸透を図る。

5. 根拠資料

- 1-1 日本赤十字看護大学学則
- 1-2 学校法人日本赤十字学園寄附行為
- 1-3 学生便覧 (2016(平成 28)年度)
- 1-4 日本赤十字看護大学院学則
- 1-5 日本赤十字看護大学諸規程集
- 1-6 大学院履修の手引き/シラバス (2016(平成 28)年度)
- 1-7 日本赤十字看護大学組織分掌規程
- 1-8 第二次日本赤十字学園中期計画 (2014(平成 26)年度から 2020(平成 32)年度) 大学 HP http://www.jrc.ac.jp/pdf/chukikeikaku-2.pdf

第2章 教育研究組織

1. 2015 (平成 27) 年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

これまでの取り組みを継続する。

②改善すべき事項

・国際交流センターの組織的な活動を充実させ、本学の教育研究における国際化を推進させる。

2. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、 理念・目的に照らして適切なものであるか。

〈大学全体〉

日本赤十字看護大学は、学校法人日本赤十字学園のもと、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、1986年に看護学部看護学科が開設された。また、高度な地域連携・者育成を目的とした大学院看護学研究科修士課程が1993(平成5)年に開設されたのに続き、大学院看護学研究科博士後期課程が1995(平成7)年に開設された。2007(平成19)年には、看護学研究科修士課程国際保健助産学専攻を設置し、修士課程で助産師育成を開始した。さらに2014(平成26)年には共同大学院博士課程共同災害看護学専攻が開設された。

日本赤十字看護大学は、赤十字学園理事会のもと経営会議、教授会、研究科委員会を置き、さらに諮問委員会、常置委員会、臨時委員会を置いている。それぞれの委員会活動に基づき、教授会、研究科委員会での審議のもと学長による決議の方法で教育研究組織の管理運営を行っている。

自己点検・評価の実施体制としては、10章で詳述するが、学長の下に自己点検評価委員会を設置し、学長、学部長、研究科長、事務局長、図書館長、学務部長を主な構成員としている。自己点検評価委員会には自己点検評価実施委員会および年報編集委員会をおき、毎年、年報(自己点検・評価報告書)を発行している(資料 2-1、資料 2-2)。自己点検評価実施委員会は各委員長が構成員となり、PDCAサイクルに沿った自己点検・評価を実際に推進している。教育研究組織の適切性についても毎年学部関連委員会および研究科委員会において検証を行っている。

日本赤十字学園の6大学長が参加し検討・決定している2014(平成26)年度から2018(平成30)年度にわたる日本赤十字学園第二次中期計画をもとに、経営会議で大学の理念、目的に基づいた本学独自の中期計画を立案している。この中期計画の立案および評価のプロセスの検証は、本学の教育理念や目的と照らして検証すると同時に、教育研究組織とその目的が社会のニーズに適合しているかどうか等の観点から、その適切性に関する検証を行っている。

また、教育専門科目、看護系科目群毎で、調整が必要な事項に関しては、教養・基礎教員連絡会、看護教授連絡会議で連絡・調整がされる。この後、教授会での審議に至るとい

う経緯を経て決議に至っている。また教員が全員参加する教員会議があり、職位や領域を 超えて情報の共有や意見交換を行っている。

看護専門科目の各領域に関する教員組織は、教授 $1\sim2$ 名、准教授あるいは講師 $1\sim2$ 名と定員を定めており、それぞれの領域定数は、助教あるいは助手を含めて 5 名から 10 名、教養教育科目および専門基礎科目に関しては、教授あるいは准教授、講師が、それぞれ $1\sim3$ 名と定めている(資料 2-3)。

学科目制をとっていることにより、教育理念に即した演習・実習などによって協力体制をとることができている。

〈看護学部〉

1986(昭和61)年に日本赤十字看護大学が設置された後、2005(平成17)年に日本赤十字武蔵野短期大学と統合した。教育課程に則して、学科目制をとっている。教養教育、外国語、専門基礎、基礎看護学、精神保健看護学、成人看護学、母性看護学、小児看護学、老年看護学、地域看護学、看護教育学、看護管理学、国際・災害看護学の教育研究組織としている。看護学部では、看護学を修めることによって、今日の医療保健分野における重要な人材である看護師並びに保健師の育成を行っている。

〈看護学研究科〉

修士課程には、看護学専攻に加えて、高度な実践力をもつ助産師育成を目的とする、国際保健助産学専攻が2007(平成19)年に開設された。看護学専攻には、基礎看護学、成人看護学、小児看護学、母性看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、国際・災害看護学、看護管理学、看護教育学の10領域があり、修士論文作成を最終目標とする研究を主としたコースのほかに専門看護師(以下、CNSという)育成のための実践コースとして、小児看護、精神看護、慢性看護、クリティカルケア看護、がん看護、老年看護に加え、2013(平成25)年から災害看護のCNS教育課程を設置しており、多様な学習ニーズに対応できるようにしている。2015(平成27)年度からは、がん看護、小児看護、慢性看護、精神看護、老年看護、災害看護の6分野が38単位への移行の認定を受けるとともに、在宅看護の分野において38単位のCNS教育課程として新規に認定され、クリティカルケア看護においても、2017(平成29)年月に、38単位のCNS教育課程を開始した。なお、クリティカルケア看護においても、2017(平成29)年度からは本学で開講している8分野全てが38単位でのCNS教育課程となり、さらに、社会の要請に対応できる高度な実践力を有するCNS育成を行っていく。

2013(平成 25)年に高知県立大学、兵庫県立大学、東京医科歯科大学、千葉大学との共同 大学院が文部科学省「2012(平成 24)年度博士課程教育リーディングプログラム」に採択され、2014(平成 26)年に共同大学院 5年一貫制博士課程共同災害看護学専攻を開設した。

看護学研究科では看護領域での指導者になる人材として、高度看護専門職者(助産師、 CNS を含む)と教育・研究者および管理者の育成を行っている。いずれも社会からのニーズ が高く、それに対応できるような高度な能力をもつ人材育成を目指している。

〈地域連携・フロンティアセンター〉

本学がこれまで蓄積してきた看護の知的・実践的な活動を社会に還元し、実践・教育・研究の3つを統合しながら、広く人々の心身の健康を維持向上させていくための場を提供するために、2005(平成17)年に看護実践・教育・研究フロンティアセンター(平成28年度

から名称を地域連携・フロンティアセンターに変更。以下、「フロンティアセンター」という)を設立した。フロンティアセンターの組織は、①研修部門、②研究・実践部門(地域連携部門)、③災害看護部門、④広報部門、⑤プロジェクト推進部門に大別されている。同センターの運営は、フロンティアセンター運営委員会にて検討されている。運営委員会の構成員はフロンティアセンター長、各部門リーダー、広報担当委員、1名以上の経営会議構成員及び事務局職員である。運営委員会では、①事業計画ならびに収支計画、収支決算、②各部門の事業運営、③将来構想に関する事項を審議する。運営に関わる財源は、原則として自主財源であり、専従の職員は雇用せず、事務局が兼担している。フロンティアセンターの組織、運用について規程に定められている(資料 2-4、資料 2-5)。

2013(平成 25)年度より開始した広尾地区の保健医療福祉・教育が一体となってケアを創造するシステムとしての「ケアリング・フロンティア広尾」は 4 年目となり、日本赤十字社医療センター、日本赤十字社総合福祉センター、日本赤十字社助産師学校、日本赤十字社医療センター附属乳児院と協働の独立した組織として各プロジェクトを定着させている。災害看護支援活動のうち、武蔵野市地域防災活動は長年にわたる実績をもとに武蔵野市との協定を結び、多くの市民の方の参加を得て実施している。浪江町健康支援は 2016 (平成28)年度をもって本社からの支援を終了し、次年度からは本学だけで支援活動を行っていく。認定看護師教育課程は 2014 (平成26)年度末をもって休講している。

(2)教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

〈大学全体〉

本学では、大学全体としては経営会議、学部は教授会、研究科は研究科委員会、フロンティアセンターはフロンティアセンター運営委員会が、各委員会の上位機関として置かれ、それぞれの委員会組織の適切性について検証を行っている。2014(平成 26)年度から、新たに教学マネジメント委員会(IR 部門含む)を設置し、大学の組織としての適切性を検証すべく、大学組織内外の情報収集に努め、経営・教育・研究の観点から検討している。

また、大学組織の課題や運用状況等は、各委員会での年度目標、活動内容、成果検証をもとに、自己点検評価実施委員会で大学での活動全体に関する検討を行っている。各委員会活動の次年度課題の明確化を図り、結果を年報にまとめる作業を通して毎年検証している。これらの結果をもとに、経営会議で大学全体の運営方針および年度計画、中期計画の立案を行っている。また将来構想推進協議会や危機管理委員会等の諮問委員会と連動し、運営方針や中長期計画の検証を行っている。

3. 点検·評価

①効果が上がっている事項

- ・教育課程に即した教育研究組織になっていることで、設置目的の達成に相応しい組織体制である。
- ・フロンティアセンターの活動は発展的に展開しているので、設置目的に即した組織であるといえる。

②改善すべき事項

教育目的に即して国際交流を活性化させているが、その活動をさらに推進していく。

4. 2017(平成 29)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

・これまでの取り組みを継続する。

②改善すべき事項

・国際交流センターの組織的な活動を充実させ、本学の教育研究における国際化を推進させる。

5. 根拠資料

- 2-1 年報 (大学 HP)
 - http://www.redcross.ac.jp/disclosure/annualreport.html
- 2-2 自己点検・評価報告書 (大学 HP) http://www.redcross.ac.jp/disclosure/report.html
- 2-3 2016(平成28)年度日本赤十字看護大学看護学部教員組織図
- 2-4 日本赤十字看護大学地域連携・フロンティアセンター規程
- 2-5 日本赤十字看護大学看護実践・研究・教育フロンティアセンター運営委員会規程

第3章 教員・教員組織

1. 2015 (平成 27) 年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

・FD・SD 委員会は、各委員会が実施する FD の年間計画を把握し、ポリシー・マップに照ら して過不足がないかチェックし、教育・研究・大学運営のバランスのとれた能力開発の ための FD を行う。

〈看護学部〉

- ・教員授業見学導入の初年度として円滑に実施できるように努める。
- ・実習評価は、1年次から3年次の実習まで完全実施、4年次の実習を試行実施する。

〈看護学研究科〉

・全講義科目を対象とする授業評価の初年度として円滑に実施できるように努める。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

- ・FD・SD 委員会が大学全体の FD・SD を統括し推進する役割を積極的に果たすため、FD・SD ポリシー・マップに基づき年度当初に年間の体系的な FD・SD 計画を作成し、実施、評価、改善の PDCA サイクルを確実に実施する。これにより大学基準協会から指摘を受けた努力課題の解決を図っていく。
- ・教職員の教育能力向上のためのFD・SDを充実させる。

〈看護学部〉

- ・授業評価に対する学生の意見について調査を行う。
- ・教員授業見学について授業担当教員と見学教員の双方から情報収集を行い、必要に応 じて実施要領を改定する。

〈看護学研究科〉

・授業評価の対象を全科目に拡大したことに対する教員や院生の意見を調査する。

2. 現状の説明

(1)大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

〈大学全体〉

大学として求める教員像は、2013(平成25)年度に明文化された「選考したい教員像」にまとめられている(資料3-1)。具体的には、教育の理念並びに目的・目標を十分理解し、人道の理念に基づいた教育実践ができる人、同時にそれぞれの専門分野における高い研究能力を有している人、さらに地域貢献等に関する役割を果たし、大学運営の観点から、積極的な役割を果たすなど組織に貢献できる人である。また日本赤十字看護大学は、大学院博士後期課程まで有する組織であるため、教授、准教授の採用や昇格に際しては、博士後期課程の教育や研究を担うことができることが要件となっている。

上記における教員の資質等を反映させるものとして、職位の資格要件を定めている(資

料 3-2)。教授・准教授・講師・助教・助手、それぞれの職位に、求められる教員の教育・研究業績、資質等を規程で定め(資料 3-3)、かつ職位の昇格基準に関する規程(資料 3-4、資料 3-5) もある。こうした規程は諸規程集にまとめられ、全教員に配付されている。新任教員に対しては、着任時のオリエンテーションで学長からの講話等で周知されている。

看護専門科目の教員組織の編成方針は、原則として教授 1 名、准教授あるいは講師 1~2 名とし、これに演習・実習を含む担当科目時間数に応じて、助教あるいは助手を 2~5 名としており、教養教育科目および専門基礎科目の教員組織の編成方針は、教授あるいは准教授 1~3 名としている(資料 3-6)。

上記の編成方針に従い教員組織を編成し、学長が年度始めに経営会議および教授会・研究科委員会(資料 3-7、資料 3-8)でその結果を報告し、名簿を公表する。また HP や学生便覧などでも教員組織を公表している。

なお、各領域における教員編成においては、年齢構成および人数等に偏りがないよう配慮した組織編成となっている(資料 3-9)。

〈看護学部〉

学部の教員組織は、上記で述べたように教養科目群、看護専門科目群毎に必要教員人数が定められ配置されている。2016(平成28)年度現在で、学部の教員の総人数は学長をいれて68名となっている(表3-1)。68名には保健室担当教員のほか、共同災害看護学専攻教員2名、特任教授2名を含んでいる。総数以外は名誉教授8名、客員教授4名おり、非常勤講師は47名となっている。非常勤教員は主に教養・外国語科目の授業を担当している。

〈看護学研究科〉

研究科の教授・准教授は学部と兼務の編制方針であり、研究科組織は原則的には教授1名、 准教授1名と組織の編成方針を定めている。大学院設置基準に規定されている各専攻の教員 を配置している。また、CNS教育分野では各コースに専任教員が2名必要であるという日本 看護系大学協議会における教育機関認定上の条件により、講師を配置している。

2016(平成28)年度は、研究科の教員総数は42名である(表3-2、表3-3、表3-4)。42名には共同災害看護学専攻教員2名、特任教授2名を含んでいる。看護学専攻は全員が学部との兼務であり、国際保健助産学専攻は、全教員11名中専任教員は7名である。また、非常勤講師は67名であり、主にCNS教育分野、助産学分野等の専門に特化した授業を担当している。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

〈大学全体〉

本学には看護学部看護学科および大学院看護学研究科(修士課程および博士後期課程)が設置されており、教員には学位取得者を中心に高い教育・研究能力をもつことが求められる。教授、准教授の教員選考規程は博士後期課程の教育を担う人材の要件が示されており、それに照らし合わせて適切な人材を配置している。その結果、博士号取得者など専門能力の高い教員が38名配置されている。講師および助教、助手も学部で質の高い教育を行えるよう研究実践だけでなく、豊富な臨床経験を持っている教員を配置している。

また、実習科目や演習科目においては、質の高い教育を行うために、ティーチング・アシスタント(TA)制度を設けている。大学院修士課程および博士後期課程の院生を TA として任用しているほか、実践経験があり本学の理念に基づいた教育方針を理解している看護師・保

健師を非常勤助手として配置している。さらに、実習病院の教育担当副部長や、CNS等、臨床実践能力の高い看護専門職を臨床教授・臨床准教授・臨床講師等に任命し、臨床との連携を強化し実習教育体制の充実化を図っている。

〈看護学部〉

看護学部看護学科の教育研究組織は、教養教育科目・専門基礎科目・看護専門科目から構成されている(表 3-1)。大学設置基準によって定められた必要数を満たしている。現状では教員一人当たり学生約9名である。

表 3-1 2016 (平成 28) 年度 看護学部 教員組織

科目	職 位 区分	教授	准教授	講師	助教	助手
	教養教育	2				
	外国語	1	1			
	専門基礎	3				
	基礎看護学	2	2	1	4	
	精神保健看護学	1	1	2	1	
看	成人看護学	1	2	2	2	1
護	母性看護学	1	3	3	3	
	小児看護学	1	1	1	2	
専	老年看護学	1	1	1	2	-
門	地域看護学	1	1	2	1	1
	看護教育学	1	1			
	看護管理学	1	1			
	国際・災害看護学	1		1	2	

〈看護学研究科〉

看護学研究科博士後期課程には看護学専攻、修士課程には看護学専攻と国際保健助産学専攻、共同大学院博士課程(共同災害看護学専攻)があり、それぞれの教員組織体制をもつ(表 3-2、表 3-3、表 3-4、表 3-5)。大学院設置基準によって定められた必要数を満たしているだけでなく、本学では、それぞれの専門領域で高度な実践を遂行できる能力を有し、博士号を有する研究教育能力の高い教員を多く配置している。

表 3-2 2016 (平成 28) 年度 看護学研究科・修士課程看護学専攻 教員組織

領域 職位	教 授	准教授	講師・助教
基 礎 看 護 学 が ん 看 護 学	2	2	
小 児 看 護 学	1	1	
成人看護学	1	2	2
老年看護学	1	1	
精神保健看護学	1	1	2

地域看護学	1	1	1
看護教育学	1	1	
看護管理学	1	1	
国際・災害看護学	3		1
—————————————————————————————————————	4		

表3-3 2016(平成28)年度 看護学研究科·修士課程国際保健助産学専攻 教員組織

専/兼	教 授	准教授	講師・助教
専 任	1	3	3
兼任	2	2	

表3-4 2016(平成28)年度 看護学研究科・博士後期課程 教員組織

領域 職位	教 授	准教授
基礎看護学	2	2
母性看護学	1	
小 児 看 護 学	1	1
成 人 看 護 学	1	1
老年看護学	1	
精神保健看護学	1	
地 域 看 護 学	1	1
看護教育学	1	
看護管理学	1	1
国際・災害看護学	1	
共 通	2	

表 3-5 2016 (平成 28) 年度 共同大学院博士課程 (共同災害看護学専攻) 教員組織

領域職位	教 授	講師	
共同災害看護学	1	1	

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

〈大学全体〉

教員の募集については、公募制を採用しており、本学HPおよび独立行政法人科学技術振 興機構の研究者人材データベースにおいて公募している。応募者は公募数を超えているこ とが多く、特に教養系科目の非常勤教員の選考については高い倍率となっている。

教員の採用・選考・昇格等については、学校教育法・大学設置基準・大学院設置基準に 定める教員の資格要件等に基づき、「教員選考規程」「教員選考規程細則」「教員選考基 準規程」「教員昇格内規」「教員業績基準」(資料3-10、資料3-2、資料3-3、資料3-4、資 料3-5)を定め、それに則って教員選考委員会で選考を行い、教授会もしくは研究科委員会 で審議、学長が最終的な決定を行っている。また、2013(平成25)年度に教員選考規程について見直しをはかり、教員選考規程内に基準規程を盛り込み、細則を精査し、学部・研究科の「教員選考規程」、「教員選考規程細則」の統一を行い、2014(平成26)年4月1日から施行した。更に追加修正を11月にも施行した結果、2015(平成27)年度の、教員の採用、昇格に関わる教員選考のプロセスがより明確で厳密となった。学部長、研究科長、図書館長、学務部長の候補者の各選考規程を見直し、2015(平成27)年度から旧規程を廃止し、新たな規程を施行した。

〈看護学部〉

教員選考に関わる一連の諸規程に基づき、経営会議および教授会にて教員選考にかかる 領域・職位の審議を経て、教員選考委員会を設置する。教員選考委員会は、公募案の審議、 応募者の書類選考、面接を行う。その結果を報告書として提出し、教授会、研究科委員会 で審議し、学長が決定する。

また、特別任用教員、臨床教授、客員教授においては、「特別任用教員内規」、「臨床教授等に関する規程及び運用に関する申合せ」、「客員教授規程」に基づき、教授会の審議を経て、学長が決定する(資料 3-11、資料 3-12、資料 3-13、資料 3-14)。

〈看護学研究科〉

教員選考に関わる一連の諸規程に基づき、経営会議での審議の後、修士課程の教員については研究科教授会、博士後期課程の教員については博士後期課程教授会にて教員選考委員会を設置する。教員選考委員会は公募案の作成、応募者の書類選考、面接を行い、人事選考結果の報告書を作成する。人事選考の結果は研究科教授会もしくは博士後期課程教授会にて審議・投票が行われた後、学長が決定し、研究科委員会で報告される。

<u>(4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。</u>

〈大学全体〉

本学では、FD・SD 委員会規程に則り、2012(平成24)年にFD・SD 委員会を設置した。これ以前は、FD・SD 委員会のほか各委員会や事務局等の主催によるFD・SD 活動が行われてきた。しかし、FD・SD として行われる講演会や研修会も多岐にわたるようになり、日程や内容の調整が難しくなってきたため、全学的にFD・SD の体系化・組織化を図る目的で、FD・SD 委員会でFD・SD ポリシーと FD・SD マップを2013(平成25)年度に策定した。以後、FD・SD ポリシー・マップに基づき、FD・SD 委員会が各委員会や事務局などと協力しながら、教育・研究・大学運営に関する各種のFD・SD 活動を統括している。

2016(平成 28)年度の新しい活動としては、大学基準協会の大学評価で指摘された努力課題に取り組むために、新たに教員授業見学制度を導入しこと、教育方法・内容の改善のための FD を学部と研究科でそれぞれ実施したこと、より明確な FD・SD ポリシーを策定したことがあげられる(資料 3-15)。

継続的活動としては、学生による授業評価アンケートは例年と同様に実施したが、看護学部において紙媒体方式の実施方法からパソコンやスマートホンでの Web 入力方式を導入した。

教員の教育研究業績・社会的活動に関する報告書は、例年同様、全教員に対して年度末に学内教職員共有フォルダ(通称「Sファイル」)に提出してもらった。また、2014(平成

26)年度から実施している教員の自己評価による勤務評価表は、年度末までに学長への提出を求めた。

〈看護学部〉

2016(平成28)年度に実施したFD・SDは表3-6のとおりである。2017(平成29)年度からのSD 義務化に対応するために、大学ガバナンス改革の推進および教職協働をテーマとする1日研 修を全教職員を対象として実施した。

学生による授業評価アンケートは、すべての授業科目(講義・演習)で実施し、その結果をHP (PDFファイル)と図書館 (冊子ファイル)で公表した(資料3-16)。アンケートはWeb方式を初めて導入したが、回答率が低下した。教員が授業評価の結果をどのように授業改善に役立てているか把握するために、2015(平成27)年3月にアンケート調査を実施した。2014(平成26)年度から授業評価の数値が高い科目一覧表を教授会に提出し報告していたが、さらに授業改善を進めるために教員がそれらの授業を見学できる体制を2016(平成28)年度からスタートさせた(資料3-17)。

実習評価アンケートは、1年次のレベル I、2年次のレベル II、3年次のレベル II とレベル IV-1の各実習で完全実施、4年次のレベル IVで試行実施となった。その公表方法は講義・演習科目と同様である。

表3-6 2016(平成28)年度実施FD·SD一覧(看護学部)

開催日	テーマ(主催)
6月22日	実習指導者研修会・第1回(地域連携・フロンティアセンター)
6月30日	研究における倫理的配慮について(研究倫理審査委員会)
8月 4日	実習指導者研修会・第2回(地域連携・フロンティアセンター)
8月 5日	実習指導者研修会・第3回(地域連携・フロンティアセンター)
8月 9日	大学ガバナンスの改革の推進(FD・SD委員会、事務局)
8月 9日	本学の教職協働を考える(FD・SD委員会)
9月29日	ハラスメント対策「元気に働きやすい職場づくりを目指して」
	(人権・倫理委員会)
10月27日	教育内容・方法の改善を図るためのFD
	「タキソノミーとルーブリック評価の活用」(FD・SD委員会)
11月24日	アカデミック・ハラスメント防止研修
	~学びやすく働きやすい学校づくりのために~ (人権・倫理委員会)
11月28日	実習を語る会・第1回(実習委員会)
11月30日	実習指導者研修会・第4回(地域連携・フロンティアセンター)
12月 1日	新しいシラバスについての説明会 (教務委員会)
1月25日	実習指導者研修会・第5回(地域連携・フロンティアセンター)
2月27日	実習を語る会・第2回(実習委員会)

〈看護学研究科〉

2016(平成28)年度に実施したFD・SDは表3-7のとおりである。大学院ポリシーを実現する教育内容・方法についてのディスカッションを気軽なカフェ方式で実施した。

学生による授業評価アンケートは、前年度までは一部の科目のみの実施であったが、2016(平成 28)年度から修士課程の全講義科目での実施に変更した(非常勤講師担当科目を含む。各専門領域の特別研究・演習・実習は含まない)。結果の公表については、HPにおいて学期ごとの全体集計結果のグラフを一般公開し、学内専用ページで学期ごとの全体集計結果のグラフのほか、各科目の学生コメントに対する教員コメント(改善策など)を在学生向けに公開した。

表3-7 2016 (平成28) 年度実施FD·SD-覧 (看護学研究科)

•	
開催日	テーマ(主催)
11月 2日	赤十字リサーチ・フェスタ2016(地域連携・フロンティアセンター、
	研究推進委員会)
11月30日	大学院ファカルティ・カフェ「大学院ポリシーを実現するための教育
	について語ろう Part1」(FD・SD委員会)
2月21日	大学院ファカルティ・カフェ「大学院ポリシーを実現するための教育
	について語ろう Part2」(FD・SD委員会)

3. 点検·評価

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

- ・本学教員組織としては、領域毎に実践・教育・研究において豊富な業績をもつ教授が配置 されており、職位の構成もバランスがとれており、スムーズな組織運営ができている。
- ・教養・基礎教員連絡会、看護教授連絡会議や教員が全員参加する教員会議等、活発な情報交換が行われることで、領域間で協力し合う組織体制ができている。
- ・教員選考における基準や規約の整備を行った結果、教員選考における公平性、透明性、 厳密性を担保し、優秀な教員が採用できる体制が整っている。
- ・FD・SD 委員会が、各委員会などの実施する FD・SD の年間計画を把握し、ポリシー・マップに照らして過不足がないかチェックし、教育・研究・大学運営のバランスのとれた FD・SD を行う体制が整備されている(資料 3-18)。
- ・FD・SD 参加者アンケート結果から判断すると、いずれも満足度は高く、教職員の能力向上に役立っている(資料 3-19)。

〈看護学部〉

- ・授業改善に生かすための教員授業見学を開始した結果、見学を行った教員の授業改善の 意欲が高まった(資料 3-20)。
- ・学生による授業評価の自由記載欄に教員に対する誹謗中傷的表現が見られたため、FD・ SD 委員会で公表前のチェックを行い、該当部分は削除して公開した。
- ・2013(平成 25)年度から学年進行で段階的に拡大してきた学生による実習評価であるが、 2016(平成 28)年度で4年次の実習の試行実施が終了した。来年度は4学年すべての実習 で完全実施となる。なお、実習指導の結果は、教員と実習施設の担当者とで行う実習連 絡会議等の場を利用し、実習指導の改善に役立つ内容を実習施設の担当者へもフィード バックしている。

〈看護学研究科〉

- ・授業評価の対象を全講義科目に拡大し実施した(資料 3-21)。履修者が少なく回答者が特定できる可能性があるという大学院の特性から、学生のコメントは研究科長が事前にチェックした上で教員にフィードバックした。
- ・気軽に意見交換ができる大学院 FD (ファカルティ・カフェ) により研究科での教育改善 に取り組むモチベーションを高めることができている (資料 3-22)。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

- ・大学院修士課程看護学専攻のCNS教育課程の内容の変更を行うため、CNS講義・演習を担当する教員(非常勤教員も含め)の配置等、教員組織の検証を進める。
- ・2015(平成 27)年度末に示された大学基準協会による大学評価の結果、①授業評価アンケートが授業改善のための取組として組織的に活用されていない点、②FD 研修会が学部・研究科ともに教育内容・方法の改善を目的としたものになっていない点の 2 点が努力課題として指摘された。2016(平成 28)年度以降、早急にこれらの改善を図る必要がある。

〈看護学部〉

- ・授業評価アンケートの自由記載の質問項目に対して、授業改善に関係しないコメントが 多いため、より有効に授業改善につながるアンケートにする。
- ・授業改善アンケートを Web 方式にして回答率が減ったため回答率を上げるための対策を講じる。
- ・教員授業見学導入1年目の実績であるが、前期8名、後期0名の見学者数であった。 見学者の満足度は高かったが、授業見学者数を増やすための改善策を検討し実施する。

〈看護学研究科〉

・授業評価の対象を全講義科目にしたことへの教員や院生の意見を調査し改善につなげる。

4. 2017(平成 29)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

・FD・SD 委員会は、各委員会が実施する FD・SD の年間計画を把握し、ポリシー・マップに 照らして過不足がないかチェックし、教育・研究・大学運営のバランスのとれた能力開 発のための FD・SD を行う。

〈看護学部〉

- ・教員授業見学の対象科目を 70 名以上の履修者がいる必修科目で評定平均値の高い上位 20 科目に限定し、見学者の増加を図る。
- ・前年度の授業評価に対する学生の意見を調査し、学生の意見をもとに改善点を検討する。
- ・実習評価は1年次から4年次までの完全実施を達成する。

〈看護学研究科〉

・全講義科目を対象とする授業評価を継続し改善点を検討する。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

・FD・SD ポリシー・マップに基づき年度当初に年間の体系的な FD・SD 計画を作成し、実施、

評価、改善の PDCA サイクルを確実に実施する。これにより大学基準協会から指摘を受けた努力課題の解決を図っていく。

・2017(平成 29)年度の SD 義務化に対応して、教職員全員の能力向上のための FD・SD を充 実させる。

〈看護学部〉

- ・「授業評価アンケート」の名称を「授業改善アンケート」と変更するとともに、自由記載 の質問内容を授業改善への意見を促す表現に変更する。
- ・年度初めのガイダンスにおいて、授業評価の目的などの周知を図るとともに、授業改善に関係しないコメントは書かないように注意喚起する。(学生コメント全文を図書館で公開する冊子体は廃止し、評価項目ごとの平均値と学生コメントに対する教員コメントは従来とおり HPで PDF 版を公開する)。
- ・授業アンケートの回答率を上げるため、ポスター等による広報や未回答学生へメール等 による協力依頼を行う。
- ・授業見学実施要領を検証し、必要な改善を図り、見学者の増加につなげる。

〈看護学研究科〉

・授業評価の対象を全科目に拡大したことに対する教員や院生の意見の調査結果をもとに 改善点を検討する。

5. 根拠資料

- 3-1 本学で選考したい教員像
- 3-2 日本赤十字看護大学教員選考規程細則
- 3-3 日本赤十字看護大学教員選考基準規程
- 3-4 日本赤十字看護大学教員業績基準の申合せ
- 3-5 日本赤十字看護大学教員昇格内規
- 3-6 2016(平成28)年度日本赤十字看護大学看護学部教員組織図
- 3-7 日本赤十字看護大学教授会規程
- 3-8 日本赤十字看護大学看護学研究科委員会規程
- 3-9 大学情報の公表 I 教育研究活動等の状況についての情報
 - (2)教育研究上の基本組織に関すること(大学 HP)

http://www.redcross.ac.jp/disclosure/documents/H26-PDF-2.pdf

- 3-10 日本赤十字看護大学教員選考規程
- 3-11 日本赤十字看護大学特別任用教員内規
- 3-12 日本赤十字看護大学臨床教授等に関する規程
- 3-13 日本赤十字看護大学臨床教授等の運用に関する申合せ
- 3-14 日本赤十字看護大学客員教授規程
- 3-15 日本赤十字看護大学 FD・SD ポリシー・マップ
- 3-16 本学 HP 2015 (平成 27) 年度前期授業評価結果
- 3-17 教員授業見学実施要領
- 3-18 2016(平成 28)年度開催予定全学 FD 一覧
- 3-19 FD 参加者アンケート結果

第3章 教員・教員組織

- 3-20 教員授業見学リフレクションペーパー
- 3-21 本学 HP 大学院看護学研究科修士課程学生による授業評価 (アンケート調査) について
- 3-22 大学院 FD 参加者アンケート結果

第4章 教育内容·方法·成果

第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 2015 (平成 27) 年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・FD を継続し、新任教員へもディプロマ・ポリシーや教育目標の浸透を図ると共に、新たな課題への対策を立てて行く。
- ・今後も教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて、HP、大学 案内等で明示するとともに、その浸透に向けて、学内においては教授会や新学期ガイダ ンス等の機会をとらえて周知を図る。入学希望者にはオープンキャンパス等の機会を利 用して説明し、周知を継続する。
- ・今後も教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、教務委員会を中心にして3年毎に点検・評価を行うと同時に、学生による教育評価を継続する。 卒業生、就職先の管理者にも、3年毎を目処に行い、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて、定期的に検証していくとともに、時代の要請に沿った質の高い看護職者育成のための教育を提供できるように、必要に応じて見直しを行っていく。

〈看護学研究科〉

- ・教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを周知することにより、大学 院教育に携わる全教員が本大学院の方針を再認識し、よりよい教育を実施することへの意 識を高め、さらなる具体的教育内容・方法改善につなげる。
- ・ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに関して、今後も院生・修了生に対して質問紙調査を行い、目標の達成度についての教育評価を継続して行う。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・各教科目の内容や目標と、本学のディプロマ・ポリシーや教育目標を関連付けて提示で きるよう検討を行う。
- ・新たに作成したカリキュラム・マップの有効活用を組織的に行い、特に学年配当等を変 更した科目についてはその適切性について評価を行う。

〈看護学研究科〉

- ・大学院の在校生や修了生のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関する質問紙調査の結果をもとに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの内容や表現について追加修正が必要かどうかの評価を行う。
- ・目的、目標、修士課程入学から修了に至るまでの一貫性を持った、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、修了時到達目標と到達度を 再検討する。

2. 現状の説明

(1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

〈看護学部〉

現行の入学者選抜試験、カリキュラムを前提とし、表現等の見直しを中心に行うが、カリキュラムの見直しを視野に入れ、3つのポリシー(アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー)の見直しを行った。

看護学部では、ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)として8つの力を定めている:「I. 関係を築く力」「II. 擁護する力」「III. 実践する力」「IV. 探究する力」「V. 連携する力」「VI. 国際貢献する力」「VII. 成長する力」「VII. 変化を生みだす力」。このうち、I~VIを中核となる力、VII~VIIIを発展的な力とした。さらに、適正な事後評価の実施に向け、学生が到達度を判断しやすい表現を考慮し、文部科学省(2011 年)で示された学士教育課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標も参考に具体的な表現へと修正した。これらの8つの力は、学生便覧、履修の手引き/シラバス(資料 4-1-1)、看護学部 IP(資料 4-1-2)、大学案内(資料 4-1-3)に明示している。なお、2014(平成 26)年度に学生便覧について再構成し、「履修要項」の項目をシラバスに移行し、2015(平成 27)年度から「履修の手引き/シラバス」として、この中にも教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを明示するようになった(資料 4-1-1)。2016(平成 28)年度は、教育目的・教育目標をふまえ、カリキュラム・ポリシーと科目群との構成・構造について説明を加え、関連を示した。これらは、アドミッション・ポリシーとの関連もふまえ、履修の手引き(資料 4-1-4)や看護学部 IP(資料 4-1-2)に明示した。

〈看護学研究科〉

在校生や修了生の質問紙調査の結果をもとに、ディプロマ・ポリシーの評価を行い、目的、目標、修士課程入学から修了に至るまでの一貫性を持った、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとするべく、ディプロマ・ポリシーを以下のように修正した。

a. 修士課程

修士課程では、「広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うこと」を目的としている(資料 4-1-5)。以下の教育目標および修正後のディプロマ・ポリシーは、大学院履修の手引き/シラバス(資料 4-1-5)、学生便覧(資料 4-1-6)、大学院 HP(資料 4-1-7)、大学院案内(資料 4-1-8)に、看護学専攻と国際保健助産学専攻の別に、2016(平成 28)年3月以降、明示する予定である。

【教育目標】

幅広い視点で看護の現象を捉え、人々の尊厳と権利を尊重した高い倫理観とともに、高度な看護実践能力や基礎的研究能力のもとに、様々な課題を探求することで看護学の発展と人々の健康に貢献できる看護専門職を育成する。

【看護学専攻 ディプロマ・ポリシー】

修士課程に所定の期間在学し、修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査及び 最終試験に合格し、以下の能力を獲得し、かつそれらを統合して発揮する能力を有する人に、学 位(修士(看護学))を授与する。

- ①看護における課題を知識と経験から得た根拠に基づき、分析する能力
- ②人々の尊厳と権利を擁護するために、倫理的課題を多角的に分析し、対応する能力
- ③他者との相互作用を通して、自己を内省し、新たな行動につなげる能力
- ④既存の知見を体系的に収集し、批判的に吟味し、統合する能力
- ⑤研究課題を見出し、研究計画を立案し、研究を遂行し、論文として知見をまとめる能力
- ⑥多職種と協働し、必要に応じて専門職としてのリーダーシップを発揮する能力
- (7)国内外の社会変化、研究知見、実践の動向を把握する能力
- 研究・教育者を目指す人は、①~⑦に加え、以下の能力を身につけている。
 - a. 専門分野の知見を掘り下げ、自らの研究課題から得た知見を体系づける能力
 - b. 専門分野の知見の発展に向け、新たな知見を探究する能力
 - c. 専門分野の知見を、看護学教育の講義、演習、実習等に活用する能力
 - d. 自ら取り組んだ研究課題とその成果を、さらに探究していく能力
 - e. 看護学を志す人の成長をはぐくみ、自らも成長していく能力
- f. 看護研究・教育上の課題の解決に向けて、リーダーシップを発揮し、変革者となる能力 専門看護師を目指す人は、①~⑦に加え、以下の能力を身につけている。
 - a. 専門分野の実践上の課題に対し、根拠に基づいて対応する能力
 - b. 専門分野におけるより複雑な現象に対応する能力
 - c. 専門分野におけるより複雑な倫理的な課題に対応する能力
 - d. 実践上の課題を解決するために、多職種との間で連携・調整する能力
 - e. 専門分野におけるスタッフの成長をはぐくむ教育能力
 - f. 必要な新しいしくみを開発し、リーダーシップを発揮し、変革者となる能力
- 看護教育または看護管理の実践者を目指す人は、①~⑦に加え、以下の能力を身につけている。
 - a. 看護教育または看護管理分野の知識・技術を活用し組織を主体的に運営する能力
 - b. 看護教育または看護管理分野におけるより複雑な倫理的課題に対応する能力
 - c. 看護教育または看護管理分野の質向上のために、組織内外の人々と連携・調整する能力
 - d. 看護教育または看護管理に携わる人の成長をはぐくみ、自らも成長していく能力
 - e. 看護教育または看護管理上の課題を解決するために新しいしくみを開発し、変革を牽引す る能力

【国際保健助産学専攻 ディプロマ・ポリシー】

修士課程に所定の期間在学し、修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査及び 最終試験に合格し、以下の能力を獲得し、かつそれらを統合して発揮できる能力を有する人に、 学位(修士(看護学))を授与する。

- ①実践における現象から課題を抽出し、幅広い視点から分析する能力
- ②人々の尊厳と、権利を擁護するために、倫理的課題を多角的に分析し、対応する能力
- ③他者との相互作用を通して、自己を内省し、他者との関係性を築く能力
- ④既存の知見を吟味して研究課題を見出し、研究を遂行し、論文としてまとめる能力
- ⑤実践における課題に対して、根拠に基づいて支援を遂行する能力
- ⑥多職種と協働し、必要に応じて専門職としてのリーダーシップを発揮する能力
- ⑦世界的視野から国内外の社会変化、研究知見、実践の動向を把握する能力
- ⑧変動する社会に対応し、専門職として自己成長し、専門領域の発展に寄与する能力

研究・教育者を目指す人は、①~⑧に加え、以下の能力を身につけている。

- a. 国際保健助産学分野の知見を掘り下げ、自らの研究課題から得た知見を体系づける能力
- b. 国際保健助産学分野の知見の発展に向け、新たな知見を探究する能力
- c. 国際保健助産学分野の知見を、教育の講義、演習、実習等に活用する能力
- d. 国際保健助産学分野で自ら取り組んだ研究課題とその成果を、さらに探究していく能力
- e. 国際保健助産学を志す人の成長をはぐくみ、自らも成長していく能力
- f. 国際保健助産学分野の課題の解決に向けて、専門職としてリーダーシップを発揮し、変革者 となる能力

助産師を目指す人は、①~⑧に加え、以下の能力を身につけている。

- a. 助産学分野の実践上の課題に対し、根拠に基づいて倫理的に対応する能力
- b. 助産学分野における高度実践能力遂行のための基礎的能力
- c. 助産学分野の研究課題を見出し、研究計画を立案し、課題研究を遂行する能力
- d. 助産学分野の実践上の課題を解決するために、多職種と協働する基礎的能力
- e. 助産学分野の実践上の課題を解決するために必要なしくみを探求し、資源を活用、調整する 基礎的能力
- f. 助産学分野の課題の解決に向けて、専門職としてリーダーシップを発揮し、変革者となる基 礎的能力

b. 博士後期課程

博士後期課程では、「看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養うこと」を目的としている(資料 4-1-5)。以下の教育目標および修正後のディプロマ・ポリシーは、大学院履修の手引き/シラバス(資料 4-1-5)、学生便覧(資料 4-1-6)、大学院 HP(資料 4-1-7)、大学院案内(資料 4-1-8)に平成 28 年 3 月以降、明示する予定である。

【教育目標】

看護学における深い学識や高度な実践能力とともに、卓越した専門性と倫理観に基づき 人々の健康に貢献しうる研究を自立して行う能力をもち、国際的・学際的に看護学の発展 に寄与できる看護専門職を育成する。

【ディプロマ・ポリシー】

博士後期課程に所定の期間在学し、修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査 及び最終試験に合格し、以下の能力を獲得し、かつそれらを統合して発揮する能力を有する人に、学位(博士(看護学))を授与する。

- ①看護における現象を深い学識をもとに捉え、看護学の発展に向けた課題を明らかにする能力
- ②人々の尊厳と権利を擁護するために、複雑な倫理的課題を俯瞰的・批判的に分析し、新た な方略を提言する能力
- ③看護学の発展に寄与する研究を独立して推進する能力
- ④研究成果を公表・提言し、実践に還元する能力
- ⑤学際的に協働し、リーダーシップを発揮し、社会の変革に挑戦する能力
- ⑥世界的視野から新規性のある課題に挑戦し、発信する能力

c. 博士課程共同災害看護学専攻 (DNGL)

2014(平成 26)年に開講した博士課程共同災害看護学専攻は、高知県立大学、兵庫県立大

学、千葉大学、東京医科歯科大学、日本赤十字看護大学の5大学が共同で設立した5年ー 貫課程の共同大学院で、災害看護グローバルリーダー養成プログラム (DNGL) を実施している。この専攻の目的は、「看護学を基盤として、他の関連諸学問と相互に関連・連携しつつ、学術の理論および応用について産官学を視野に入れた研究を行い、特に災害看護に関してその深奥を極め、人々の健康社会の構築と安全・安心・自立に寄与すること」であり(資料4-1-5)、以下の教育目標、ディプロマ・ポリシーを、大学院履修の手引き/シラバス(資料4-1-5)、学生便覧(資料4-1-6)、大学院 HP(資料4-1-7)、大学院案内(資料4-1-8)に明示している。

【教育目標】

求められている災害看護に関する多くの課題に的確に対応し解決できる、学際的・国際 的指導力を発揮するグローバルリーダーとして高度な実践能力を有した災害看護実践者並 びに災害看護教育・研究者を養成する。

【ディプロマ・ポリシー】

博士課程共同災害看護学専攻に所定の期間在学し、修了要件となる単位数を修得するとともに、博士論文の審査及び最終試験に合格し、以下の要件を満たす者に学位を授与する。 学位の名称は、博士(看護学)とし、Disaster Nursing Global Leader を付記する。

- ①人間の安全保障を理念として、いかなる災害状況でも「その人らしく健康に生きる」 ことを支援することができる能力を有している。
- ②災害サイクル諸局面において「健康に生きるための政策提案」に取り組むことができ る能力を有している。
- ③グローバルな視点から安全安心社会の実現に向けて、産学官との連携を築き、制度や システムを変革できる能力を有している。
- ④学際的な視点、国際的な視点から災害看護学を構築し、災害看護学を研究開発できる 能力を有している。

(2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

〈看護学部〉

本学のカリキュラムは、前述のディプロマ・ポリシーや教育目的・目標の実現をめざし、看護専門職として基礎的な内容から専門的・応用的な内容にわたる学習段階を重視したカリキュラム構造としている。特に、基礎的な学習においては、学生一人ひとりの個別性に応じた丁寧な教育を実施し、学習段階が進む中で、常に人道(Humanity)を実現するための看護の原点に立ち返って探求できるらせん型のカリキュラムとしている。さらに、学生の自律的・創造的な力を強化するために、自己学習を促進するようなゆとりのあるカリキュラムとし、より応用的・発展的な学習を選択的に履修できるような科目設定をしている。具体的には、基礎科目群と看護専門科目群の2つの科目群によって構成し、バランスを配慮したカリキュラム構造としている。

これらについては、カリキュラム・ポリシーとして、HP(資料 4-1-2)、大学案内(資料 4-1-3)への掲載を継続している。2014(平成 26)年度にはディプロマ・ポリシーと各科目を関連付けてカリキュラム・マップを作成し、2015(平成 27)年度にHPに掲載し公表を行った。2016(平成 28)年度は3つのポリシーの見直しに伴い、①学修方法・学修過程のあり方等を

多様な学生が理解できるよう、カリキュラム・ポリシーの具体的な表現へと修正し、②ディプロマ・ポリシーに基づく学年配当の変更を行った。

〈看護学研究科〉

a. 修士課程

在校生や修了生の質問紙調査の結果をもとに、カリキュラム・ポリシーの評価を行い、 目的、目標、修士課程入学から修了に至るまでの一貫性を持った、アドミッション・ポリ シー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとするべく、カリキュラム・ポリ シーを以下のように修正した。

上記の教育目標および修正後のカリキュラム・ポリシーは、大学院履修の手引き/シラバス (資料 4-1-5)、学生便覧(資料 4-1-6)、大学院 HP(資料 4-1-7)、大学院案内(資料 4-1-8) に、看護学専攻と国際保健助産学専攻別に、平成28年3月以降、明示する予定である。

【看護学専攻 カリキュラム・ポリシー】

看護学専攻の人材育成目標に到達するため、以下の方針に基づき教育課程を編成している。

- ①幅広い視点から現象を捉える力を育成するために、専門分野を超えた学修が必要な内容を共通科目として置く。
- ②研究能力を育成するために、特別研究を各領域に置く。
- ③人々の尊厳と権利を擁護する能力を育成するために、赤十字の理念である人道に関する科目を置く。
- 研究・教育者育成のため、以下の方針に基づき教育課程を編成している。
 - ①10 の専門領域(基礎看護学、がん看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、看護教育学、看護管理学、国際・災学看護学)に必要な科目(特講・演習・実習)を置く。
- 専門看護師育成のため、以下の方針に基づき教育課程を編成している。
 - ①専門看護師 8 コース(がん看護、小児看護、クリティカルケア、慢性看護、老年看護、 精神看護、在宅看護、災害看護)の教育課程に必要な科目を置く。
- ②専門看護師としての高度実践力を養うために、共通科目 A、共通科目 B を置く。 看護教育または看護管理の実践者育成のため、以下の方針に基づき教育課程を編成している。
 - ①2 の専門領域(看護教育学、看護管理学)に必要な科目(特講・演習・実習)を置く
 - ②認定看護管理者認定審査受験、及び看護師等養成所の専任教員または教務主任の養成講習会修了資格取得に必要となる科目を置く。

【国際保健助産学専攻 カリキュラム・ポリシー】

国際保健助産学専攻の人材育成目標に到達するため、以下の方針に基づき教育課程を編成している。

- ①幅広い視点から現象を捉える力を育成するための 3 つの専門分野 (ウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野、国際保健助産分野、助産学分野) 科目を置く。
- ②専門分野を超えた内容を学修するために必要な共通科目を置く。
- ③研究能力を育成するための科目を置く。
- ④人々の尊厳と権利を擁護する能力を育成するために、赤十字の理念である人道に関す

る科目を置く。

研究・教育者育成のため、以下の方針に基づき教育課程を編成している。

- ① ウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野に関する能力および研究能力を育成するための科目を置く。
- ②国際保健助産学分野に関する能力および研究能力を育成するための科目を置く。 助産師国家試験受験資格要件及び高度実践助産師育成のため、以下の方針に基づき教育課程を編成している。
 - ①助産師国家試験受験資格に必要な助産学分野科目を置く。
 - ②受胎調節実地指導員資格取得のための科目を置く。
 - ③ウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野に関する能力を育成するための科目を置く。
 - ④国際保健助産学分野に関する能力および研究能力を育成するための科目を置く。

b. 博士後期課程

在校生や修了生の質問紙調査の結果をもとに、カリキュラム・ポリシーの評価を行い、 目的、目標、修士課程入学から修了に至るまでの一貫性を持った、アドミッション・ポリ シー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとするべく、カリキュラム・ポリ シーを以下のように修正した。

上記の教育目標および修正後のカリキュラム・ポリシーは、大学院履修の手引き/シラバス (資料 4-1-5)、学生便覧(資料 4-1-6)、大学院 HP(資料 4-1-7)、大学院案内(資料 4-1-8) に、平成28年3月以降、明示する予定である。

【カリキュラム・ポリシー】

博士後期課程の教育目標に到達するため、以下の方針に基づき教育課程を編成している。 ①分野として、基礎看護学、応用看護学(母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、国際・災害看護学)、看護教育・管理学を置く。 ②専門領域毎に必要な特論、特別研究を置く。

③高度な研究能力育成のため、看護科学特論、看護研究特論、研究計画書セミナーを共通科目に置く。

c. 博士課程共同災害看護学専攻(DNGL)

博士課程共同災害看護学専攻のカリキュラム・ポリシーについては、教育目的・教育目標に基づき以下のように定め、大学院履修の手引き/シラバス(資料 4-1-5)、学生便覧(資料 4-1-6)、大学院 HP(資料 4-1-7)、大学院案内(資料 4-1-8)に明示している。

【カリキュラム・ポリシー】

博士課程共同災害看護学専攻は、災害看護のグローバルリーダーを養成するために、教育目的に基づき、以下のような方針で教育課程を編成している。

- ・カリキュラムは、災害看護学の基礎となる「看護学の基盤に関する科目群」「災害グローバルリーダーに必要な学際的科目群」、災害看護学を学問として構築する能力を養うための「災害看護学に関する科目群」、災害看護学に関する専門的な実践や研究、グローバルリーダーとしての機能・役割を身につけるための「災害看護学演習」「災害看護学実習」及び「災害看護学に関する研究支援科目群」の6つの科目群によって構成する。
- ・学生が自分の関心や課題に沿って自律的に学び、グローバルリーダーとしての能力を

培うことができるように、「災害看護学演習」及び「災害看護学実習」の科目群に「インディペンデントスタディ」を科目として置く。

- ・構成大学院(「高知県立大学大学院看護学研究科」「兵庫県立大学大学院看護学研究 科」「千葉大学大学院看護学研究科」「東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科」 「日本赤十字看護大学大学院看護学研究科」)は、学生が各構成大学院から10単位以上 の履修ができるように必要な科目を開講する。
- ・学修の過程で、その成果を確認するために、Preliminary Examination とQualify Examinationを実施する。
- ・構成大学院の専任教員による研究指導体制の下で災害看護学に関連する理論、高度な 実践や研究についての知識を統合し、災害看護学の「博士論文」を作成できるように 科目を編成する。

(3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が大学構成員(教職員および 学生等)に周知され、社会に公表されているか。

〈看護学部〉

看護学部の教育目的・教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは、HP、大学案内等に掲載し社会に公表している。特に、入学を希望する高校生やその保護者等には、オープンキャンパスの機会を用いて説明している。大学構成員に対しては、教授会・教員会議等を通じて適宜、共通理解を図っており、カリキュラム等が大幅改定される際にはFD・SDを開催して周知している。学生への周知として、従来は学生便覧に掲載していたが、2015(平成27)年度より履修の手引き/シラバスにも掲載し、新年度のガイダンスにて説明することで一層の浸透を図っている。2016(平成28)年度は、3つのポリシー見直しと学年配当の変更などに伴う公表内容の修正を行った。また、今後ディプロマ・ポリシーとシラバスとの関連づけを目指し、Webシラバスシステム導入を図った。

〈看護学研究科〉

前年度に策定した発展方策として、教育目的・目標と、学位授与方針としてディプロマ・ポリシー(以下 DP)、教育課程の編成方針であるカリキュラム・ポリシー(以下 CP)が明文化されているが、これを周知し、大学院教育に携わる全教員がよりよい教育を実施することへの意識を高め、さらなる具体的教育内容・方法改善につなげることの必要性が、前年度に課題として提示された。

2016(平成 28)年度は、本学大学院教職員への教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、大学院教育を担当する教員により構成される研究科委員会において適宜、その内容を取り上げ、周知をはかった。また、大学院生向けには、履修の手引き/シラバス:大学院(資料 4-1-5)、学生便覧(資料 4-1-6)に明記し、新年度ガイダンスにおいても説明を実施した。

社会に向けての公表としては、大学院 HP (資料 4-1-7)、大学・大学院案内 (資料 4-1-8) に明示し、大学院説明会においても周知に努めた。

(4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検 証を行っているか。

〈看護学部〉

2010(平成 22)年度に立ち上がった第 8 次カリキュラム検討委員会による検討の結果、2012(平成 24)年度改定されたカリキュラムが 2015(平成 27)年度に完成年度を迎えた。教育の成果に対する評価を明らかにするため、2013(平成 25)年度より毎年在校生を対象に、隔年で卒業生を対象に、隔年で就職先の管理者を対象に、自己および他者による教育評価調査を継続して実施している。2015(平成 27)年度はその結果をもとに、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーなどの観点から本学の教育の課題について議論・共有することをねらいとして全教員による FD ワークショップを開催し、教員の意見を集約した。これらをもとに、カリキュラム全体の評価と一層の改善を図るため、2014(平成 26)年度設置の教学マネジメント委員会と教務委員会のプロジェクトが定期的に検証を行い、改善策について検討を行っている。

〈看護学研究科〉

前年度に策定した発展方策として、大学院の在校生や修了生のDP、CPに関する質問紙調査の結果をもとに、DP、CPの内容や表現について追加修正が必要かどうかの評価を行うこと、教育目標、修士課程入学から修了に至るまでの一貫性を持った、AP、CP、DP、修了時到達目標と到達度を再検討すること、が提示されている。

2016(平成 28 年)度は、大学院修了生ならびに大学院在学生を対象として 2014(平成 26)年度、2015(平成 27)年度に実施した質問紙調査「教育評価アンケート」の分析結果をもとに DP、CP の内容や表現について検討するための「大学院看護学研究科 AP・DP・CP 検討のためのワーキンググループ」が立ち上げられ、新たな DP・CP が策定された。

また、学位授与方針として、論文博士制度についてその適切性についての検討を行った。論文博士制度については、文部科学省が学位の国際的な通用性、信頼性を確保していくためにも見直しが必要であるとし、将来的廃止の方向性を打ち出しており、本学においても現行の論文博士の制度の検討は急務の課題となった。そのため、現在、論文博士の制度を活用して学位取得を計画している者が存在するかどうかをまず明らかにし、対象者がいるならば不利益を被らない手立てを取りつつ、論文博士制度の将来的廃止に向けて検討を開始した。本学における論文博士輩出の経緯をみると、この制度を活用して学位を取得した者は2007(平成19)年度~2008(平成20)年度の3名のみで、いずれも本学大学院に研究生として在籍し、論文指導を受けた者のみであった。その後、8年間、この制度を利用した者はなく、すでに社会のニーズはないものと判断された。また、現在、本学で論文博士の制度を活用しての学位取得を準備している者については、この8年の間に、論文博士による学位取得を目指して研究生として在籍した者は1名もおらず、2017(平成29)年度末までに論文博士取得を希望してきた者も皆無であることから、制度廃止により不利益を被る者はいないと判断され、2017(平成29)年度末をもって本学大学院における論文博士の制度を廃止する方向で手続きをすすめることを決定した。

3. 点検·評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて、学士力をふまえ、その構成

や表現を検討し変更を行った。ポリシーをより分かりやすい表現とし、履修の手引きなどに記載することで、教員および学生全体へポリシーの浸透が図られ意識が高まった。

・一部科目の学年配当の変更を実施した。これにより、教育目標に沿って段階を踏んだ学 修の展開が可能となった。効果については継続した評価が必要である。

〈看護学研究科〉

- ・在校生や修了生の質問紙調査の結果をもとに、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの評価を行い、目的、目標、修士課程入学から修了に至るまでの一貫性を持った内容へ修正した。
- ・研究科委員会において構成員である教員に向けて、教育目的・目標と、DP、CP について 適宜、とりあげていることで周知ははかられている。大学院生への周知及び社会に向け ての公表についても、上記方策により周知ははかられている。
- ・ワーキンググループにおいて、修士課程については現行のDPを看護学専攻と国際助産学専攻に分け、共通の能力と各専攻独自の能力を明確にし、各専攻・各コースの違いがよりわかりやすくする等の修正案が作成された。その後、修正案について教学マネジメント会議、研究科委員会等で検討を重ね、2017(平成29)年度4月に新たなDP・CPを公表できるように準備を整えた。
- ・学位授与方針の検討として、本年度は社会におけるニーズ、文部科学省の方針なども考慮 しながら、論文博士の制度について検証を行い、本制度について廃止という方向性を打ち 出した。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの変更により、カリキュラム・マップとの整合性をもたせる必要がある。
- ・学生がディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを一層理解し関連付けながら履 修計画をたて自律して学べるよう、今後はシラバスにポリシーとの関連を示すなどの整 備が必要である。

〈看護学研究科〉

- ・在校生や修了生の質問紙調査の結果をもとに、評価・修正したアドミッション・ポリシー、 カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの周知を図っていく必要がある。
- ・研究科委員会における取り組みで周知ははかられているものの、大学院教育に携わっている助教、講師、准教授の一部はこの委員会の構成員ではない。このため、全教員を対象として周知を図る場を設定していくことも必要と考える。
- ・社会への公表としては、従来からの大学院案内、ホームページを媒体として活用する公開にあたり、2017(平成29)年度のDP、CPの変更について速やかに対処する必要がある。本大学院への進学を考える受験生について、入試ハンドブック2017(資料4-1-9)および募集要項(資料4-1-10)ではアドミッションポリシー(AP)のみしか示されていない。
- ・2017(平成 29)年度末に、本学博士後期課程において規定されていた論文博士の制度の中 止が決定されたので、これについての周知ならびに社会への公表が必要となる。
- ・今後も、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期

的に検証していくための指標として、「教育評価アンケート」を 2016 (平成 28) 年度も実施 した。受講する大学院生による大学院授業評価も行われているが一部科目での実施である ため、個々の授業の改善には役立つが、大学院教育全体の適切性の検討に用いるデータと しては不十分であった。

4. 2017 (平成 29) 年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・改正したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの周知徹底のため、教職員を 対象とした FD を開催する。
- ・改正したディプロマ・ポリシーに沿ったカリキュラム・マップの見直しを行う。
- ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、今後も定期的に評価検証 を行い、必要に応じて見直しを行う。

〈看護学研究科〉

- ・在校生や修了生の質問紙調査の結果をもとに、評価・修正したアドミッション・ポリシー、 カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーと関連したカリキュラムの検討を図る。
- ・大学院教育を担当する全教員対象のFD「faculty cafe」を2016(平成28)年11月30日、2017(平成29)年2月21日の2回、開催した。この目的は「これまでの大学院の教育評価をもとに、現在の本大学院の課題を検討し、解決に向けた具体的な対策を考える」ということであった。このFDの目的を達成するためにも、大学院の教育目標、DP、CPの周知を図ることは必要不可欠と言える。また、2017(平成29)年度より、教育目標、DP、CPの文言を変更したこともあり、教員に新たな教育目標、DP、CPを周知する必要がある。そのために、FD・SD委員会と連携し、FD「faculty cafe」実施時には、大学院の教育目標、DP、CPについて説明し、その内容を共有する場を設けることも一案と考える。
- ・大学院生に向けては、2017(平成 29)年度も 4 月初旬の新年度ガイダンスで、新たな教育目標、DP、CP について説明する時間を確保する。
- ・社会への公表としては、従来からの大学院案内、ホームページを媒体として活用する公開にあたり、2017(平成29)年度のDP、CPの変更について速やかに対処する必要がある。ホームページでは、トップページの新着情報欄などを活用し、DP、CPが改編された旨を伝え、周知に努める。
- ・大学院の在校生や修了生のDP、CPに関する質問紙調査「教育評価アンケート」と大学院 授業評価の結果をもとに、定期的に教育目標、DP、CPの内容、及びその適切性につい検 証を、引き続き実施していく。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと各教科の内容、目標を関連付けて提示できるための検討を行う。
- ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー修正と学年配当変更に伴うカリキュラム・マップの見直しを早い時期に行い、定期的に評価改善を行っていく。

〈看護学研究科〉

- ・本大学院への進学を考える受験生に対する周知として、入試ハンドブック 2017(資料 4-1-9) および募集要項(資料 4-1-10)に、本大学院がDP、CPを定めており、本学ホームページ 及び大学・大学院案内にて公表されていることを情報として掲載できるように、2019(平成 31)年度入学者選抜試験の受験生向けの入試ハンドブックおよび募集要項の作成担当者である入試・広報係と連携し、検討していく。
- ・2017(平成 29)年度末に決定した学位授与の制度として規定されていた論文博士の制度 について、論文博士を希望する研究生の募集が停止となる。その旨について、本学ホームページ等の広報媒体によって広く周知徹底をはかり、不利益を被る者がでないように 配慮していく必要がある。
- ・大学院生による大学院授業評価は、2016(平成28)年度より全科目での実施に変更された。このため、次年度以降はこの結果も、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の検証に活用していくことが可能と考える。CNSコースの一部領域では2015(平成27)年度より38単位制へと移行した。このため、新たなCNSコースについて、教育目標及びDP、CPの適切性の検討は急務の課題である。2017(平成29)年度は、38単位制のCNSコースにおける修了生の「教育評価アンケート」結果が初めて明らかになる年度であり、早急にその分析を行い、教育目標、DP、CPの適切性を検討する必要がある。

5. 根拠資料

- 4-1-1 学生便覧、履修の手引き/シラバス
- 4-1-2 看護学部 HP
- 4-1-3 大学案内
- 4-1-4 履修の手引き
- 4-1-5 履修の手引き/シラバス 大学院 (2016(平成 28)年度)
- 4-1-6 学生便覧 (2016(平成 28)年度)
- 4-1-7 教育方針·受入方針(大学院)(大学 HP) https://www.redcross.ac.jp/graduate/policy
- 4-1-8 大学・大学院案内 (2016(平成 28)年度)
- 4-1-9 入試ハンドブック Data & Information (2016(平成 28)年度)
- 4-1-10 大学院入学者選抜試験募集要項(2016(平成28)年度)

第2節 教育課程・教育内容

- 1. 2015 (平成 27) 年度に策定した発展方策
- ①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

・2012(平成 24)年度開始カリキュラムは、変動する社会・医療状況に対応できる、実践能力の高い看護師を育成することを目指して編成したカリキュラムである。

〈看護学研究科〉

「クリティカルケア看護」のCNS教育課程における38単位への移行の準備をすすめていく。

・赤十字看護大学6大学間の修士課程単位互換協定(特別聴講学生)の2017(平成29)年度の 開始にむけて、引き続き協議する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

・完成年次を迎えたカリキュラムについて、学生や教職員、卒業生の就職先等の意見をも とに、カリキュラム全体の適切性に関する評価を行う。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程看護学専攻新カリキュラム (38単位のCNS教育課程およびCNS共通科目3科目含む) の進捗状況の確認や評価結果を踏まえた課題に対応する。
- ・博士後期課程において、2014(平成26)年度以降の科目の再編に関する評価結果を踏まえ た課題に対応する。

2. 現状の説明

(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

〈大学全体〉

本学は、看護学部と看護学研究科のカリキュラム・ポリシーに基づき、体系的なカリキュラムを編成し、必要十分な授業科目を開講している。教育課程の編成の適切性の検証については、毎年、教学マネジメント会議において、教育課程全体の評価をしながら方針を出し、教務委員会、研究科教務委員会で具体的な内容について検討し、改善すべき項目については、教授会、研究科委員会での審議を経て行っている。また、大幅なカリキュラム改訂を行う場合には、学長諮問によるカリキュラム検討委員会を立ち上げて検討を行い、経営会議および、教学マネジメント会議、教授会での審議を経て、改訂を行っている。学則変更が必要な場合には、学園本部の理事会での審議を経て行っている。

学部と研究科の教育課程の編成の現状は以下の通りである。

〈看護学部〉

2012(平成24)年度導入の新カリキュラムは、2011(平成23)年の保健師助産師看護師学校等養成所指定規則(以下、指定規則)の改正に伴い、第8次カリキュラム検討委員会での検討に基づいて作成し、教務委員会、教授会、経営会議の検討を経て、2011(平成23)年10月に文部科学省に申請を行い、2012(平成24)年1月に承認された。2012(平成24)年度新カリキュラムは、従来の科目編成方針を踏襲し、基礎科目群と看護専門科目群から構成されているが、指定規則の改正に伴い、保健師教育課程を選択制にするともに必要単位数を増加した。さらに、新たに「健康レベル別看護学」を設け、現在の医療状況を踏まえた看護実践能力の育成の強化を図った。

2012(平成24)年度新カリキュラムの構成は、以下の通りである(資料4-2-1)。

a. 基礎科目群

建学の理念を基盤とした幅広い教養と豊かな人間性をもつ人材育成を目的とするための 科目群で、「赤十字」「人間」「社会」「自然と科学」「情報」「言葉」「基礎ゼミ」「健康」から構成されている。

この科目群の具体的なねらいは、①高等学校からの連携教育を図る、②幅広い視点から

創造的思考力を育成する、③医療の高度化や看護ニーズの多様化等に対応する専門的能力 を育成する、の3点である。

b. 看護専門科目群

看護学の専門的知識・技術を基礎から応用へと段階的に学習するための科目群で、「看護論」「看護技術論」「看護援助論」「精神保健看護学」「発達看護学」「健康レベル別看護学」「地域・在宅看護学」「看護管理学・看護教育学」「応用看護学」「国際・災害看護学」「看護学実習」「研究」から構成されている。

この科目群の具体的なねらいは、①エビデンスに基づいた看護を展開できる力を育成する、②さまざまな健康レベルや場に応じた諸課題に対応できる実践能力を育成する、③国内外の災害救援・救護及び国際開発能力等における実践能力を育成する、④看護職(保健師・看護師)に共通する地域社会の中で連携して実践していくための能力を育成する、⑤学習段階に応じたレベル別の看護学実習を展開する、⑥一人ひとりの人間がもつ固有の価値を認めて関係を築く能力と人間の尊厳と権利を擁護する能力を育成する、⑦健康レベルに応じた看護実践能力に加え、急性期化する医療機関での看護実践能力を育成する、の 7 点である。

〈看護学研究科〉

a. 修士課程

本大学院の修士課程には、看護学専攻と国際保健助産学専攻の 2 つの専攻をおき、各専攻において以下のような専門分野や科目群等を置いている(資料 4-2-2、資料 4-2-3)。 看護学専攻には、基礎看護学、がん看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、看護教育学、看護管理学、国際・災害看護学の 10 の専門領域がある。その中で、2005(平成 17)年に小児看護、慢性看護、精神看護が CNS 教育課程の認定を受け、その後 2009(平成 21)年度にがん看護とクリティカルケア看護、2012(平成 24)年度に老年看護、2013(平成 25)年度に災害看護が CNS 教育課程の認定を受けた。2015(平成 27)年度には、がん看護、小児看護、慢性看護、精神看護、老年看護、災害看護、そして新たに在宅看護を加えた7コースにおいて38単位の CNS 教育課程が認可された。クリティカルケア看護については、2016(平成 28)年7月に26単位から38単位へ移行するための申請手続きを行い、2017(平成 29)年2月に認定された。

修士課程看護学専攻新カリキュラム (38 単位の CNS 教育課程含む) については、2016(平成 28)年度にFD/SD委員会と研究科教務委員会の共催で開催された大学院カリキュラムを語る会 (大学院ファカルティ・カフェ) の中で、カリキュラムの過密化、修士論文の質を維持することへの困難さ等の課題が出された (資料 4-2-4)。

また、看護教育学、看護管理学の 2 領域では、看護教員・看護管理者の養成を目的とした実践コースとして、看護教員キャリア支援コースと現任教育担当者キャリア支援コース、および日本看護協会認定看護管理者の認定審査が受けられる看護管理者キャリア支援コースを開設している。

さらに、本学のディプロマ・ポリシーにてらし、修士論文の質と内容の到達基準を明確にし、2015(平成27)年度から研究論文作成のための科目群を「特別研究 I・II・III」(各2単位)として単位化した。

国際保健助産学専攻は 2007 (平成 19)年に新設され、世界の情勢を見つめ研究的視点をも

って指導的立場で自立的に活動できる人材の育成を目指した研究コースと、国際的・研究的視点を持ちつつ助産ケアを必要とする人々の生活に直接関わって支援をしていく実践コースを設置している(資料 4-2-3)。本専攻では、全科目を 3 分野にわけ、ウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野に 7 科目、国際保健助産分野 10 科目、助産学分野 14 科目を開講している(資料 4-2-2)。研究コースは、主にウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野を、実践コースは、助産学分野(必須 28 単位)を中心に履修できる教育課程を提供している(資料 4-2-2)。国際保健助産分野については両コースが履修でき、カンボジアでの実習を通して助産や母子保健を中心に国際協力について考える機会となっている。

修士課程には、各領域の専門科目の他に、専攻・領域を超えた学習が必要な共通科目として、「英語講読」「看護科学特講」「情報科学特講」等を開講している他、CNS 教育課程の共通科目に該当する科目、「看護研究特講」「コンサルテーション論」等をおいている。さらに、38 単位 CNS 教育課程の認可を受けて「病態生理学」「臨床薬理学」等の医学系共通科目を 2015 (平成 27)年度から開講した。

また、赤十字看護大学6大学間では、修士課程単位互換協定(特別聴講学生)により、2016(平成28)年度に本学で開講する科目の選定を行い、2018(平成30)年の開始に向けての準備を行った(資料4-2-4)。

b. 博士後期課程

博士後期課程は、基礎看護学、応用看護学(母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、および2013(平成25)年度に設置された国際・災害看護学)、看護教育・管理学の3分野10領域から構成されている(資料4-2-2)。大学院教育においてコースワークの充実・強化を促進するために、2013(平成25)年度にカリキュラムを改訂した。主な変更点は以下の3つである(資料4-2-3)。

- ・高度な研究能力育成のために、博士論文作成に向けて必要な理論的知識や研究方 法に関する知識を深く探求する科目の設置
- ・専門分野を横断したより幅広い学際的視点で、自らの研究について精選、伝達でき る能力を養うための科目の設置
- ・専門分野を横断したより幅広い学際的視点で、リーダーシップを発揮できる能力を 養うための科目の設置

研究能力の育成に必要な理論構築や研究方法論の科目を従来の2科目から10科目に増やし、コースワーク、論文作成指導、学位論文審査の各段階が有機的つながりを持って、博士の学位授与へ導いていく系統的教育課程を整え、対応する科目群を2014(平成26)年度から開講し、それらの充実・改善を行っている。

博士後期課程新カリキュラムについても、2016(平成28)年度にFD・SD 委員会と研究科教務委員会の共催で開催された大学院カリキュラムを語る会(大学院ファカルティ・カフェ)の中で、研究方法に関する科目における内容の重複、リーダーシップを発揮できる能力を養うための科目の充実、共通科目とコースワークのつながりの明確化等の課題が出された(資料4-2-4)。

c. 博士課程共同災害看護学専攻 (DNGL)

博士課程共同災害看護学専攻の教育課程は、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づき、以下の6科目群から構成されている(資料4-2-5)。

- ①看護学の学問基盤に関する科目群:災害と人々の健康に関するさまざまな看護現象を 把握し、問題や課題解決につなげていくために必要となる理論や倫理、研究方法につ いての科目
- ②災害看護グローバルリーダーに必要な学際的な科目群:災害と人々の生活・文化、社会システム等の多様性を理解し、危機管理、防災、政策等の問題を学際的に検討していくための科目
- ③災害看護学に関する科目群:災害看護活動に必要な知識と実践能力、および災害に特化した理論構築と倫理を習得していくための科目
- ④災害看護学演習:さまざまな災害状況における状況判断や意思決定能力をシミュレーション教育によって修得するとともに、災害時に必要な看護実践能力を習得するための科目
- ⑤災害看護学実習:国内外の保健医療機関、行政、災害関連の研究機関や団体等におけるインターシップや被災地における実習等の活動を通して実践能力を育成していく科
- ⑥災害看護学に関する研究支援科目群:災害看護活動をエビデンスに基づき実践すると ともに、その活動の成果を研究として積み重ね、論文としてまとめていく能力を育成 するための科目

(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。 〈看護学部〉

2012(平成24)年度開始カリキュラムは、ディプロマ・ポリシーである8つの力、すなわち「関係を築く力」「擁護する力」「探求する力」「実践する力」「連携する力」「国際貢献する力」「成長する力」「変化を生みだす力」を卒業までに身につけることを目的にして、基礎科目群と看護専門科目群という2つの科目群から構成され、各群には体系的に以下のような科目をおいている(資料4-2-1)。2016(平成28)年度は、2012(平成24)年度カリキュラの完成年度の2年目を迎え、カリキュラム全体の適切性に関する評価を教学マネジメント会議にて行い、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの理念がより明確になるように表現を一部変更した改定を行った(資料4-2-2)。この改定に伴う科目群に関する変更はない。

a. 基礎科目群

基礎科目群は、「赤十字」「人間」「社会」「自然と科学」「情報」「言葉」「基礎ゼミ」「健康」に区分している。

- ・「赤十字」は、赤十字の理念である「人道(Humanity)」を理解するために、「赤十字概論」を必修科目とし、「赤十字国際活動論」他1科目を選択科目とする。
- ・「人間」は、広く人間存在の多面性や環境について理解するために、「生命倫理」「生活 環境論」を必修科目に、「哲学と倫理」他8科目を選択科目とする。
- ・「社会」は、変動する社会の構造や社会福祉について理解するために、「社会保障論」 を必修科目とし、「社会学 I 」他6科目を選択科目とする。
- ・「自然と科学」は、自然界の成り立ちについて科学的に理解することを目的に、「数学 I | 他5科目を選択科目とする。

- ・「情報」は、急速に発展する情報化に対応し、統計的な情報処理能力を育成することを 目的に、「保健統計学」を必修科目とし、「情報学概論」他1科目を選択科目とする。
- ・「言葉」は、国際的な活動を展開できる看護師の育成に向けて外国語の習得と日本語の表現力を強化することを目的に、「英語R1-2」他4科目を必修に、「日本語の表現」「中国語 I | 「フランス語 I | 他12科目を選択科目とする。
- ・「基礎ゼミ」は、大学で学問を学ぶために必要な基礎的能力を身につけることを目的として、小グループでのディスカッションを中心に文献検討と論文作成に重点をおいた「基礎ゼミⅠ」、さまざまな分野のトピックスについて学生自身が調べ討論する力を養うことを目的とした「基礎ゼミⅡ」を、ともに必修科目とする。
- ・「健康」は、看護学と関連の深い医学、薬理学、栄養学を配置し、看護専門科目群を学ぶための、人間の健康や疾病の成り立ち・回復について学ぶことを目的とし、「人体の構造と機能 I ~III」「疾病の成り立ちと回復の促進 I ~IV、VI」「薬理学」「栄養学」の10科目を必修科目に、「疾病の成り立ちと回復の促進 V | 他4科目を選択科目とする。

b. 看護専門科目群

看護専門科目群は、看護学の専門的知識・技術を基礎から応用へと段階的に学習するための科目群で、「看護論」「看護技術論」「看護援助論」「精神保健看護学」「発達看護学」「健康レベル別看護学」「地域・在宅看護学」「看護管理学・看護教育学」「応用看護学」「国際・災害看護学」「看護学実習」「研究」に区分している。

- ・「看護論」は、看護学の基本となる看護理論や看護倫理について学ぶ科目で、「看護学概論 I | 他3科目を必修科目に、「看護の歴史」を選択科目とする。
- ・「看護技術論」では、看護技術の基本となる援助的人間関係やフィジカルアセスメント、 基礎看護技術を学ぶ科目で、「看護技術論 I ~VI」の6科目を必修科目とする。
- ・「看護援助論」は、看護技術を土台にして、看護過程等具体的な看護援助を行うための 基礎的能力を身につけることを目的とした科目で、「看護援助論 I ~Ⅶ」を必修科目と する。
- ・「精神保健看護学」は、精神の健康のあらゆる面から、看護の基礎となる人間理解を 深め、精神保健領域において援助を展開するための基礎的な能力を養うことを目的と する科目で、「精神保健看護学Ⅰ・Ⅱ」の2科目を必修科目とする。
- ・「発達看護学」は、人間のライフステージに沿った成長・発達とそれに伴う健康問題と その援助について学ぶことを目的にした科目で、「発達看護学概論」「発達看護学(成 人期の看護)」「発達看護学 I ~Ⅲ」の8科目を必修科目とする。
- ・「健康レベル別看護学」は、2012(平成24)年度のカリキュラム改訂で新しく設置したもので、急性期、慢性期、緩和・終末期といった健康レベルに沿った看護援助を展開するための基礎的能力を養うことを目的としている。「プライマリーヘルスケア」他4科目を必修科目に、「緩和・終末期ケア」を選択科目とする。
- ・「地域・在宅看護学」は、地域における看護を展開するための科目からなり、「地域看護学」、「在宅看護学」を必修科目に、「公衆衛生看護活動論」「保健福祉行政論」「疫学」は、保健師教育課程選択者は選択必修科目、それ以外の者には、選択科目とする。
- ・「看護管理学・看護教育学」は、看護の制度・システムや教育方法について学ぶための もので、「看護管理学 I 」「看護教育学 I 」を必修科目に、「看護管理学 II 」、他2科目を

選択科目とする。

- ・「応用看護学」は、精神保健および発達看護学の各領域のトピックスに沿って学ぶための科目で、「応用看護学特論 I・II」の2科目を選択科目とする。
- ・「国際・災害看護学」は、国際的な活動や災害時に活動できるための、基礎となる理論と援助方法について学ぶためのもので、「国際看護学Ⅰ」「災害看護論Ⅰ」を必修科目に、「国際看護学Ⅱ」他5科目を選択科目とする。
- ・「看護学実習」は、学生の学習状況に沿って段階的に実践能力を養うための科目で、レベル I ~レベルIV、総合実習からなる。具体的には、1年次に「看護援助論実習(レベルII)」、2年次に「看護援助論実習(レベルIII)」、3年次に「精神保健看護学実習(レベルIII)」「発達看護学 I 実習(レベルIII)」「発達看護学 I 実習(レベルIII)」「発達看護学 I 実習(レベルIII)」「発達看護学 I 実習(レベルIII)」「発達看護学実習(レベルIV)-1」、4年次に「健康レベル別看護学実習(レベルIII)」「地域・在宅看護学実習(レベルIV)-2」、「看護学総合実習」の10科目を必修とする。また、4年次には、20人の学生が選択できる「公衆衛生看護学実習」がある。さらに、2015(平成27)年度から編入生も総合実習に参加し、より高度な実践能力を磨く機会を設けた。こうした「看護学実習」の履修にあたっては、それぞれの実習に必要な講義・演習科目の修了試験受験資格を有していることを必須条件としており、実習、講義、演習が有機的に結びつくように設定している。
- ・「研究」は、看護学研究を展開できるための基礎的な能力を養うための科目で、「研究 方法論 I 」他3科目を必修科目とし、「研究 II 」他1科目を選択科目とする。
- ・「公衆衛生看護学」は、将来、保健師として実践するための基礎的な能力を養う科目で、保健師教育課程選択者に対して、必修科目とする。選択履修許可の選考過程においては、2014(平成26)年度より地域看護学に対する意欲や実践力を重視するため、レベル II 実習、地域関連科目(プライマリヘルスケア・地域看護学)の成績に追加してレベル I 実習の成績も加味している。

本学の学士教育課程において、上記の各授業科目がディプロマ・ポリシーを達成する上でどのような関係性にあるのか明示させることを目的とし、2014(平成 26)年度に各科目とディプロマ・ポリシーを対応させたカリキュラム・マップを作成した。この看護学部カリキュラムマップ(資料 4-2-2)は、2015(平成 27)年度より大学 HP において公開している。2015(平成 27)年度は改訂カリキュラムの完成年度であることを踏まえ、「新カリキュラム評価ワーキンググループ」を立ち上げ、2012(平成 24)年度開始カリキュラムの目的と背景の観点から現状評価を行い、目的の達成状況を確認し、今後検討していく課題を抽出した。そのうち早急に取り組むべき課題として、次の4点が挙げられた。(1)1年次の前期と後期に医学系科目が集中していること、(2)学生の学習進行と科目の学年配当とにずれがあること、(3)4年次前期に保健師教育課程科目を選択しない学生の必修科目が少ないこと、(4)学年によって過密さに偏りがあることである。これらの課題に対しては、講義科目の学年配当を2016(平成 28)年度より一部変更できるよう調整した(表 4-2-1)。また、保健師教育課程の履修学生の選考時期を3年次から2年次に2016(平成 28)年度から変更することとし、関連科目の配当年度を2016(平成 28)年度から一部移行した。

表 4-2-1 教育課程(科目配当時期)の変更

授業科目	単位数	必修選択		
	(時間)	の別	変更前	変更後
哲学と倫理	2 (30)	選択	3 年・前期	4年・前期
生命倫理	1 (15)	必修	2 年·後期	3年・後期
障がい論	1 (15)	選択	4年・前期	3年・後期
疾病の成り立ちと回復の促進IV	2 (30)	必修	1年・後期	2年・後期
遺伝と遺伝カウンセリング	1 (15)	選択	3年・後期	4年・前期
看護援助論Ⅲ(感染防御と清潔)	1 (15)	必修	2 年・前期	1年・前期
看護援助論VI(セクシュアリティ)	1 (15)	必修	2 年・前期	3年・前期
プライマリーヘルスケア	1 (15)	必修	2 年・前期	2年・後期
地域看護学	2 (30)	必修	2 年·後期	1年・後期
公衆衛生看護活動論	2 (30)	選択	3年・後期	2年・後期
看護教育学Ⅱ	2 (30)	選択	4年・前期	4年・後期
公衆衛生看護活動展開論	1 (15)	選択	4年・前期	3年・後期
公衆衛生看護方法論	1 (15)	選択	4年・前期	3年・後期

学生が自己の学習状況を客観的に把握し、日々の主体的な学習につながるよう、2016(平成 28)年度入学生より GPA (Grade Point Aberage) を導入したことに加え、全学部生に対する成績通知を年 1 回から 2 回に増やし前期履修科目の成績を後期開始時に把握できるようにした。これまで一部の学生において複数科目の単位未取得のまま学年進行することで生じていた課題に関して、学年制の導入による改善を検討し、具体的なシミュレーションに基づいた進級要件を吟味し、平成 29 年度入学生より実際の適応を開始する。

その他に、2014(平成 26)年度在学生を対象とした教育評価アンケートの集計結果(資料 4-2-3)がまとまり、在校生が捉える現時点で身につけている能力の学年推移、カリキュラムに対する考えが明らかとなった。さらに 2016(平成 27)年度は学部就職先の管理者および該当施設に就職した卒業生を対象としたアンケートを実施しており、回答結果を報告書としてまとめ、今後の教育内容の検討に活かしていく。

〈看護学研究科〉

修士課程には、看護学専攻と国際保健助産学専攻の2つの専攻があり、以下の専門領域別の専門科目と共通科目で構成されている(資料4-2-4)。

看護学専攻には、各専門領域に必要な科目として、特講 I ~IV、演習 I ・II、実習 I ・II をおき、最終的に修士論文を作成する。また、高度実践看護師の育成の強化、教育の質の向上のために、これらのうち「がん看護学」「慢性看護」「小児看護」「精神看護」「老年看護」「災害看護」「在宅看護」の科目はCNS教育課程(38単位)、「クリティカルケア看護」はCNS教育課程(26単位)に対応している。平成29年度からはクリティカルケア看護学も含めすべて38単位のCNS教育課程対応となる。

また、看護教育学領域には実践コースがあり、看護師養成所の専任教員または教務主任

の資格取得に必要な科目として特講 $I \sim VI$ を設けているほか、共通科目として「教育学概論」「学習心理学」「学生理解」がおかれている。看護管理学領域でも、看護管理者の養成に必要な科目として特講 $I \sim IV$ を設けているほか、選択科目として「医療経済学」「病院管理論」がおかれている。また、共通科目にも「医療と法」を設けている。

さらに、看護師・助産師の国際救援、開発協力活動への社会的関心や期待も高まり、国際救援や開発協力には医療、保健、衛生分野以外の、国際政治、世界経済、国際法等多岐にわたる学際的な知識、経験を有する専門家の育成も急務となっているため、2013(平成25)年度から「国際看護学特講」の科目を4科目へと拡大した。

また、2015(平成27)年度から修士論文を「特別研究 I ~Ⅲ」(各2単位)の科目として単位化した。

国際保健助産学専攻には研究コースと助産実践コースがあり以下の科目を設置している。 研究コースでは、ウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野として、「ウイメンズ・ヘルス・プロモーション概論・研究論・活動論」の3つの科目、演習Ⅰ・Ⅱ、実習Ⅰ・Ⅱを設置し、修士論文の作成を行っている。

助産実践コースでは、助産学分野として2012 (平成24) 年度カリキュラム改正趣旨に則り、妊娠の正常・異常の診断能力、分娩時緊急対応能力、新生児アセスメント能力を強化するために「基礎助産学特講 $I \sim III$ 」と「実践助産学演習 $I \sim V$ 」を配置し、医療安全・助産管理能力、地域連携能力強化のために「応用助産学特講 $I \cdot II$ 」を、実践力強化のために「助産学実習 $I \sim V$ 」を配置している。

国際保健助産分野としては、「国際保健助産論 I ~Ⅲ」「リプロダクティブ・ヘルスケア 演習 I ・Ⅱ」「リプロダクティブ・ヘルスケア実習 I ・Ⅱ」を配置している。カンボジア等 での海外実習や、院生のニーズに応じて、インド・ブータンでのフィールドワークを実施 している。リプロダクティブ・ヘルスケア演習・実習科目において、課題研究の作成を行っている。これは研究コースの修士論文に相当するものである。

共通科目として、各領域の専門科目の他に全領域共通して履修できる科目を設置している。「人間総合講座」「情報科学特講」等の科目は、看護学の高度専門教育におけるリベラル・アーツの重要性についての認識から設けている。また、「看護科学特講」「看護研究特講」「コンサルテーション論」等の科目は、CNS教育課程(26単位、38単位)に対応して設置している。2015(平成27)年度からは、38単位のCNS教育課程に対応する「フィジカルアセスメント」「病態生理学」「臨床薬理学」の医学系共通科目を設け、対象者の病態生理学的変化を解釈し、臨床判断を行うための必要な知識と技術を、演習や具体的事例を通して習得できるようにした。さらに、学生が国際的視野に立った研究を行う際に必要な英語力をつけるために、2013(平成25)年度より英語文献の読解力を強化する科目として「英語講読 I (1単位)」、「英語講読 II (1単位)」を設置した。

b. 博士後期課程

博士後期課程では、2014(平成 26)年度に科目の再編を行い、分野毎に主要な概念、研究課題、研究方法に関連する知識を学ぶ「特論」「特別研究 $1\sim3$ 」をおき、さらに共通科目として、高度な研究能力を育成するため「看護科学特論 $I\simIII$ 」「看護研究特論 $I\simVI$ 」「研究計画書セミナー」の 10 科目をおくことで、コースワークを明確に示した(資料 4-2-4)。具体的な変更点とそのねらいは以下の通りである。

「看護研究特論 $I \sim VI$ 」は、博士論文作成に向けて必要な理論的知識や文献分析、研究方法に関する知識を深く学生の個々の能力や関心に応じて習得できるように設定した。「看護科学特論 $I \sim III$ 」は、看護学における研究の位置づけや看護科学の役割や今後の方向性を探求し、幅広い国際的・学際的視点を養うことを目的に設定している。

さらに研究計画書の審査に向けた「研究計画書セミナー」を配置し、合計10単位の選択 科目をおいている。各領域の特別研究科目による研究指導と、共通科目の研究計画書セミナーの連動、論文作成指導、学位論文審査の各段階が有機的つながりを持って、博士の学位授与へ導く内容としている。

さらに、研究計画書の再提出時期が随時化され、学生の進度に合わせてスピーディーに 研究が遂行できるようになっている。

c. 博士課程共同災害看護学専攻(DNGL)

博士課程災害看護学専攻では、カリキュラム・ポリシーに基づき、6つの科目群に関連する科目が設置されている(資料4-2-5)。

「看護学の学問基盤に関する科目群」は、「看護研究方法」「理論看護学Ⅰ・Ⅱ」「看護倫理」「看護情報統計学」「保健学的・疫学的研究法」「看護研究方法論Ⅰ~Ⅵ」で構成され、看護学領域における理論、倫理、研究方法についての知識を習得する。

「災害看護グローバルリーダーに必要な学際的な科目群」については、「危機管理論」「環境防災学」「グローバルヘルスと政策」「専門職連携実践論」「災害医療学」「災害情報学」「災害心理学」「災害と文化」「災害社会学」「災害福祉学」「Professional writing」「Proposal writing」「Program writing」の科目から構成され、危機管理、防災、政策等の問題を学際的に検討していく能力を習得する。

「災害看護学に関する科目群」については、「災害看護学特論」「災害看護活動論 I ~Ⅲ」「災害看護グローバルコーディネーション論」「災害国際活動論」「災害看護管理・指揮論」「災害看護倫理」「災害看護理論構築」から構成され、災害看護活動に必要な知識と実践能力を習得する。

「災害看護学演習」については、「災害看護活動論演習 I・Ⅱ」「災害時専門職連携演習 (災害IP演習)」「災害看護グローバルリーダー演習」「インディペンデントスタディ(演習)A~E」の科目で構成され、災害状況における状況判断や意思決定能力等を習得する。

「災害看護学実習」の区分については、「災害看護学実習 I ・ II 」「インディペンデントスタディ (実習)A~E」の科目で構成され、国内外の保健医療機関、行政、災害関連の団体等の活動や被災地での活動を通して実践能力を育成する。

最終の「災害看護学に関する研究支援科目群」では、「実践課題レポート」「災害看護研究デベロップメント」「博士論文」の科目で構成され、災害看護活動の成果を研究論文としてまとめていく能力を育成する。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

・2012(平成 24)年度導入の新カリキュラムは、変動する社会・医療状況に対応できる、実践能力の高い看護師を育成することを目指して編成したカリキュラムである。

・完成年次を迎えた 2012 (平成 24)年度開始カリキュラムの現状評価により、一部、過密スケジュールの問題や、医療現場の状況に即応できる学生の看護実践能力の向上といった課題への対応についても考慮したものとなった。

〈看護学研究科〉

- ・38 単位の CNS 教育課程について、計7分野で2015(平成27)年度より開始している。また、「クリティカルケア」については、38 単位への移行するため2016(平成28)年に認定申請を行い、認可された。
- ・赤十字看護大学6大学間の修士課程単位互換協定(特別聴講学生)の2017(平成29)年度の 開始に向けて、本学で開講する科目の選定を行った。
- ・修士課程看護学専攻新カリキュラム (38 単位の CNS 教育課程含む) について、2016(平成 28)年度に FD・SD 委員会と研究科教務委員会の共催で大学院カリキュラムを語る会 (大学院ファカルティ・カフェ) を開催し、課題とその対策について協議した。
- ・博士後期課程新カリキュラムについても、2016(平成 28)年度に FD/SD 委員会と研究科教 務委員会の共催で大学院カリキュラムを語る会 (大学院ファカルティ・カフェ) を開催 し、課題とその対策について協議した。
- ・「クリティカルケア看護」については 38 単位への移行申請が認可され、2017(平成 29)年度から開始する。
- ・教育評価アンケート結果を踏まえ、AP、DP、CPを見直し、修士課程、博士課程における 到達目標を段階的に設置したことによって、研究能力、リーダーシップ能力等を段階的 に培うことができるように現行カリキュラムの科目内容の修正・補完すべき点が明らか となった。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・完成年次を迎えた 2012 (平成 24)年度開始カリキュラムを全体的に評価し、問題点を明確 にし、改善していく必要がある。
- ・高大連携の観点をとりいれたカリキュラム編成を検討する。
- ・ディプロマ・ポリシーと各科目の教授-学習内容とをより関連づけ、自己学習の向上 と学習支援を促すシラバスの充実を検討する。
- ・編入生と学部生の人数バランスを考慮した保健師教育課程選抜方法を検討する。

- ・修士課程看護学専攻新カリキュラム (38単位のCNS教育課程含む) について、カリキュラムの過密化、修士論文の質を維持することへの困難さ等の課題が挙げられ、今後カリキュラム検討委員会を立ち上げ、対策を検討していく必要がある。
- ・博士後期課程における2014(平成26)年度以降の科目の再編に関して、研究方法に関する 科目内容の重複、リーダーシップを発揮できる能力を養うための科目の充実、共通科目 とコースワークのつながりの明確化等の課題が挙げられ、今後カリキュラム検討委員会 を立ち上げ対策を検討していく必要がある。
- ・平成28年度修了生に対する教育評価アンケート結果を分析し、38単位のCNS教育課程およびCNS共通科目3科目の評価を行う必要がある。
- ・大学院ファカルティ・カフェを2回実施した結果を受け、大学院科目構成や内容として

必要な内容を整理し、具体的改善策を計画する必要がある。

4. 2017(平成 29)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

・完成年次を迎えた 2012 (平成 24) 年度開始カリキュラムの現状評価を、2015 (平成 27) 年度 に設置したワーキンググループで行うことにより、早急に取り組むべき課題が明確になり、学年配当の一部変更など 2016 (平成 28) 年度より改善にむけた対処が可能となった。

〈看護学研究科〉

- ・赤十字看護大学6大学間の修士課程単位互換協定(特別聴講学生)の2018(平成30)年度の 開始にむけて、引き続き協議する。
- ・修士課程看護学専攻新カリキュラム (38 単位の CNS 教育課程含む) の進捗状況の確認や 評価について、大学院カリキュラムを語る会 (大学院ファカルティ・カフェ) を開催し、 引き続き協議する必要がある。
- ・博士後期課程新カリキュラムについても、2014(平成 26)年度以降の科目の再編に関する 評価を、大学院カリキュラムを語る会(大学院ファカルティ・カフェ)を開催し、引き 続き協議する必要がある。
- ・大学院生の英語力の強化、国際交流を進めるため、グラスゴーカレドニアン大学サマースクールプログラム、学内TOEFL試験を開始する。
- ・引き続きGlen客員教授によるコンサルテーションの機会を設ける。
- ・CNL (クリニカルナースリーダー) プログラムを試行し、国際レベルのリーダーシップ能力の強化を図る教育内容を検討する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・ディプロマ・ポリシーと各科目の教授-学習内容とをより関連づけ、自己学習の向上と学 習支援を促すシラバスの充実を検討する。
- ・完成年次を迎えたカリキュラムについて、高大連携の観点を取り入れカリキュラム全体 の適切性に関する評価を引き続き行い、カリキュラム改正も視野に入れ発展的な改善案 を提示し、議論していく。
- 編入生と学部生の保健師教育課程選抜方法を見直す。

- ・修士課程看護学専攻新カリキュラム (38単位のCNS教育課程含む) について、カリキュラムの過密化、修士論文の質を維持することへの困難さ等の課題について、今後カリキュラム検討委員会を立ち上げ、対策を協議していく必要がある。
- ・博士後期課程における2014(平成26)年度以降の科目の再編に関して、研究方法に関する 科目内容の重複、リーダーシップを発揮できる能力を養うための科目の充実、共通科目 とコースワークのつながりの明確化等の課題が挙げられ、今後カリキュラム検討委員会 を立ち上げ具体的対策を協議していく必要がある。
- ・大学院AP、DP、CPに即して、大学院生が段階的に学修しているか、ポートフォリオを活用できるように準備する。

5. 根拠資料

- 4-2-1 学生便覧 (2016年度)/履修の手引き/シラバス 看護学部 (2016年度)
- 4-2-2 履修の手引き/シラバス 大学院 (2016年度)
- 4-2-3 大学・大学院案内 (2016 年度)
- 4-2-4 研究科教務委員会議事録(2016年度)
- 4-2-5 共同災害看護学専攻 博士課程 履修の手引き 2016年度

第3節 教育方法

1. 2015(平成 27)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・保健師教育課程の編入生選抜方法の改正に伴い、選抜方針と方法、学習成果などの評価 について、引き続き検討する。
- ・GPA 導入後の学生への影響、取得単位数や成績の状況、クラス担当教員による面接時の学生の反応、必要に応じて学生への質問紙調査を行って把握する。現在では、GPA は、主として教職員による学生への指導や支援をより有効に行うためのものと位置づけているが、それ以外の有効な活用方法について、教務委員会を中心に検討を重ねる。
- ・これまで、少人数のクラス配置やグループワークを取り入れた主体的学習を積み重ねてきて一定の成果を挙げてきたが、今後はさらにアクティブラーニングの手法を積極的に取り入れるために研修の機会を増やし、学生が授業に主体的に参加できるような状況を整えていく。また、実習施設と大学との共同企画である「実習指導者研修会」を積み重ね、実習指導者と教員とのコミュニケーションをさらに活性化するとともに、実習でつまずきやすい学生の早期発見とそうした学生への支援方法を探索していく。

〈看護学研究科〉

- ・社会人学生等に対応した時間割調整、論文指導体制のさらなる改善を行う。
- ・本学の教育目的、目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、修了時到達目標と到達度に準拠し、それらの評価に基づいた効果的な教育方法のさらなる改善を行う。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・①高大連携、②学習段階、③選択科目受講生数、④自己学習時間の向上方法を探る。
- ・カリキュラム評価と共に学年制導入の是非、要件、導入時期などを検討し、具体的な計画を練る。
- ・実習以外の学習の積み重ねへとポートフォリオの活用拡大について検討する。
- ・学修支援を促進するシラバス作成に向けて、シラバスに関する FD の開催、シラバス入稿 システムやシラバスチェックマニュアル等の改良を図る。

- ・修士研究計画発表会の時期を 2 回に分けて時期を早めたことについて、院生への影響を 評価する。
- ・38 単位の看護専門看護師教育課程が2年目を迎えるのに合わせ、教育課程の評価方法を検討する。
- ・TBL に関しては、他の科目との多重課題の軽減、シナリオの改訂、Individual Readiness Assessment Test (I-RAT)の事前学習範囲設定の限定明確化、I-RAT 問題の洗練と精選、応用課題の改善、各セッションのファシリテーションの改善等に取り組む。

2. 現状の説明

(1)教育方法および学習指導は適切か。

〈大学全体〉

本学では、教育目標を達成するために多様な授業形態(講義、演習、実験・実習、実技)を用いて学習指導を行っている。学則第30条において、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、(1)講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とし、(2)実験・実習及び実技については、30時間から40時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位としている(資料4-3-1)。これらのことは学生便覧に明示し、ガイダンスなどにおいて学生への周知を図るとともに、シラバスにおいても授業以外の事前・事後学習の課題や参考文献などを明記している(資料4-3-2)。

〈看護学部〉

a. 履修指導

履修指導は、学部教務委員会、学年担当教員、学務課教務係が中心になって行っている。 年度初めの 4 月のガイダンス期間において、新入生、在学生、編入生の学年別にオリエン テーションを行ったほか、2016(平成 28)年度は、後期の授業開始時にも学年別履修指導の 時間をとり、重要事項の説明や学習のモチベーション向上を図った。選択科目の履修や海 外研修・留学などの学生個々のニーズに合わせた指導は、学務課窓口のほか学年担当教員 が相談にのっている。

不合格科目のある学生、4年間では卒業が困難と見込まれる学生、年次をまたがって履修する科目を多く抱える学生に対して、個々の状況に合わせてその都度、また、年度末に学年担当教員、授業科目担当教員、教務委員が情報共有しながら連携して履修指導を行っている。保護者に対しても保護者懇談会を2016(平成28)年10月に実施し、①学生の学習傾向や当該年次において特に重要な学習についての全体的な説明、②個別相談などのきめ細やかな履修指導を行っている。

b. CAP 制、GPA 制度、学年制

保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、国家試験受験資格を得るための教育 内容を必須とするカリキュラムとする必要があるため、ほとんどの授業科目が必修科目で あるため実質的に CAP 制に近い状況ではあったが、2015(平成 27)年度から、履修登録の上 限設定(CAP 制)を導入している。また、1 単位が 45 時間の学修を必要とする内容になるよ うに 2016(平成 28)年度のシラバスから「履修のために必要な事前・事後学習」を明示し、 学生の授業外学習の充実を意図している(資料 4-3-3)。 GPA (Grade Point Average) 制度については、2015(平成 27)年度入学生から導入し、該当年度終了時の成績通知表に修得単位数の水準を知るうえでの参考として GPA を記載している。また、当分の間、学生への個別指導や卒業認定時の総合判定データとして利用することとしている。

学年制については、不合格科目のある学生が増加傾向にあることや、学年をまたいで科目を履修する学生が増えていることから、学習が十分に積み重ならないまま学年が進むことが懸念され、2015(平成27)年度から学年制導入の検討を行ってきた。その結果、2017(平成29)年度から2年次と3年次への進級に際し、それぞれ進級要件を設定することを決定した(資料4-3-4)。

c. 実習指導

看護専門科目は、講義、演習、実習を組み合わせて学習指導をおこなっている。本学が重視する実習指導では、学生6~7名に教員1名がつき、臨床実習指導者や大学院生のティーチング・アシスタント(TA)と連携しながら少人数で指導する体制をとっている。実習指導に関して大学と実習施設が密に連携するための体制を整え、その延長上に、大学と実習施設とが協力して「実習指導者研修会」を企画運営している。また、毎年度末の「実習指導者懇親会」で全教員と実習指導者が直接顔を合わせて実習指導について語り合い、本学の教育の目的や指導の趣旨について理解を得ている。

学生が実習での学習を確実なものにするために、実習科目の履修にあたっては履修要件を定めたり実習前の技術テストを行ったりしている。実習教材の 1 つとして『看護学実習要項 $(1 \cdot 2 \cdot 3$ 年度)』を作成している。

2013(平成25)年度に、学びの積み重ねを学生自身が可視化することを目的に、学修ポートフォリオの一環として「実習に臨むにあたり」の記載が行われている。初年度は1年次に試行し活用方法を検討し、翌年度より実施を開始し現在に至っている。2016(平成28)年度は3年次の実習を終えた学生を対象に「実習を終えて」の記入を行った。また、4年次の看護学総合実習の前後にレポート「実習に臨んで」および「実習を終えて」を試行し、その活用方法を模索した。さらに、実習に限らないポートフォリオの在り方について継続検討した。

教員間のピアサポートとして「実習を語る会」を 2016(平成 28)年度は 11 月と 3 月に計 2 回実施し、情報共有を通して学生の成長と課題を支援する教育方法を見いだす機会とした。 例年、卒前スキルアップを 3 月に実施し、就職を間近に控えた卒業生の看護技術の不安に対応する技術演習プログラムを企画運営した。 卒前スキルアップの参加者の満足度は高く、実践へのリアリティー感を高める効果を生んでいる (資料 4-3-5)。

実習における交換学生制度を設け、2008(平成 20)年度よりスウェーデン赤十字大学、2015(平成 27)年度よりスイスのラ・ソース大学の学生各 2 名が来日し実習を行い、本学の学生が各大学へ 2 名ずつ渡航し実習を行っている。これら交換学生の受け入れ、および、派遣のため実習ローテーションの調整を行った。

d. 学生の主体的参加を促す授業方法

学部では学生の主体的参加を促す授業方法を積極的に採用している。少人数によるグループ学習、討議学習、発表学修、シミュレーション教育、ロールプレーイングなどの教育方法を教養・基礎教育や専門教育の幅広い授業科目において取り入れることを授業担当教

員に推奨している。また、2016(平成28)年度から、FDの一環として学生授業評価の高い授業の見学制度を導入し、効果的な教育方法を教員が学び合う機会を提供している(資料4-3-6)。

〈看護学研究科〉

a. 専門看護師 (CNS) 38 単位教育方法の評価

がん看護、小児看護、慢性看護、老年看護、精神看護、在宅看護、災害看護の7分野の看護専門看護師教育課程が2年目を迎え、教育課程の評価と新たな大学院ポリシーを反映させた対策の検討を行うことを目的として、FDSD委員会及び研究科教務委員会の共催でFD研修「大学院ファカルティ・カフェ」を2回開催した。その中で、大学院カリキュラムにおける教育方法に関する課題への対策について討議し、26単位から38単位への単位数増加による大学院生の学習時間の確保の問題、CNS科目、共通科目A・Bを通した、大学院生の基礎学力及び語学力にかかわる教育的課題が浮き彫りになった(資料4-3-7)。入学前からのサポート体制の充実などを含めて、現在、改善策について検討中である。クリティカル看護は、2016(平成28)年度に38単位教育課程として認可され、2017(平成29)年度には26単位から38単位教育課程へ移行したカリキュラムが開始される予定である。

b. 社会人学生への履修支援

社会人学生の状況に応じ、2014(平成 26)年度より3年間の長期履修制度が開始され、個々の学生への履修指導を行ってきた(表 4-2-2)。また、履修指導とともに、共通科目を特定の曜日に集中させる、各領域では時間割調整、論文指導体制を改善させて対応した。2016(平成 28)年度入学生は申請6名のうち取消が3名あり、継続は3名となった。

|--|

入学年度	申請者数	取消者数	継続者数
2014(平成 26)	1	1	0
2015 (平成 27)	7	1	6
2016 (平成 28)	6	3	3

c. 研究計画発表会の時期と回数変更

2015 (平成 27) 年度より、これまで年 1 回であった修士課程研究計画発表会を年 2 回 (1 月・3 月) 実施した。この研究発表会に 5 年一貫制博士課程共通災害看護学専攻 (DNGL) 1 年目の学生も参加し、DNGL 実践課題レポート計画発表を合同で行った。1 月に 30 名 (前年度; 21 名)、3 月に 4 名 (前年度; 13 名)が発表した。計画発表会と共通科目日が重ならないよう日程調整したことで、特に問題はなかった。なお、1 月の発表会では 4 会場で同時開催としたことで、参加者が分散した。

d. 博士後期課程の履修と教育方法

正・副指導教員より研究計画書や論文作成に必要な助言を実質的に得ることを重視した支援を実施した。また、FD・SD委員会及び研究科教務委員会が共催した、FD研修「大学院ファカルティ・カフェ」では、新たな大学院ポリシーを反映できる教育に向けた方策の検討を行い、博士後期課程における教育方法について、英語力の強化と現象と理論との関連づけに関する課題が挙げられ、今後教育方法について検討していく予定である(資料 4-3-7)。

(2)シラバスに基づいて授業が展開されているか。

〈看護学部〉

新しいシラバス作成・点検システムを導入した。新システム導入にあたって留意した点の一つは、各授業の目的・目標と卒業時到達目標(DP)との関連を示すことであった。授業の目的・目標を示す項目「授業の目的」「授業の目標」に加えて、DPとの関連をチェックボックスで入力するシステムを導入したいと考えたが、DPの見直しの時期と重なり、今年度は見送りとなった。現段階では授業担当教員がDPをふまえて各授業の目的・目標を記述している。

二つめは、シラバス内容の精粗を無くして充実を図ることである。授業のスケジュールを記載する項目「スケジュール:学習内容・方法・担当教員」については従来の一定枠内に記入する形式から表形式に変更し、各授業回の内容を明示することにした。しかし実習やゼミなどの多様な授業形態にも応じられるよう枠内に記入する形式も残している。

三つめは、授業時間内のアクティブラーニングの実施状況を視覚化するため、「スケジュール:学習内容・方法・担当教員」のうちの「方法」に、従来の「講義」、「演習」、「実習」に加えて、アクティブラーニングの 6 項目すなわち「GW」、「フィールドワーク」、「ディスカッション・討論」、「発表」、「振り返り」、「宿題」を加えて、実施しているものを全て入力するようにした。

四つめは、学生の学修を促すため、シラバスを読むことで、授業のみならず教室外学習を含めて何をどのように学ぶかが理解できるようにすることであった。これは「学習の進め方」、「履修のために必要な事前学習・事後学習」の項目を充実させること、「オフィスアワー」の時間と場所を明記して授業時間以外の指導体制を明示する工夫を行なった。「成績評価の方法」については従来どおり、授業の目標に応じた到達度を評価するための多様な評価方法を取り入れる工夫を図っている。

シラバス入力新システムの導入にあたっては、シラバスに関するFD及びシステムの説明会を実施した。これまで記入上の注意点やシラバス点検項目は紙媒体で準備していたが、 入力画面上に表示することで確認しながら入力することができるようになった。

シラバスの点検についてもシステムの機能として組み込み、①授業担当教員がシラバスを 作成、②教務委員が分担して全授業科目のシラバスをチェック、③チェックに従って担当 教員がシラバスを修正、④教務委員が修正後のシラバスを再チェックするという全過程を システム上で行えるようにした。

またシラバスを電子化し、HP でシラバスを検索できるシステムを導入した。これは学生の学修を促すためにはより詳細なシラバスが求められるようになるという見通しと重い冊子を持ち歩くよりはHPでシラバスを閲覧できるほうが便利であるとの観点からである。これにともない2017(平成29)年からは、従来の冊子体によるシラバスの配布は1年次及び編入3年次のみとすることになった。

〈看護学研究科〉

看護学部と同様、シラバスへの記載項目を変更し、教育内容確認体制を強化した。研究 科では研究科教務委員がシラバス内容確認および修正提案を担当している。

博士課程共同災害看護学専攻では、各大学が科目を担当し、遠隔授業、集中授業を開講

している。授業時間、授業内容の変更、事前課題等については LMS (Learning Management System) を用いて速やかに学生に周知されるよう図っている (資料 4-3-8)。

(3)成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈看護学部〉

授業の成績評価は、各科目担当教員が、予めシラバスに示された試験、レポート、授業への取り組み等の成績評価の基準に沿って判断している。実習の成績は、終了後に面接を行い、実習への取り組み状況、自己評価、ケース発表、レポート等から多角的に評価している。また実習については、学生の学習効果を保障し、かつ実習で受け持つ患者等が不利益を蒙らないために、実習中止の要件を設定している。

成績は、講義・実習ともに S (100~90 点)、A (89~80 点)、B (79~70 点)、C (69~60 点)、D (59 点以下) の 5 段階で評価している。D 評価は不合格となるが、担当教員が必要と認めた場合には、再試験が行われる。また、病気その他やむを得ない理由で試験を欠席した場合には、追試験を受けることができる。

2014(平成 26)年度に GPA (Grade Point Average) の導入に向けて、試案を作成し、2015(平成 27)年度入学生から GPA を導入しており、2016(平成 28)年度から GPA が加筆された成績 通知表を配布し、ガイダンスで該当学年の学生へ案内を行った。また、2014(平成 26)年度 前期に教務委員による成績の Web 入力システムを試行し、現在は、全専任教員が入力をしている。Web 導入に伴う成績評価表の取り扱いについて検討し、X評価の排除、ダブルチェック法等の修正・改善を行った。成績通知表の配布時期について協議を重ね、2016(平成 28)年度より前期と後期の年2回配布した。

担当教員による成績評価は、教務委員会での確認後、年度末の教授会で単位認定を決定している。他大学または短期大学を卒業あるいは中途退学し、新たに本学 1 年次に入学した場合、その履修単位が教育上有益と判断された場合には、60 単位を超えない範囲で既修得単位として認定している。また、3 年次編入生の既修得単位の認定については、履修科目が本学の授業科目に相当することを前提に、85 単位を上限として認定している。既修得単位の認定は、学生から申請のあった科目のシラバスを本学の当該授業もしくはそれに相当する授業の科目担当教員が点検した上で、教務委員会の審議を経て教授会で決定している。

なお、2013(平成 25)年から試験において不正行為があったと認定された場合には、当該科目のみならず、その当該学期の全ての科目が不合格とすることとしている。この点については「履修の手引き/シラバス」や掲示等で周知を図った(資料 4-3-9)。また、2015(平成 27)年度は、試験監督マニュアルの配布・案内、試験監督要領への記載事項の修正、試験監督マニュアルの見直し(答案持ち帰り防止策)、解答用紙の書式の統一、アナウンス内容の変更等、試験における不正行為の防止対策の徹底を行った(資料 4-3-10)。2016(平成 28)年度は、スマートウォッチ対応を含めた定期試験マニュアルの改訂(資料 4-3-11)、レポート課題を定期試験とする場合の不正行為に関して、履修の手引きの内容を修正・加筆し(資料 4-3-12)、担当教育からのオリエンテーションの徹底を図った。単位習得までの流れを協議し、フロー図を作成し履修の手引きへ掲載することとした。

〈看護学研究科〉

2011(平成23)年4月に大学院学則第32条第2項の改正を行い、修士課程・博士後期課程と

もに、成績評価・単位認定は各授業科目単位認定者の責任において、授業への出席を基本条件に、論文、プレゼンテーション、ディスカッション、レポート、発表、筆記試験等によりS(100~90点)、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)、D(59点以下、不合格)の5段階で行われている。各授業科目の成績評価基準および評価の観点や方法は「履修の手引き 大学院シラバス」に記載されている(資料4-3-13)。

また、本学入学前に本学大学院の科目等履修生として、もしくは他の大学院で修得した 単位は、大学院学則第30条第2項の定めるところにより、教育上有益と認めるときは、上限 10単位を限度として既修得単位として認定することがある。そのことについては手続き等 を含め、「履修の手引き」に記載されている。

博士課程共同災害看護学専攻(DNGL)における成績についても、授業への出席を基本条件に、各科目の特性を踏まえて論文、報告書、レポート、発表、筆記試験等により、評価している。各科目の担当教員は、開講年度のシラバスに記載した「成績評価の基準」に従って、「到達目標」への達成度を評価する(資料4-3-8、資料4-3-14)。担当教員により評価された成績は、評点で共同大学院の各大学に通知される。通知された評点は、本学大学院の履修規程に則って、S(100~90点)、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)、D(59点以下、不合格)の5段階で成績評価が行われる。博士課程共同災害看護学専攻に関しては、2016(平成28)年度に3年目を迎え、前年度同様、2月にPreliminary Examinationが行われた。その審査は、実践課題レポートについて、主指導教員と2人の副指導教員によるTV会議システム上で、内容の確認や学生自身の将来像と特に強化すべき特性、その方策について、学生への口頭試問により実施された。その後、指導教員が合議の上、合否を決定した。それを教育課程連絡協議会で承認、さらに本学研究科教務委員会に報告し承認を得ている。

(4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に 結びつけているか。

〈看護学部〉

講義科目では定期試験での総括評価、授業途中でのミニテスト・ミニレポート等の形成評価を通して実施している。演習科目は実技試験を実施して達成度の評価を行い、教育方法の改善に反映させている。また、年度末に必修科目の不合格者状況を確認している。

授業改善に関しては、2012 (平成 24)年から新カリキュラムの実施に伴い、従来の教務委員会の下部組織であった FD 部会を、FD・SD 委員会として独立再編し、より強化する体制を整えた。2013 (平成 25)年度から講義・演習の全科目に対して、学生による授業評価を実施しており、今年度も実施した。学生による授業評価は、①教育技術、②教育内容、③授業の進行・展開、④熱意・相互作用、⑤学生の自己評価の5項目について、各項目15点満点で評価している。授業評価の結果は、学生のコメントも含め担当教員にフィードバックされ、授業改善に活用している。さらに2013 (平成25)年度からは学生による授業評価結果に対する教員コメントを記載した全科目の授業評価を HP 上に掲載するとともに、冊子を作成して図書館にて閲覧可能とし、情報の公開とともに双方向のコミュニケーションを促すことにした(資料4-3-15)。また、実習評価については2013 (平成25)年度から、1年次のレベル I 実習から学年進行で段階的に試行し、試行の翌年度に本格実施として開始している。2014 (平成26)年度は2年次のレベル II 実習に関して、学生による実習評価を試行で行い、

評価方法や評価項目の洗練を図った。2015 (平成 27) 年度には、3 年次における各レベルⅢ 実習と地域・在宅看護学実習 (レベルⅣ) -1 で試行し、2016 (平成 28 年度には 4 年次の実 習科目において試行実施した。なお、2016 (平成 28) 年度に本格実施した 1~3 年次の実習評 価の結果は、講義演習科目と同様に公開した。また、2016 (平成 28) 年は、学生自治体から の要望を受けて定期試験時間の時間割発表の時期を、2017 (平成 29) 年度から早期化する見 直しをした。

〈看護学研究科〉

修士課程において授業内容・方法の改善を図るため授業評価を実施している。授業評価に対する結果は各担当教員に返却し個々の教員で改善を行っている。2016(平成28)年度より、授業評価に対する学期ごとの全体集計結果(自由記載は除く)および各科目担当者からの改善策、対応等のコメントを、HPにて公表している。

国際保健助産学専攻実践コースでは、国家試験対応科目の「実践助産学演習 II」において、2015 (平成27)年度よりアクティブラーニング、反転授業の一教育方法であるTeam-Based Learning (以下TBL)を導入している。これにより個人とチームとしての能力向上を促進させている。TBLで用いるシナリオは、技術演習科目「実践助産学演習 III」やその後の「助産学実習 I」やその後の実習での実践的課題に取り組めるよう作成している。TBL事後評価、学修到達度や実習評価を元に、シナリオを改定しTBLセッションの展開方法を改善した。

博士課程共同災害看護学専攻に関しては、開講年次の2015(平成26)年度から全授業科目について学生の授業評価を実施している。前年度同様、LMS上でのアンケート調査方式が実施され、教員からの改善点等のコメントを学生に公表している。

2016(平成28)年2月~4月に実施した大学院修士課程・博士課程学生への教育評価アンケート調査結果によると(資料4-3-16)、看護学専攻・国際保健助産学専攻ともに、身に着けている能力について「どちらともいえない」「「そうは思わない」「全くそうは思わない」という回答が多かったのは、前年度同様に研究活動推進に関する能力を問う項目であった。博士後期課程在学生に対する同様の調査結果も同様に、独立して研究活動を推進する能力について、75%が「どちらともいえない」「そうは思わない」「全くそうは思わない」と回答しており、低い傾向が見られた(前年度;61%)。博士課程の研究途上の回答であることも影響していると思われるが、この結果をもとに引き続き社会人学生の時間に合わせた個別の論文指導を行うなどの対応を行い、働きながら研究推進能力を高める授業や指導内容を確保するように努めた。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・不合格科目の多い学生や欠席が多い等の課題を抱えた学生に対して、授業科目担当教員・ 学年担当教員・教務委員会が組織的に連携し、情報や問題を共有しながら、個々の学生 の状況を踏まえたきめ細かくタイムリーな学習指導ができている(資料4-3-17)。
- ・実習指導については、大学と実習施設とが密に連携するための体制を整え、その延長に、 大学と実習施設とが協力して「実習指導者研修会」を企画運営している。また、全教員 と実習指導者とが集合し、実習指導について語り合う実習指導者懇親会を年1回開催する

ことにより、本学の教育目的や指導の趣旨について理解を得ている。

- ・1年次から4年次までポートフォリオを実施することで実習の積み重ねに繋がっている。
- ・授業改善については、個々の教員が日頃から学生の意見を尊重しながら行っていること もあり、授業評価の各項目 15 点満点で 12 点以上となる等、学生の授業評価は非常に高 い。また、学生による授業評価結果に教員自身がコメントを返すことで、教員自身の授 業改善への姿勢と内容が明確になっており効果的に機能している。
- ・シラバスの入力に際してFDを行い、教員と学生との契約としてのシラバスの意味、また 授業時間外を含めて学生の学修を促していく手段としてのシラバスのねらいを共有する ことで記載方法の改善がみられた。授業内のアクティブラーニングは種類を明示したこ とで、実施状況が把握しやすくなった。シラバスのチェックは入力画面上で行なえるよ うになったこと、入力時の注意点が画面上に示されているために、チェックがしやすく なり、事務作業の煩雑さが軽減した。

- ・社会人学生の学習環境が課題となっていたが、共通科目の開講を一定の曜日に集中させることで、社会人学生が科目を履修しやすい環境が整えられている。長期履修を希望する社会人学生数の増加とともに、履修を希望した社会人学生から履修取り消し希望も出されている。このことから、社会人学生に対応した履修相談、時間割調整、論文指導が実施できていると一定の評価ができる。今後も継続していく必要がある。
- ・2016(平成 28)年度から、学期毎の全体授業評価の集計結果及び改善策等についての教員 コメントを公開することを決定し、授業改善により役立てることができている。
- ・修士研究計画発表会を2回に分けて時期を早めたことについては、1月の発表希望者が多いことから、早期発表へのニーズが高いことが伺える。一方では、3月を希望する院生もいることから、各自のペースに合わせて研究活動の準備が行えていると理解でき、2回開催の利点であると評価ができる。
- ・看護学専攻、国際保健助産学専攻、博士後期課程各々の教育の特徴が明確になるような AP、DP、CP の見直しが行われ、今後、教育方法や内容に対する学生からの評価に加え、 客観的な視点から、修士・博士論文の質や修了生の CNS 資格取得率などのデータも合わ せて教育方法と内容の評価と、検討が必要である。
- ・2014(平成26)年度より開始したアクティブラーニングを目指したシラバスの記載方法 をさらに改善し、研究科教務委員会によるチェック体制を強化し、記載内容の充実お よび統一を図ることができた。
- ・国際保健助産学専攻実践コースにおいて2015(平成27)年度に導入したTBLの評価については、学長裁量経費の給付を受けた研究「大学院助産師教育におけるアクティブラーニング活性化のためのTeam-Based Learning教育方法の開発と評価」として実施した。その結果、学習への動機づけ、学習成果の実感、勉強方法の発展へとつながり、チームメンバーとの切磋琢磨による学習効果を感じた一方で、予習時間の確保が困難、受け身では学習が深まらない、課題解決への未消化感、方法論と学習成果への不安等が語られた。具体的には、Individual Readiness Assessment Test (I-RAT) の事前学習範囲設定の限定明確化、応用課題の改善、各セッションのファシリテーションの改善等の課題が明確になった。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・実習期間以外での自己学習時間を向上させる検討を行う。
- ・シラバスの記載内容および HP のシラバス検索システムが学生の学修に役立っているかの 評価を行なう。シラバスチェック担当者間でのチェック内容の統一が課題である。
- ・GPA 導入後の取得単位数や成績の状況、必要に応じて学生と学生への調査を行って把握する。GPA は、主として教職員による学生への指導や支援をより有効に行うためのものと位置づけているが、それ以外の有効な活用方法について教務委員会を中心に検討を重ねる。

〈看護学研究科〉

- ・計画発表会では、4 会場同時開催のため、1 会場での参加者数が少なく、研究計画に関する議論が十分に行われにくい環境にあった。研究計画発表会を公開して行う教育効果の 視点から、発表会の運営方法の再評価をする必要がある。
- 専門看護師 (CNS) 38 単位教育課程が開始され、演習、実習時間が大幅に増加したことで大学院生の学習時間の確保が難しくなっている。また、さまざまな教育背景を持つ大学院生が入学していることでの学習支援の必要性もあり、具体的な支援体制を構築することが喫緊の課題である。また、引き続きカリキュラム全体の評価を実施し、それらの評価に基づいた効果的な教育方法のさらなる改善を行うことが課題として残される。
- ・TBL に関しては、他の科目との多重課題の軽減、シナリオの改訂、Individual Readiness Assessment Test (I-RAT) の事前学習範囲設定の限定明確化、I-RAT 問題の洗練と精選、応用課題の改善、各セッションのファシリテーションの改善等に取り組む。
- ・修士課程、博士後期課程ともに、院生の授業評価アンケートにおいて、研究活動推進に 関する能力の肯定的評価が低い傾向にあるため、個々の背景に沿って個別に論文指導を 行うなどの対応を行い、研究推進能力を高める授業や教育方法を検討する必要がある。

4. 2017 (平成 29) 年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・2015(平成27)年度入学生から導入したGPA制度の評価を行い改善につなげる。
- ・学生の主体的学習を促す教育方法が全ての教員に浸透するように FD の機会を増やす。
- ・「実習指導者研修会」を継続し実習指導者と教員の連携をさらに強化するとともに、実習 でつまずきやすい学生の早期発見とそうした学生への支援方法を開発する。
- ・2017(平成29)年度から導入する学年制を適正に運用する。
- ・実習以外の学習の積み重ねへとポートフォリオの活用拡大について検討する。
- ・シラバスの記載内容および HP のシラバス検索システムが学生の学修に役立っているかの 評価を行なう。
- ・GPA 導入後の取得単位数や成績の状況、必要に応じて学生への調査を行って把握する。GPA は、主として教職員による学生への指導や支援をより有効に行うためのものと位置づけているが、それ以外の有効な活用方法について教務委員会を中心に検討を重ねる。

〈看護学研究科〉

社会人学生に対応した履修相談、時間割調整、論文指導を引き続き継続する。

・教育評価調査 (ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関する達成度調査)結果とともに、38 単位の看護専門看護師教育課程の教育方法について検討する。また、新ポリシーを反映させた教育評価調査について検討する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・学生の授業外の学習を充実する必要があることを教員間に周知する。
- ・シラバスの第三者チェックにおいて、チェック担当者間でのチェック方法に違いが生じ ないようにチェックポイントを示す。

〈看護学研究科〉

- ・専門看護師 (CNS) 38 単位教育課程での演習、実習時間が大幅に増加したことでの大学院生の学習時間の確保、学習支援のための具体的な支援体制を構築する。
- ・効果的な教育支援につながる修士研究計画発表会の運用方法を検討する。
- ・アクティブラーニングの評価を検討する。
- ・修士課程、博士後期課程ともに、個々の背景に沿って個別に論文指導を行うなど、研究 推進能力を高める授業や教育方法を検討する必要がある。

5. 根拠資料

- 4-3-1 学則
- 4-3-2 学生便覧、シラバス
- 4-3-3 シラバス
- 4-3-4 履修規程、進級及び留年に関する取り扱い(2017年度以降入学生対象)
- 4-3-5 卒前スキルアップ 参加者アンケート
- 4-3-6 教員授業見学実施要領
- 4-3-7 2016(平成28)年度研究科教務委員会議事録(10回と13回)
- 4-3-8 共同災害看護学専攻 博士課程 履修の手引き (2016年度)
- 4-3-9 履修の手引き、シラバス
- 4-3-10 試験監督マニュアル
- 4-3-11 定期試験マニュアル
- 4-3-12 履修の手引き
- 4-3-13 履修の手引き/シラバス 大学院(2016年度)
- 4-3-14 共同災害看護学専攻 博士課程 開講科目シラバス 2016年度
- 4-3-15 授業評価 ホームページ
- 4-3-16 2016 年度教育評価アンケート結果 (大学院) 研究科教務委員会資料
- 4-3-17 授業欠席に対する学生支援体制

第4節 成果

- 1. 2015 (平成 27) 年度に策定した発展方策
- ①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・学生の教育評価を在校生は毎年、卒業生は3年毎に継続し、教育の成果を検証していく。
- ・学生による授業評価の評定平均の高かった教員の授業を公開し、教員同士が見学した結果を検証していく。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程の履修が 2 年間で修了している。また長期履修者が継続中である。引き続き院 生の指導と支援を継続していく。
- ・CNS 取得状況を把握することで、現院生への情報状況が可能となり、また学習の動機づけ として期待できるため、今後も把握とともに院生への発信を行っていく。
- ・助産師国家試験 100%合格は、修了生の将来を担保することや在学生へのさらなる学修への動機づけとなる。今後も院生主体の国試対策を強化していく。
- ・国際保健助産学専攻実践コース TBL においては、他の科目との多重課題の軽減、シナリオの改訂、Individual Readiness Assessment Test (I-RAT)、の事前学習範囲設定の限定明確化、I-RAT 問題の洗練と精選、応用課題の改善、各セッションのファシリテーションの改善を行いながら継続実施する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

・教育評価調査 (ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関する達成度調査) 結果とともに、2012 (平成 24) 年度に改訂された現在のカリキュラムについて評価を実施し、検討する。

〈看護学研究科〉

- ・博士後期課程において、2013(平成25)年度以前に入学した11名が2016(平成28)年度は継続となるが、長期化しないように引き続き指導と支援を行う。
- ・日本看護協会に申請された災害看護 CNS の専門看護分野特定の申請をフォローし、修了 生の個人認定に繋げていく。
- ・在宅看護 CNS は 2014(平成 26)年度に日本看護系大学協議会に教育機関として認定され、 2015(平成 27)年度からコースを開講しているが、入学者はまだない。

2. 現状の説明

(1)教育目標に沿った成果が上がっているか。

〈看護学部〉

今年度より学生による授業評価の方法を紙面から電子入力へと変更したところ、回収率が著しく低下した。前期授業の集計結果を踏まえ、後期授業では周知方法の徹底など対策を講じたが、改善はみられていない。授業評価の全集計結果、次年度に向けた授業の具体的な改善策を含む教員からのコメントは、前年度同様、HP上、冊子として図書館に配架して公開した。学生からの自由記載は図書館でのみ全文公開を予定していたが、授業改善に関係ない意見が目立ったため一部公開とした。FD・SD 委員会では、次年度からの授業評価アンケート実施についての改善策を構築した。

今年度より、前年度学生による評価の高かった教員の授業を公開し、参観後には、見学者から担当者へリフレクションペーパーを提出して、教員同士が相互学習できる取り組み

を開始した。

2013 (平成 25) 年度以降、継続的に教育評価調査 (ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関する達成度調査) を実施してきた。2016 (平成 28) 年 3 月に卒業間近の 4 年生を対象に行った教育評価に関する質問紙調査の結果、ディプロマ・ポリシーに関しては、卒業時に「身についているかどうか」との質問に対して、「強くそう思う」「そう思う」と回答した割合の合計が 60%以上の項目は、25 項目中 18 項目であった。一方、卒業時に「身につけている」と回答した者が 50%に満たなかったのは、前年度同様の 3 項目に加え、「災害等の危機的な状況下に生じる健康問題を理解し、援助活動に必要な知識・技術を身につけている」の計 4 項目であった。また、カリキュラム・ポリシーに関しては、全体の 10 項目のうち 8 項目で 60%以上の学生が肯定的な評価を下していた。学生の肯定的な評価が 50%に満たなかったのは、前年度同様の 1 項目のみであった(資料 4-4-1)。

学部卒業生の就職先の管理者に対して、前回 2014(平成 26)年度に実施してから 3 年を経て、今年度、再度教育評価調査を実施した。調査の結果、ディプロマ・ポリシーに関しては、入職 2 年目を平均的に評価して「身についているかどうか」との質問に対して、強くそう思う」「そう思う」と回答した割合の合計が 60%以上の項目は、25 項目中 13 項目であった(2014年調査時;8 項目)。一方、50%に満たなかったのは、2014(平成 26)年度調査同様の 8 項目であった(資料 4-4-2)。

本学のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについて見直しが行われた。次 年度より、新たなポリシーが反映される。

2016 (平成 28) 年度の国家試験合格率は全国平均を上回っている。看護師国家試験合格率は、98.6% (前年度;100%)、保健師は100% (前年度;100%) であった(資料 4-4-3、国家試験対策については、第6章の学生支援のp.74頁参照)。これまで課題とされていた医学生理学系の科目を含め、必修科目は2015 (平成28)年より教育の充実を図ることをめざし、全て2クラス編成で開講すること、授業補助要員を導入することを継続している。

〈看護学研究科〉

a. 各課程の修了状況は順当か

- ・2016(平成 28)年度修士課程の学位取得者数は、看護学専攻 27 名 (うち、CNS 教育課程単位取得者 12 名)、国際保健助産学 13 名 (うち、助産学分野の単位取得者 13 名) で、合計 40 名である。
- ・2016(平成 28)年度博士後期課程 3 年生 16 名のうち学位取得者数は 5 名であり、残る 11 名は、継続して在学する。
- ・国際保健助産学専攻では、2016(平成28)年度助産師国家試験合格者13名(合格率87%)であった(資料4-4-4)。
- ・博士課程共同災害看護専攻は、3 年次までに 6 名が在籍しており、順次、Preliminary Examination を受けている。
- ・2014(平成26)何度から開始された修士課程長期履修制度について、2016(平成28)年度は、 看護学専攻においては、申請9名のうち年度内取消が3名あり、年度末の時点で長期履 修を継続している院生は6名であった。国際保健助産学専攻においては、2名が継続している。
- ・2016(平成 28)年度修士課程修了生の就職先については、看護学専攻と国際助産学専攻の

合計 31 名が臨床に就職、看護学専攻の 2 名が教育機関に就職、5 名が本学博士課程に進 学した(資料 4-4-5)。

・博士後期課程修了生5名は1名が臨床に4名が教育機関に就職した。(資料4-4-6)。

b. 各領域の CNS 取得状況は順当か

- ・2016(平成 28) 年度の CNS 取得状況を追跡中である (資料 4-4-7)。
- ・災害看護 CNS は看護協会に分野認定された。また在宅看護 CNS は、2015(平成 27)年度のコース開講後、2017(平成 29)年度にはじめて入学者を予定している。

c. 修了生の学会発表

・博士課程修了生に対しては、論文の学会誌などへの発表を課しているため、順次発表を行っている。修士課程に対しても積極的に発表を勧め、必要時発表に際しての指導や支援をおこなっている。

d. 院生の能力取得や学習環境等に関するアンケート結果をふまえた対応

・修了時の取得能力に関するアンケート結果をふまえ、2015 (平成 27) 年度に引き続き、FD を実施した。2016 (平成 28) 年度は、「大学院ファカルティ・カフェ」を 2 回開催し、CNS 教育に関して議論し共有した。また、2016 (平成 28) 年度は、毎年行う在学生への教育評価アンケート、2 年毎に行う修了生への教育評価アンケートを実施した。

e. 教育方法の改善

・国際保健助産学専攻実践コースでは、2015(平成 27)年度に導入したアクティブラーニング、反転授業の一教育方法である Team-Based Learning (以下 TBL) を評価し、シナリオやテスト、展開方法を改善しながら継続している。

(2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

〈看護学部〉

日本赤十字看護大学学則(資料 4-4-8)及び学位規程(資料 4-4-9)に基づき、本学に 4年以上在学し、学則に定める授業科目及び単位を修得して卒業した者には、学士の学位が授与される。2013年度以降入学生の場合は、必修科目 100単位、選択科目 24単位以上、計124単位以上である(資料 4-4-10)。保健師国家試験受験資格取得のためには、必要な科目の単位の取得が必要となる。

卒業判定に関しては、教員から提出された成績評価に基づき、教務委員会で卒業要件を 満たしているかどうかを確認した後、教授会で合否について審議した後、学長が認定する。

〈看護学研究科〉

a. 修士課程

看護学専攻と国際保健助産学専攻研究コースでは、大学院学則第28条第1項により、所定の科目について30単位以上修得し、修士論文の審査および最終試験に合格した者に修士(看護学)の学位が授与される。修得単位の認定については、各担当教員から提出された成績評価をもとに研究科教務委員会、研究科委員会での協議を経て、学長が認定する。修士学位論文審査は、主査1名と副査2名で構成される修士学位論文審査会(以下「修士論文審査会」)で行われ、口頭による最終試験が行われる(資料4-4-11)。2016(平成28年度)より、修士学位論文審査の厳密性・公平性の確保のため、修士学位論文審査会構成を変更し、副査2名は、審査を申請した学生の所属する領域外の教員とした。審査員により学位

授与の可否の判定が行われ、その結果を主査が審査報告書にまとめ、研究科長を経て研究 科委員会で協議され、最終的に学長が認定する。審査の過程と修士論文の審査基準につい ては、大学院履修の手引き/シラバスにも明示されている(資料 4-4-12)。

国際保健助産学専攻実践コースにおいては、同じく大学院学則第28条第2項により、所定の科目30単位以上と指定された助産師資格受験科目28単位、計58単位以上を修得し、課題研究の審査と最終試験に合格した者に修士(看護学)の学位が授与される。修得単位の認定については、看護学専攻と同様である。課題研究は、主査1名と副査2名で構成される修士学位論文(課題研究)審査会(以下「課題研究審査会」で審査される。看護学専攻と同様に、2016(平成28年度)からは、修士学位論文審査の厳密性・公平性の確保のため、修士論文審査会構成を変更し、副査2名は、審査を申請した学生の所属する領域外の教員とした。課題研究審査会は公開の発表会形式で行われる。審査会の判定結果は研究科長を経て研究科委員会で協議され、学長が学位授与を認定する。審査の過程と審査基準については、大学院履修の手引き/シラバスにも明示している(資料4-4-12)。

b. 博士後期課程

大学院学則第28条第3項により、博士後期課程に3年以上在学し、所定の科目について、2013(平成25)年度以前入学生は8単位、2014(平成26)年度以降入学生は10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査と最終試験に合格して博士後期課程修了の認定を受けた者は、博士の学位を授与される。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関してはこの限りではない。修得単位の認定については、各担当教員から提出された成績評価をもとに研究科教務委員会、研究科委員会での協議を経て、学長が認定する。博士学位論文の審査は、主査1名(正・副研究指導教員以外)と副查4名(正・副研究指導教員含む)で構成される博士学位論文審査会(以下「博士論文審査会」)で行われた後、口頭による最終試験が行われる(資料4-4-11)。その後、審査員の合議で学位授与の可否について判定が行われ、主査が審査報告書を研究科長に提出する。合格の判定を得た論文は、博士審査委員会の協議に付され、委員の投票により合否を決定した後、研究科長を経て研究科委員会で協議され、最終的に学長が認定する。審査の過程と博士学位論文関連の審査基準については、大学院履修の手引き/シラバスにも明示されている(資料4-4-12)。

c. 博士課程共同災害看護専攻

2014(平成26)年4月に開講した博士課程共同災害看護専攻については、50単位以上を修得し、その上で、博士論文の審査と最終試験に合格することが学位授与の条件となっている(資料4-4-13)。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに対する学生からの教育評価をみると、 ディプロマ・ポリシーに対して概ね達成できていると評価でき、ほぼ適切なカリキュラムと評価ができる。卒業生に対する管理者からの評価は、前回実施時と比べて肯定的な 評価を得られていることから、毎年実施している教育評価がその改善へのきっかけとな っていると推察できる。実施時期については、在校生は毎年、卒業生は 3 年毎に実施してきたが、今後、新たなポリシーが反映された教育評価の時期、内容の検討を行う必要があり、現ポリシーの実施時期についても合わせて検討していく必要がある。

- ・学生からの評価の高かった授業科目の授業を公開し、参観後にはリフレクションペーパーを通して教員同士が交流できる機会をもてたことは相互学習の機会となり、授業改善、授業の質向上につながったと一定の評価ができる。
- ・医学生理学系の科目を含め、必修科目のうち合同のクラスで行われていた科目については、2 クラス編成にするとともに、授業補助教員を入れた改善策は機能している。今後も引き続き継続する。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程40名、博士課程4名が修了し学位を取得した。
- ・2016 (平成 28) 年度修士課程修了生および博士課程修了生の就職先は資料 4-4-5、資料 4-4-6 の通りである。
- ・2016(平成 28)年度の CNS 取得状況を追跡中である (資料 4-4-7)。今後も CNS 取得状況を 把握し、教育内容の評価を行うとともに、現院生への学習の動機づけにもつなげてく。
- ・修士学位論文審査会および修士学位論文 (課題研究)審査会の審査委員の基準を変更し、 論文審査の厳密性・公平性の向上を図った。
- ・災害看護 CNS は看護協会に分野認定された。今後は、修了生の個人認定につなげていく。
- ・在宅看護 CNS は、2017 (平成 29) 年度にはじめて入学者を予定している。
- ・修士課程長期履修制度については、長期履修の継続や取消などを院生の状況に合わせて 対応しており、院生にとって学習継続しやすい環境となっている。
- ・院生に対して、論文の学会誌などへの報告を課すことで、研究成果の発表を促進する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・学生による授業評価は、学生の視点から授業改善の手がかりを探り、授業の改善につな げるためのものであったが、電子化された今年度においては回収率が著しく低下したこ と、授業内容とは関係のない記載が多数みられることなどから、必ずしも授業評価の目 的に沿ったものにはなっていない。今後、FD・SD 委員会が構築した改善策を実施すると ともに、授業評価方法の評価を検討していく必要がある。
- ・教育評価調査のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関する調査結果において、前年度同様の 50%に満たない項目については、引き続き、カリキュラム評価を行い、改善策を検討していく必要がある。
- ・授業が公開されていても多くの教員が参観する機会を持てておらず、公開授業による相 互学習が全学的には機能していない。今後、運用方法について検討が必要である。

- ・博士後期課程の3年生11名は継続となるが、長期化しないように指導と支援を行う。
- ・国際保健助産学専攻では、2016(平成 28)年度助産師国家試験合格者 13 名(合格率 87%) であったこと、国家試験問題の出題傾向の変化を踏まえ、100%合格を目指して教育およ び指導体制を改善強化する。

4. 2017(平成 29)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・学生による教育評価を在校生は毎年、卒業生は3年毎に継続し、教育の成果を検証する。
- ・教員同士の相互学習の機会となる授業参観については、参加者が増えるための具体的方 策を検討する。
- ・必修科目の 2 クラス編成については継続するとともに、学年制、カリキュラム評価を反映させて再検討を重ねていく。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程の履修は 2 年間で修了している。また長期履修者が継続中である。引き続き院 生の指導と支援を継続していく。
- ・CNS 取得状況を把握し、各分野の修了生の CNS 認定を目指す。
- ・災害看護 CNS は看護協会に分野認定されたため、今後は、災害看護 CNS の修了生から CNS の個人認定を目指す。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・学生による授業評価アンケートについては、授業改善につなげるためのアンケート実施 となるよう、改善策を実施し、引き続き注視して検討を重ねていく。
- ・教育評価調査 (ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関する達成度調査)結果とともに、2012 (平成 24) 年度に改訂された現在のカリキュラムについて評価を実施し、検討する。また、新ポリシーを反映させた教育評価調査について検討する。
- ・授業参観の実施要項を見直すなど、授業参観者数を増加する方策を検討する。

〈看護学研究科〉

・博士後期課程の3年生11名は継続となるが長期化しないように指導と支援を行う。

5. 根拠資料

- 4-4-1 教育評価に関する調査報告書(2016年度)
- 4-4-2 学部卒業生の就職先の管理者に対するアンケート結果(2016年度)
- 4-4-3 2016(平成 28)年度国家試験合格状況(看護学部)
- 4-4-4 2016(平成28)年度国家試験合格状況(国際保健助産学専攻)
- 4-4-5 2016(平成 28)年度修士課程修了生の就職先
- 4-4-6 2016(平成28)年度博士課程修了生の就職先
- 4-4-7 2016(平成 28)年度 CNS 取得状況
- 4-4-8 日本赤十字看護大学学則
- 4-4-9 学位規程
- 4-4-10 履修の手引き/シラバス (2016 年度)
- 4-4-11 大学院看護学研究科 学位論文関係集
- 4-4-12 2016(平成 28)年度大学院履修の手引き (シラバス)
- 4-4-13 2016(平成 28)年度 共同災害看護学専攻 博士課程 履修の手引き

第5章 学生の受け入れ

1. 2015 (平成 27) 年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・支部長推薦入試担当課長説明会の実施を継続する。
- ・アドミッション・ポリシーに基づいた入試方法の検討を行う。
- ・推薦入試における指定校、準指定校、支部長推薦を見直す。
- ・適正な面接試験を実施するための面接員トレーニングを導入する。

〈看護学研究科〉

・修士課程、博士後期課程、5年一貫制博士課程の出願者数増への取組および優秀な学生の 確保に向けた入試方法の検証を継続する(例:第2希望の領域まで対応する方法の検討)。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・文部科学省のガイドラインに基づいて現状のアドミッション・ポリシーを見直す。
- ・障がいのある受験生への個別対応方法の拡充および周知を行う。

〈看護学研究科〉

- ・学内推薦・学内選考入学者選抜試験の出願資格を周知徹底し、説明方法を入試要項に追 記する。
- ・修士課程、博士後期課程のアドミッション・ポリシーを公表する。
- ・外国人に対応できる入試問題作成および入試方法を検討する。

2. 現状の説明

(1)学生の受け入れ方針を明示しているか。

〈看護学部〉

看護学部入学者選抜試験は、一般、推薦(指定校・公募・支部長)、大学入試センター試験利用型、3年次編入学試験の4種類があり、各学生募集要項、本学HP、入試ハンドブックに、以下に示す入学者受け入れ方針を明示している。

- ・人間の尊厳を第一に考える人
- 人とかかわることに喜びを見出せる人
- 看護に関する学問・実践の楽しさや深さを学びたい人

さらに、入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準についても、各募集 要項、本学 HP において出願資格、試験科目として明示している。

また今年度、文部科学省の「3つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」を基に、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとの整合性を再検討した上で、現行のアドミッション・ポリシーを改訂し、次年度入試に向けてHPで公開した。またこれと同時に、障がいのある受験生への個別対応方法に関しては、HP及び入試Q&Aだけでなく集要項にも明記した。

〈看護学研究科〉

これまで、看護学研究科として統一で示していた学生の受け入れ方針を、修士課程看護 学専攻、修士課程国際保健助産学専攻、博士後期課程看護学専攻に分け、本学ホームペー ジに公開した。詳細は次のとおりである。

【修士課程 看護学専攻】

- ・看護をはじめとする実践で得た体験を大切にして、看護学の探究を志す人
- ・赤十字の理念である人道(ヒューマニティ)に共感し、一人ひとりを大切にし、人々の 尊厳を守る実践・教育・研究を志す人
- ・自らの意見をもち、かつ柔軟に他者の意見に耳を傾けることのできる人
- ・社会的関心をもち、国際的視野に立ってものごとを見、考えることのできる人
- ・倫理的にものごとを考え課題を探求する基礎的な力を有している人

【修士課程 国際保健助産学専攻】

- ・看護をはじめとする実践で得た体験を大切にして、看護学の探究を志す人
- ・赤十字の理念である人道(ヒューマニティ)に共感し、一人ひとりを大切にし、人々の 尊厳を守ることを志す人
- ・自らの意見をもち、かつ柔軟に他者の意見に耳を傾けることのできる人
- ・倫理的にものごとを考え課題を探求する基礎的な力を有している人
- ・世界的視野からものごとを考えることを志す人
- ・専門職として人間形成を志す人

【博士後期課程 看護学専攻】

- ・看護における現象を幅広い視点から省察し、看護学を探求できる人
- ・赤十字の理念である人道(ヒューマニティ)に共感し、高い倫理観をもち、人々の尊厳 と権利を擁護できる人
- ・看護学の発展に寄与する研究に取り組むための基礎的な力を有している人
- ・世界的・学際的視野から、ものごとを探求することを志す人
- ・新規性のあるテーマや課題に挑戦する意欲を有している人

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

〈大学全体〉

本学の入学者選抜試験の管理運営に関する事項については、入学者選抜試験管理委員会が審議し、実施に関しては教授会のもとにおかれた入学者選抜試験委員会および研究科入学者選抜試験委員会、教授会、研究科委員会が審議し、公正かつ適切な学生募集および入学者選抜を行っている。委員会の活動は月1回の会議の中で、方針に則り審議の結果、具体化され、報告・評価されている。また年度末に年報を作成し、自己点検・評価委員会で審議・評価される。年報で出された改善すべき課題等については、新年度の委員会において当該年度の活動方針として話し合われ、各構成員に分担して、具体的な活動として取り組む体制となっている。

〈看護学部〉

入学者選抜試験管理委員会は、入学者選抜試験管理委員会規程に基づき、学長をはじめ

とする経営会議メンバーと入学者選抜試験委員長で構成され、出題委員、問題検討委員並 びに面接委員の選定を行っている。とくに、入学者選抜試験問題は、学長より任命された 第三者による事前確認を行い、試験問題の適切性を担保している。

入学者選抜試験委員会では、入学者選抜試験委員会規程に基づき、入学者選抜試験日程、 試験科目等の設定、各試験での合否判定案の作成を行っている。また、各入学者選抜試験 前には、全教職員体制で実行部会を開催し、実行部会資料に基づき、試験運営、出願者数、 当日の業務等の確認を行い、情報共有を図り、本部要領、試験監督要領、面接要領、受付・ 誘導要領等の各実行要領に従って、事前打ち合わせを行っている。

a. 一般入学者選抜試験

2月初旬に2段階選抜試験を行っている。第一次試験では英語と国語を必須とし、数学、生物、化学の中から1科目を選択する。今年から学科試験はすべて第一次試験で行い、試験時間は3科目とも60分で実施している。第二次試験は面接(集団・個人)を実施している。

b. 大学入試センター試験利用型

2011 (平成 23)年から導入され、大学入試センター試験での結果のみで合否判定する入学者選抜試験である。大学入試センター試験実施前日までに出願できる I -A (理系中心型入試:英語、数学 (I · A) が必須で、数学 (I · B)、生物、化学、生物基礎と化学基礎から 1 科目選択)、I -B (文系中心型入試:英語、国語、数学が必須) と、2 月中旬から下旬にかけて出願できる I (総合型入試:英語が必須、数学、化学、生物、国語、生物基礎と化学基礎) の中から 2 科目選択)の 3 種類がある。

c. 推薦入学者選抜試験

- ①指定校、②公募、③支部長の3種類の形態がある。
- ①指定校入学者選抜試験では、本学が指定した高等学校から1ないし2名の枠が設けられ、評定全体平均3.8以上で高等学校長から推薦された受験生を対象に、本学で面接(集団・個人)を実施する。指定校は毎年、前年度を含む過去3年間の入学者選抜試験の志願者数、合格者数、入学者数等を参考に、選定を行っている。
- ②公募入学者選抜試験では、全国の高等学校の評定全体平均 4.0 以上で、高等学校長から推薦された受験生を対象に、本学で筆記試験(国語)と面接(集団・個人)を実施している。
- ③支部長入学者選抜試験は、関東圏・新潟県内にある赤十字支部が予め選抜した支部長が推薦する受験生に対して、本学で面接試験を実施している。本推薦入試合格者は卒業後、各支部が管轄している赤十字病院への就職を前提とする地域貢献型入学者選抜試験である。支部における募集条件は、本学の協力により各支部で指定した高等学校(準指定校)から、評定全体平均3.8以上で高等学校長が推薦する者である。

d. 3年次編入学試験

看護系短期大学卒業者(見込者含む)および看護専門学校卒業者(見込者含む)で看護 師資格を有する者(資格取得見込者含む)を対象とし国語、面接(個人)を実施している。

〈看護学研究科〉

修士課程看護学専攻では一般、社会人・特別選考・学内選考の 4 種類、修士課程国際保 健助産学専攻では一般、社会人、特別選考、学内推薦、学内選考の 5 種類、博士後期課程 看護学専攻では一般、社会人、学内選考の3種類、博士課程共同災害看護学専攻(DNGL)では一般の1種類を実施しており、それぞれに入学資格を明示した募集要項を配布し、さまざまな形で周知を図っている。特に学内選考入学者選抜試験の出願資格については、5月に在学生・卒業生を対象とした説明会を行うとともに、その後の大学院説明会でも受験生のニーズに応じて受験種別ごとの説明を行っている。

看護学研究科入学者選抜試験の方法については、入学者選抜試験管理委員会、研究科入 学者選抜試験委員会が検討・検証を行っている。

入学者選抜試験管理委員会は、入学者選抜試験管理委員会規程に基づき、出題委員、問題検討委員並びに面接委員の選定、問題及び解答の確認及び管理を行っている。

研究科入学者選抜試験委員会では、研究科入学者選抜試験委員会規程に基づき、入学者 選抜試験日程、試験科目等の設定を行っている。各試験の合否は、教育・研究指導面の観 点から研究科看護教授連絡会の意見を参考とし、研究科入学者選抜試験委員会において合 否判定案の作成を行い、研究科委員会において決定している。

平成28年度は、修士課程および博士後期課程において7月・8月・11月・3月に計4回の入学者選抜試験を実施した。

5年一貫制博士課程共同災害看護学専攻では、8月に入学者選抜試験を実施した。

修士課程個別入学資格審査は、研究科第1~第3回入学者選抜試験それぞれの実施前に3回募集し、そのうち2回、計4名から応募があった。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正 に管理しているか。

〈大学全体〉

大学全体の入学定員は、看護学部は130名、3年次編入学は10名である。受験生の入学者選抜試験の動向や過年度にわたる本学の入学状況(歩留まり等の状況も含む)を分析したうえで、各試験における入学予定者数を入学者選抜試験委員会(研究科含)において原案を作成し、教授会・研究科委員会で決定している。

〈看護学部〉

過去3年間の入学試験別募集定員および入学者数の推移を表5-1に示した。定員に対する入学者の割合は2017(平成29)年度において、看護学部112%、3年次編入は7%であった。 過去3年間の入学者数は表5-1のとおりである。

表 5-1 過去 3 年間の入試別募集定員および入学者数(看護学部)(各年度 5 月 1 日現在)

	入試の種類		2015 平成27年度	2016 平成28年度	2017 平成29年度
	一般	入学者	79	82	80
	センター利用型	募集定員	65	65	65
	部 指定校推薦	入学者	19	20	20
看護学部		募集定員	_	_	_
	公募推薦 -	入学者	18	21	18
	公务作局	募集定員	_	-	_
	支部長推薦	入学者	28	24	28

_		募集定員	28	28	28
_	A ≥1.	入学者	144	147	146
	合 計	募集定員	130	130	130
_	入学者に対	対する比率	1. 1	1. 1	1. 1
3年次 編入学	—般	入学者	12	12	7
	——	募集定員	10	10	10
///III/ ()	入学者に対	対する比率	1.2	1.2	0. 7

表 5-2 過去3年間の在籍者数(看護学部)

(各年度5月1日現在)

	学 年	2015 平成27年度	2016 平成28年度	2017 平成29年度
	3年生 4年生 4年生 合計	144	147	146
⇔ ₹17	2年生	143	144	147
一一门	3年生	141	142	142
学部 1年生 2年生 3年生 4年生 4年生 4年生	142	149	148	
/ 1	3年生	12	12	7
編人	4年生	11	12	11
	合計	593	606	601
	収容定員	540	540	540
	(収容定員に対する割合)	1. 10	1. 12	1. 11

〈看護学研究科〉

入学定員は、修士課程看護学専攻 30 名、修士課程国際保健助産学専攻 15 名、博士後期 課程看護学専攻 5 名、博士課程共同災害看護学専攻 2 名である。

2015(平成 27)年度から 2017(平成 29)年度における募集定員・入学者数、および在籍者数・収容定員を表 5-3 に示した。

表 5-3 過去 3年間の募集定員・入学者数、および在籍者数・収容定員

(各年度5月1日現在)

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	
		入学者	31	30	30	
	看護学専攻	募集定員	30	30	30	
	有碳子导以	在学者数	57	62	30	
修士課程		収容定員	60	60	60	
		入学者	17	16	15	
	国際保健 助産学専攻	募集定員	15	15	15	
		在学者数	34	33	34	
		収容定員	30	30	30	
		入学者	8	12	13	
博士後期課程	毛	募集定員	5	5	30 30 64 60 15 15 34 30 13 8 43 24	
	有	在学者数	29	36		
		収容定員	15	15	24	
5年一貫制	共同災害	入学者	2	2	2	

博士課程	看護学専攻	募集定員	2	2	2
		在学者数	4	6	8
		収容定員	_	_	_

平成 29 年度の在籍学生比率は、修士課程看護学専攻 107%、修士課程国際保健助産学専攻 113%、博士後期課程 179%である。

なお、博士課程共同災害看護学専攻は完成年次でないため、比率は算出していない。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈看護学部〉

入学者選抜試験委員会において、入学者選抜試験ごとに、出願者の出願状況(男女比、卒業年度、出身高等学校偏差値、出願者の高等学校の内申等)、選抜試験実施方法の適切性、インシデントの有無等について検証をしている。また、支部長推薦入学者選抜試験においては、各赤十字支部と毎年支部担当課長と協議会を設定し、学生募集の共通理解を図っている。2016(平成28)年度は特に以下の項目について取り組んだ。

a. 推薦・一般入試の面接評価方法の検証

文部科学省「高大接続改革実行プラン」で示されている大学入学者選抜改革の動向のひとつである面接の重視を鑑み、公募推薦入試および一般入試において昨年度から学科試験と面接試験の得点加算による評価を導入した。導入に伴う加算得点と学科得点との逆転現象は小さいことを昨年度のデータで確認し、今年度も同様の方法で採用した。

面接評価の妥当性を確認するために、面接員間の一致性と相関について検討した結果、 面接員の研修の必要性を認めた。

b. 支部長推薦入学者選抜試験制度のあり方の検討

日本赤十字学園が設置した入試制度ワーキンググループにおいて、他大学との情報交換を行い、あり方についての検討を行っている。

c. 支部長推薦入学者試験の説明会の実施

支部長推薦入試の適正な実施を図ることを目的に、第2ブロック各支部担当課長を対象とした支部長推薦入学者選抜試験担当課長説明会を5月に実施した。偏差値が基準を下回る準指定校からは推薦者を極力出さないように、委員長から担当課長に依頼を行っている。

d. 入学者選抜試験実施要領およびマニュアル集の作成

昨年度に大幅に改訂した「一般入学者選抜試験における実施要領」および、昨年新たに 作成した「マニュアル集」を今年度も再度見直し、入試前の実行部会にて入試業務に携わ る教職員に配布して事前周知を図った。

e. 入学者選抜追跡調査活用の検討

現在、入学者選抜試験追跡調査を数年ごとに行っているが、2014(平成26)年度の調査分析に関しては、IR会議で実施することになった。そこで、入試種別による4年間の成績の追跡調査、国家試験合否との関連の有無、出身高校と学内成績のデータなどを分析し、入試種別の妥当性、推薦入学の基準の見直しなどに活用できるように、担当委員が中心となりIR会議への分析依頼を行った。

f. 3 年次編入学試験制度の検討

現在実施している編入学試験について、出願者数・入学者数、卒業生の大学進学者数、編入生の入試成績、選抜方法などの視点から現状を分析し、編入学制度の評価を行った。 その結果、編入学制度は継続とするが、出願者の増加を図るため編入学試験の時期を 11 月から 8 月に早めること、試験科目を国語から看護学全般の専門的知識に関する試験に変更することを決定した。この変更は 2018 年度から実施することになった。

〈看護学研究科〉

研究科入学者選抜試験委員会および看護教授連絡会議において、各入学者選抜試験の 適切性に関する検証、出願者の動向(志望領域)等の検証を重点に行っている。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・文部科学省の「3 つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」を基に、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとの整合性を再検討した上で、現行のアドミッション・ポリシーを改訂し、次年度入試に向けて HP で公開した。
- ・一般入試の学科試験は第一次試験にまとめ、第二次試験は面接のみに変更したことにより、学科試験3科目を同じ比重で評価でき3科目で得点調整をすることが可能になった。また第二次試験での試験監督業務が不要となり、実行部員の業務負担軽減につながるとともに、1グループあたり60分(昨年度は50分)の面接時間の確保が可能となった(資料5-1、5-2))。さらに第二次受験者の集合を午前、午後に分けることで、受験生の負担軽減につながった。集合時間が分かれることによる情報漏えいなどの懸案事項に対しては、午前と午後の受験者の接触を避けるなどいくつかの対策を講じ、公平性が保たれるようにした。
- ・支部長推薦入学者選抜試験に関しては、支部長への説明会を継続し、準指定高校の最新 の偏差値データなどを提示して、受験生の基礎学力担保への意識づけを図ることができ ていると考えられる。今後は支部別での学内成績の追跡調査結果などを根拠資料として 提示していく必要がある。
- ・入学者選抜試験実施要領およびマニュアル集を更新することにより、担当者間での業務 内容の事前確認、及び入試当日の業務遂行の円滑な実施に繋がった。
- ・障がいのある受験生への個別対応方法について、「受験上または修学上の配慮に関する事前相談について」の項目を募集要項に明記したことにより、出願に関する問い合わせへの対応が円滑になった。
- ・新任教員と面接員未経験の教員を対象に、面接員(特に面接初心者)のための説明会を 開催し、面接手順や留意すべき重要事項について確認した。
- ・三年次編入学制度を今後も継続していくかどうかについて検討を行い、 と 2017 年度に新設される「入試検討部会」が連携して協議し、同制度の継続の可否を 2017 (平成 29) 年度内に決定する。

〈看護学研究科〉

・研究科全課程において入学定員を満たしている。

- ・学内選考入学者選抜試験についての説明会開催や、大学内で実施されている卒業生・実 習施設の臨床指導者向けの研修会で大学案内を配布し周知に努めたことで、在学生・卒 業生の入学者が増加している(修士課程看護学専攻7名、国際保健助産学専攻9名、博 士後期課程11名)。
- ・5年一貫制博士課程において、英語版の募集要項や試験問題、出願書類等を作成し、外国 人受験生からの出願受付準備が整った。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・3 年次編入学入試(定員 10 名)は、2 次募集まで実施したが、7 名の入学に留まった。
- ・2020(平成31)年度に「さいたま看護学部」(仮称)の新設を控え、新たな入試制度の検討を行う。

〈看護学研究科〉

・博士後期課程の英語試験について、共通試験問題での実施を検討する。

4. 2017(平成 29)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・平成28年度に定めたアドミッション・ポリシーに即した面接評価ができるように、講師 以上の教員を対象に面接員トレーニングを実施する。
- ・加算による面接評価方法の評価・検証を順次おこなっていく。また学科試験と面接試験 の比率の評価・検証も検討していく。
- ・入試業務内容の事前周知、担当メンバー間での明確な業務分担や連携などを図ることで、 当日の円滑な入試業務遂行が継続できるようにする。
- ・障がいのある受験生への個別対応方法の拡充をするために、2017 年度に新たに創設される障がい学生支援委員会と入学者選抜試験委員会が連携し、受験希望者に対する入学者選抜試験の対応について検討する。
- ・3 年次編入学制度について、入学者選抜試験委員会と 2017 年度に新設される「入試検討部会」が連携して協議し、試験時期や科目の変更に対する評価、さらには学士入学制度の検討などを行う。

〈看護学研究科〉

- ・一層多くの出願者を獲得および優秀な学生の確保に向け、修士課程における第 2 希望領域への出願制度の導入等、継続して入試方法の検証をする。
- ・博士後期課程は平成29年度から入学定員が5名から8名に、収容定員が15名から24名 に増員される。近年増加している受験者数の動向や入学後の研究指導体制等を確認し、 適切な入学者数の受け入れに一層努める。
- ・5年一貫制博士課程において、外国人受験生に対応できる実施要項や様式を作成し、受入 体制を整備する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

・「さいたま看護学部設置準備室」を中心に、AO 入試の導入を含めた新たな入試制度の検討

を行い 2017 (平成 29) 年度内に決定する。

- ・ 適切な面接評価ができるように、セミナーやワークショップなどを開催して面接員トレーニングを実施する。
- ・入試種別による4年間の成績の追跡調査、国家試験合否との関連の有無、出身高校と学内成績のデータなどを分析し、入試種別の試験の妥当性の評価、推薦入学の基準の見直しなどに活用する。

〈看護学研究科〉

・博士後期課程の英語試験について、共通試験問題での実施を検討する。

5. 根拠資料

- 5-1 平成29年度一般入学者選抜試験第2次試験 面接割振表
- 5-2 平成28年度一般入学者選抜試験第2次試験 面接割振表

第6章 学生支援

1. 2015(平成 27)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

- ・学生の課題および学習ニーズを把握して、対策講座の開催時期・内容を検討する。
- ・学習環境については、教員のサポート体制のあり方を検討し、自己学習の促進を図る。
- ・HP や SNS を活用し、学園祭に関する情報発信の時期を早めるだけでなく、告知内容の充実を図ることによってさらなる集客を目指す。

②改善すべき事項

- ・学園祭運営委員の引継ぎを年内に行い、後期試験期間前に第 1 回の会合を開催して、今 後の運営方針や引継ぎ内容の確認を行う。
- ・4月のガイダンス期間に、1・2年生対象と3・4年生対象に内容を分けた就職支援セミナーを開催する。開催時に奨学金の受給および貸与先を判断する補足材料として奨学金を受給あるいは貸与を受けている上級学年の声を伝える。また、年度末にアンケート調査を実施して、奨学金および貸与を受けていることが学修におよぼす効果を明確にする。
- ・学内で開催される模試および対策講座を、さらに多くの学生が活用できるよう周知徹底 する。また開催時期は、夏季休暇も含めて再検討する。
- ・新入生オリエンテーション期間中に健康診断を導入し、全体として短期間で実施できるように準備を行う。
- ・障害者差別解消法に伴う合理的配慮の内容を検討し、実施を目指す。

2. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように学生支援に関する方 針を明確に定めているか。

本学では、学生支援の基本方針として、「建学の精神である『人道』に基づき、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることで、一人ひとりが自己及び他者を大事にしながら人間的成長を達成できるよう、学生生活・就職支援委員会を中心として教職員全体が組織的にきめ細やかな学生支援を行う」と定め、修学支援、生活支援、進路支援の3つの観点で項目を挙げて示している。この方針は、本学HPで公開している(資料6-1)。

(2)学生への修学支援は適切に行われているか。

a. クラス担当教員による学修支援

メンタルヘルス上の問題や対人関係上の問題を抱える相談援助ニーズの高い学生へのより適時適切な支援を充足させるために、学生クラス担当教員を8名とし、担当教員1教員あたり16名から18名とし、原則として4年次までの持ち上がり制としている。クラス担当教員は「クラス担当教員内規」(資料6-2)に基づき、年1回以上の面接を実施して、学生の修学・健康・生活・進路等に関する事項への助言と指導、奨学金・就職・進学等の推薦状の作成等を担当している。また、学期の初めには、ガイダンス期間を設け、その間に

クラス担当教員からのオリエンテーションや個別相談を行っている。クラス担当教員は、 担当学生の履修状況や成績を把握し、修学支援を行っている。さらに、学年を総括する学 年主任1名がクラス担当教員の相談、支援を行う体制になっている。

b. 経済的支援

本学では、経済的支援と学業奨励を効果的に行うために、奨学金制度と特待生制度(授業料免除)とを設け、意欲ある学生に学ぶ機会を提供している。

主な奨学金の受給状況を表 6-1 に示した。奨学金は日本学生支援機構関連奨学金、日本赤十字社関連奨学金の他、本学独自の奨学金を準備している。本学独自の伊藤・有馬記念基金の奨学金では、学生奨学金の他、外国留学奨励金としてスウェーデン赤十字大学交換学生2名、スイスのラ・ソース大学交換学生2名の渡航費を全面的に給付している。また、2016(平成28)年度から日本赤十字看護大学松下清子記念教育奨学金が加わり、学部生および大学院生の海外研修・国際交流支援、あるいは経済的理由のため修学継続が困難な大学院生への奨学金として給付を開始した。2016(平成28)年度の学部の奨学金受給者延べ数639名、学生総数に占める割合は106.0%(前年比0.9%増)と増加しているが、複数の奨学金を受給する学生が多く、多額となっている。そのため、2017(平成29)年度の学生便覧には受給を受けるに当たっての注意を記載し、オリエンテーションでも説明することとした。種類別受給状況では、日本赤十字社関連奨学金が62.1%で最も割合が高く、次いで日本学生支援機構奨学金22.4%(第一種・第二種合計)であった。研究科の奨学金受給者延べ数は77名で、大学院生総数に占める割合は57.5%(前年比14.1%増)であった。種類別受給状況では、日本学生支援機構奨学金20.8%(第一種・第二種合計)の割合が最も高かった。

そのほか、災害救助法適用地域において被災し経済的理由により修学困難な学生への支援として「日本赤十字学園大規模災害被災学生奨学金」(2012(平成 24)年度施行)の給付対象者の範囲を拡大し、2016(平成 28)年度は1名の学生に給付を決定した。また、保護者会による学生支援としては、奨学金の給付や国家試験対策の模擬試験受験料や対策講座受講料の助成、感染症ワクチン接種の助成を行っている。

表 6-1 2016 (平成 28) 年度看護学部生・研究科大学院生の奨学金の種類と受給状況

	حسله فسف		看護	学部	研究科	大学院
	種類		受給者数	割合*1	受給者数	割合*1
日本学生支採機構		(第一種)	65	10.2%	7	9.1%
口本于主义	及功民作	(第二種)	78	12.2%	9	11.7%
口十土 南牡	日本赤十字社奨学生	291	45.5%	2	2.6%	
口本亦丁子仁	種類 日本学生支援機構 ト赤十字社 関連奨学金 本赤十字看護大学奨学金 その他	日本赤十字社医療センター	106	16.6%	0	0.0%
		伊藤·有馬記念基金	35	5.5%	10	13.0%
	保護者会奨学金	27	4.2%	対象外		
日本亦十子有護	入学英学 金	大嶽康子記念奨学金	5	0.8%	0	0.0%
		松下清子記念奨学金	4*3	0.6%	21	27.3%
その他	1		28	4.4%	28	36.3%
計			639	106.0%*2	77	57.5%

^{*1=}受給者延総数に対する割合 *2=在籍学生総数(学部 603 名、大学院 134 名) に対する割合

^{*3=}学部生は(海外研修・国際交流支援)のみ対象

奨学金に関する学生への情報提供は、「奨学金案内」(資料 6-3)配布、学生便覧、HP、奨学金説明会、学内掲示により広く学生に周知している。このほかに、随時、学務課学生係とクラス担当教員が個別相談に応じている。

特待生制度は2009(平成21)年度に発足し、経済的支援と学業奨励をより効果的に行うために見直しを行い、現在は特待生Aについては一般入試の成績優秀者2名に対し1年間の授業料免除を行い、特待生Bについては各年度の成績優秀者5名に対し1年間の授業料半額免除を行っている(資料6-4)。

c. 卒業延期者及び休・退学者に対する支援

2016(平成 28)年度の学部の状況は、卒業延期者 6 名、休学者は 5 名(前期 4 名、後期 1 名)、退学者 2 名であった。また、復学者は 5 名(前期 5 名、後期 0 名)であった。休学の理由は体調不良、海外留学、進路再検討であり、退学の理由は進路変更であった。いずれも早期にクラス担当教員が相談に応じ、学年主任や学務部長、学部長、カウンセラー、学務課と連携を取り、学生本人と家族を含めて修学に関する個別対応を行った。

研究科の状況は、卒業延期者 14 名 (修士 3 名、博士 11 名)、休学者は 8 名 (前期 4 名、後期 4 名)、退学者 2 名であった。また、復学者は 1 名 (前期 1 名、後期 0 名)であった。休学の理由は、体調不良、妊娠、介護であり、退学の理由は体調不良等であった。いずれも早期に指導教官が相談に応じ、研究科長、領域内の教員、学務課と連携を取り、学生本人と修学に関する個別対応を行った。

授業の欠席が多い学生に対しては、授業欠席に対する学生支援体制として定期試験の受験資格を失う前に各授業担当教員がクラス担当教員と連携を取り、学生への対応を進めている。具体的には、授業で欠席が続く等の問題状況が発生した場合には、授業担当教員が本人に連絡すると同時に、すみやかにクラス担当教員に連絡し、学生への指導・支援を依頼する。また、実習の履修要件になっている授業科目の単位認定試験に対する受験資格を喪失した場合には、実習担当教員との連携のもと、その後の対応について話し合い、学生への指導・支援を行うことになっている。

単位取得が滞っている学生に対しては、教務委員会による履修計画に基づき、クラス担 当教員と授業担当教員によるサポート体制をとっている。

d. 障がいのある学生に対する修学支援

現在、修学に支障をきたす身体的障がいのある学生や発達障がいと診断されている学生は在籍していないが、軽度の聴覚障がいのある学生が在籍しており、演習や実習での取り組みについて授業担当教員や実習担当教員が助言をして対応している。また、授業や実習において、メンタルヘルスや対人関係上の困難さを理由に合理的配慮を要する学生に対しては、授業担当教員や実習担当教員、クラス担当教員、学生相談室が連携をとって個別対応を行っている。学生相談室では、「学生相談室ガイドブックー教職員のみなさまへーVer.7」(資料 6-5)を作成し、その中でモデルケースとして対応の方法について提示をしている。2016(平成 28)年 4 月 1 日に施行された障害者差別解消法に関連した研修会に学生生活・就職支援委員延べ 6 名が参加し、研修内容の伝達講習など、教職員への情報提供を行っている。

e. 準備教育

一般入試合格者に比べ合格決定の早い推薦入学予定者を対象に本学では 2012 (平成 24)年

度(2013年度入学生対象)から推薦入学予定者説明会を毎年開催している。これは入学まで数か月に及ぶ長い日々を大学生活に円滑に適応するための準備期間として有意義に活用してもらうとともに、時代と保護者のニーズに沿った教育改善を図ることを目的とし、教職員と在学生が大学生活について分かり易く解説し、新入学予定者の勉学意欲を高めることを目指している。

2017(平成29)年1月7日に開催された2016(平成28)年度の説明会には、学生とその父母など128名が参加し、教員が「看護大学で学ぶこと」に必要な社会的視点や4月までの過ごし方、学生生活と生活支援体制、奨学金制度と就職状況、健康管理などについて詳細な解説を行った。また、在学生によるキャンパスライフのプレゼンテーションや学生食堂体験など実際の大学生活の一端を体験していただくプログラムも用意し、参加者から好評を得た。参加者のアンケート結果からは、回答者の92%が内容に「満足」と答えており、「入学まで何をしたらよいか知ることができ、とても良かった」「具体的な内容で充実した説明会だった」「綺麗で清潔な食堂で大変満足した」など好評価を示す意見が多数寄せられた。特に、「看護大学で学ば学ぶにあたっての心構えができたか」との問いには、「非常にできた」と答えた者が66%、「ややできた」を含めるとほぼ全員がプログラムの趣旨を有意義なものと実感していたことが窺われる。こうした期待に応えるべく、今後も学生、父母の意見を積極的に取り入れながら更に充実したプログラムにするよう努めてゆくこととしている。

(3)学生の生活支援は適切に行われているか。

a. 健康管理

保健センターに保健室を設置し、保健師が定期健康診断と事後指導、予防接種の実施、健康相談等を行っている。保健室の人員配置は、専任保健師 1 名で、保健室は長期休暇中を除き、週5日9時から17時30分まで開室している。

定期健康診断は、外部委託して例年 4 月に実施している。改善すべき事項とした「新人オリエンテーション期間中に健康診断を導入し、全体として短期間で実施できるように準備を行う」ことについては、そのように実施して期間も短縮することができた。実習により定期健康診断を受けることが出来なかった院生がいたので、授業の合間に個別で受けることとなった。健康診断の事後指導に関しては、校医が結果を確認した上で、再検査や保健指導が必要な学生に対して保健師が個別指導を行う。2016(平成 28)年度の保健室利用延件数は 1,514 件(学部 1,300 件、大学院 214 件)で、その主な対応は「相談」「生活・保健指導」「休養」「処置」等であった。

感染予防対策については、看護学実習オリエンテーション時に『看護学実習における感染予防対策』(資料 6-6)を用いて実習担当教員が感染予防ガイダンスを行っている。さらに保健師が中心となって結核・肝炎ウイルス・インフルエンザ・麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎に関する情報提供に加え、感染予防の保健指導の実施、ワクチン接種の推奨等の感染予防対策を講じている。インフルエンザやノロウイルス等の感染症に対しては、流行状況を把握して掲示板への掲示なども行い、適宜指導している。予防接種や健康診断結果は「健康の記録」(資料 6-7)に綴じ、自己管理するよう指導している。その他、授業や課外活動での海外渡航時には、授業担当教員・サークル顧問・保健師による指導を行い感

染症予防に努めている。

学生の健康管理意識を高めるとともに保健室をより有効に活用できるよう保健室利用マニュアル作成に取り組み、2017(平成29)年度から活用する予定である。

b. 学生相談

保健センターに学生相談室を設置し、非常勤カウンセラー2名によって週2~3日9時~16時(週1は12時~19時)まで開室されている。2016(平成28)年度の開室日は104日であった。入学時に「学生相談室利用案内」(資料6-8)を用いたガイダンスの実施や、先輩から新入生へのメッセージの掲示、年3回「相談室だより」(資料6-9)を学部生と院生全員、教職員に配布する等、学生相談室が利用しやすくなるような働きかけを継続して行った。学生相談室利用延件数は677件(面接数258件)で、利用者数は学年が上がるにつれ増加する傾向にあった。その主な相談内容は「学生生活」「対人関係」「心身健康」「学業」等であった。

教職員が学生相談室を利用する主な理由は「学生対応」であった。2016 (平成 28) 年度 も継続して教職員が学生対応に関する情報を得られ、話し合える場として「教職員とカウ ンセラーとの懇談会」を年2回開催した。また、年度ごとの学生相談室活動については「学 生相談室活動報告」としてまとめている。

2014 (平成 26) 年度から保健室と学生相談室に加えて、その機能を補完するために、年中無休で 24 時間対応できる外部委託の学生相談を導入した。これは学生だけでなく、その家族や保護者も利用できるものであるが、2016 (平成 28) 年度の利用者数 (延数) は 27 名であり、その内訳は電話相談 26 件、メンタル電話カウンセリング 1 件である。電話相談 26 件のうちメンタル電話カウンセリングは 8 件であった。利用件数は導入初年度 11 件、昨年度 33 件であり、周知が進んでいると考えられる。

c. ハラスメント対策

「日本赤十字看護大学人権・倫理委員会規程」(資料 6-10) に基づく、人権・倫理委員会を設置している。学生には『ハラスメント防止・相談の手引き』(資料 6-11) を用いてハラスメントについて新学期のガイダンス期間中に説明している。個々に対応した教職員が適正に相談に応じられるように、『本学教員、職員が人権・倫理問題について相談を受けた際の対応マニュアル』(資料 6-12) と「人権・倫理問題相談記録」を作成し、活用している。

2016 (平成 27) 年度は教職員を対象とした「ハラスメント研修会」を 2 回開催し多くの教職員が参加した。また、このハラスメント研修会の内 1 回は大学院生も対象に開催した。

d. 課外活動

課外活動は、学生の主体的な活動のもとに、団体構成員相互の責任と人間関係を円滑に保持し、リーダーシップやメンバーシップ等を学びながら人間的に成長を期待する集団活動であり、大学の重要な教育活動の一環として位置づけられている。クラブの顧問である教員と学生生活・就職支援委員会が主に、その活動を支援している。

2016 (平成 28) 年度現在、クラブ等の団体は総合運動サークル、テニス部などの体育系クラブ団体の他、海外ボランティアや地域災害ボランティアなどの団体、日本赤十字六看護大学学生交流会など 12 団体あり、延 474 名の学生が所属している。ボランティア活動については、年に 1~2 回学内で報告会を開催している。

大学祭(クロアルージュ祭)については、毎年、学生が主体となって企画運営し、1日

間の開催としている。例年、学園祭運営委員の引継ぎが遅れ気味になっていたことを考慮して、後期試験期間前に第 1 回の会合を年内に開催し、今後の運営方針や引継ぎ内容の確認を行った。2016(平成28)年度の参加者は、外部参加者が570名、1・2年生の学内参加者214名の合計784名であった。また、教職員のサポート体制を強化し、学生運営委員の週1回の打ち合わせにも参加するだけでなく、メールやSNSを活用し情報や意見の交換を随時行った。さらに、聖路加国際大学の大学祭と開催時期が重なったため、両大学の名前やマスコットキャラクターの入ったコラボグッズ(クリアファイル)を作成し販売するなど、新たな試みに着手した。

学生自治会については、学生の意見を学生生活に反映するために、学生自治会と大学(学生生活・就職支援委員会、学生係)との意見交換会を開催した。

(4)学生の進路支援は適切に行われているか。

a. キャリア支援に関する組織体制

学生生活・就職支援委員会では、就職・進学担当が就職支援セミナー、病院説明会、進路ガイダンス等を行っている。例えば、病院説明会では約50病院の看護部と事務担当者による丁寧な説明が行われ、学生が看護専門職としての方向を検討する有意義な機会となっている。国家試験対策は部会とともにガイダンス、アチーブメントテスト、模擬試験、対策講座等を行っている。また、学生係が就職情報室の管理・運営、関連情報の提供の実務を担当している。

b. 就職・進路選択に関する支援

2016(平成 28)年度の改善すべき事項としてあげられた「4 月のガイダンス期間に、1・2 年生対象と3・4 年生対象に内容を分けた就職支援セミナーを開催する」ことが実施された。

 $1\cdot 2$ 年生に対して、「病院を選ぶ」ことを重点におき、学内の教員で作成したスライド(資料 6-13)を用い、看護学領域別の主な職場、保健師・助産師・専門看護師・認定看護師等のアドバンスコース等を紹介した。奨学金を受ける際には就職条件が関係することがあることから、その選択するときに検討することも説明した。その後、学生グループで話し合う時間をもち、自身の将来について考える機会を設けた。参加者数は 91 名(1 年生 84 名、2 年生 7 名)であり、アンケート結果はセミナー全体について満足・やや満足と回答したものは 83 名(91.2%)であった。病院説明会へのイメージがとてもできた・まあまあできたと回答したものが 63 名(69.2%)であり、参加したいと回答したものは 85 名(94%)と高かった(資料 6-14・15)。また、1 年生全員に、4 月のガイダンス時、キャリアプランのイメージが持てるように『キャリア支援ハンドブック』(資料 6-16)を配付した。

3・4 年生に対して、「病院に応募する」ことを重点におき、学内の教員で作成したスライド(資料 6-17)を用い、就職活動スケジュールでは自分にあった病院選びと応募・試験準備についてステップで取り組むことを具体的に説明した。自分にあった病院選びでは、自分を知ること、病院説明会・インターンシップの準備やマナー、病院比較のポイント、就職の決め手などを説明した。応募・試験準備では、履歴書の作成の仕方、面接での注意事項やよく聞かれる質問、採用側の視点を説明した。また、ワークシートも配布し、実際に取り組んだ。参加者は4年生54名、3年生16名、編入生5名、合計75名であった。アンケート結果では、33名中30名(90.9%)が役に立ったと回答し、自由記載では「自分の振

り返りができた」「就職への意識が高まった」「履歴書の書き方やマナー、病院情報が具体的にわかった」などがあげられた。一方、悩んだり、困ったりしていることとして、「志望の科がわからない」「自分にあった科がわからない」「履歴書作成や面接対策・小論文対策への不安」「病院毎の細かい情報が知りたい」といったことがあげられた。就職支援セミナーの開催時期について、今回の内容はいつ聞くと効果的かを尋ねたところ、3年生後期と回答したものが33名中18名(54.5%)と最も多く、検討課題とされた(資料6-18)。4月14日には、全学生を対象とした赤十字関連病院と実習病院を含む合同病院説明会(資料6-19・20)を開催した。

クラス担任の活動として、3年生に対しては、1月に実施したクラス懇談会の中で、赤十字以外の病院に就職予定の4年生から就職活動の体験談を聞く機会を設けた。また、すべての学年で、年間を通してクラス担当教員との個別面談時や学生の希望時に、就職・進路選択に関する相談に対応した。

学務課学生係において個別に就職の相談に応じているほか、就職情報室でも、求人案内や卒業年度に学生が受験した病院名、就職試験の試験・面接内容等、就職活動の情報を掲載した「就職試験情報」を設置し、学生が自由に閲覧できるようにするなどきめ細やかな就職支援を行っている。

2016 (平成 28) 年度卒業生は、就職率 87.0% (赤十字関連施設 71.4%、赤十字以外の病院 13.6%、行政機関 1.9%)、進学率 9.7%、その他 3.2%であった。2016 (平成 28) 年度修士 課程のうち、看護学専攻修了生は、就職率 77.8% (赤十字関連施設 22.2%、赤十字以外の施設 55.6%)、進学率 18.5%であった。また、国際保健助産学専攻修了生は、就職率 100% (赤十字関連施設 46.2%、赤十字以外の施設 53.8%)であった。2016 (平成 28) 年度博士後 期課程修了生は、就職率 100.0% (赤十字関連施設 0%、赤十字以外の施設 100%) であった。

c. 国家試験対策

学部の学生に対しては看護師・保健師の資格取得のために、国家試験対策部会を設置し 支援を行っている。既卒者に対しても国家試験対策部会の教員が個別に連絡をとり、模擬 試験等を受験できるように対応している。2016(平成 28)年度の看護師・保健師国家試験対 策として、以下の活動を行った。

模擬試験:保護者会助成により看護師国家試験模試を5回実施した。またその他に希望者のみを対象とした有志模試を3回実施した。保健師国家試験模試は2回実施した。模擬試験験全員受験の勧奨の結果、保護者会助成の5回の模試への参加率の平均は95.8%(幅93.0%~97.2%;昨年は平均98.2%、幅96.5%~99.3%)であり、昨年よりも参加率は低下したが、概ねほとんどの学生が受験した。学生主催(教員支援)による1月の有志模試(有料)への参加率も83.0%と昨年の93%よりは低下していたが概ね参加していた。

予備校講師による受験ガイダンスと対策講座:5月に2回、11月に2回、12月に3回、1月に2回実施した。また卒業生による対策講座を夏季に2回開催した。保護者会による助成を受けている講座への参加率は平均71.5%(幅52.1%~80%)で昨年よりもやや低下した。予備校講師による講義への評価は高く、1つの問題に対して、解剖生理や病態、ケアなど幅広く関連づけて、板書で図示しながら丁寧に説明する教授方法にて学生の理解が促進されていた。保健師国家試験対策講座については、大学助成(委員会予算)で1回、

有料で行った。2015(平成27)年度から行った卒業生による対策講座は、講義に加えて各自の国試に向けた取り組みの紹介も含んでおり、勉強方法を考える機会につながり好評であった。

- 成績下位者を対象とした強化クラスの開催:夏から定期的に強化クラスを開催し、秋からは学内教員による特別対策講座を各領域の協力を得て実施した。
- 個別学習支援:成績下位者かつ個別学習支援を要する学生、緊張や不安の強い学生等には、個別支援や面談を定期的に行った。クラス担任、実習等で学生と関係のある看護系教員、部会教員による面談により、学習支援が必要な学生、情緒的支援が必要な学生、生活調整が必要な学生と支援ニーズが多様であることがわかり、継続的に学生のニーズに応じた支援を行った。今後、強化クラスで効果が認められず基礎的学習能力に課題がある学生への個別学習支援について、更なる方策を練る必要があると考える
- 学習環境の整備:自習室を設置するとともに、個別に疑問や不安に応えられるよう、部 会の教員でラウンドを行い自習支援した。
- 3年生に対する学習支援:保護者会助成による専門基礎模試を実施し、模試の振り返りセミナーを実施した。135名(95%)の学生が出席をしており、昨年より出席率は増加しており、遅刻者も1名と少なく、時間どおりに集合し実施することができた。
- 国家試験対策に対するアンケート(資料6-21)結果:受験票配布時に学生へWebアンケートを実施した。アンケート入力時に在室していた学生は143名、返答のあった学生は68名(回答率46.9%)であった。国家試験の学習へ取り組んだ時期は、昨年度は多くの学生が4年生の夏休み以降としていたが、今年は3年生前期からを選んだ学生が増えており、早目に自習を始めた学生が増えていた。また、学内施設としては図書室やゼミ室が利用されていたが、自習室の利用者は昨年ほどいなかった。対策講座や模擬試験のために予備校を利用した学生は去年よりも半減し、学内で行った外部講師による対策講座も有料の場合は参加者が少なかった。保護者会助成、有志模試を含めて模擬試験には殆どの学生が参加しており、サークル活動やアルバイトを理由に欠席をしたと答えた学生はなかったが、家庭の事情等で休む学生も認められた。保護者会助成による外部講師による対策講座、学内講師による対策講座は概ね好評で、特に学内教員による対策講座への出席率が上がり、さらに回数を増やして欲しいという要望が多くあった。学内や模試の成績が芳しくない学生を対象とした強化クラスに関しては、対象者・対象外の学生から必要性への認知は高いが、小集団を対象としたプログラムが有効であった学生とそうではない学生がいることが推察された。

以上のアンケート結果より、今年度の国家試験対策プログラムは、概ね学生にとって国家試験に向けた学習を行うために有効な支援となっていた。学外講師や学外評価を活用するメリットに関して学生へ周知し、参加率を上げていく必要があることが見出された。

これまでの国家試験合格率について、表6-2に示す。2016(平成28)年度新卒者の国家試験 合格率は、看護師98.6%(全国平均94.3%)、保健師100.0%(全国平均94.5%)、助産師84.6% (全国平均93.2%)であった。

表 6-2 国家試験合格率 (新卒者のみ)

年度	本学看護師	全国看護師	本学保健師	全国保健師	本学助産師	全国助産師
2016 (平成 28)	98.6%	94. 3%	100.0%	94. 5%	84.6%	93.2%
2015 (平成 27)	100.0%	89.4%	100.0%	89.8%	100.0%	99.8%
2014 (平成 26)	97. 9%	90.0%	100.0%	99.4%	100.0%	99.9%
2013 (平成 25)	95. 7%	89.6%	90.1%	86. 5%	100.0%	96.9%
2012 (平成 24)	97. 9%	88.8%	100.0%	96. 0%	93. 3%	98.1%

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・障がい学生支援の体制整備を行うべく、学生生活・就職支援委員会でワーキンググループを発足し、支援を要する学生と支援内容に関する現状の把握および今後の課題の検討を行い、障がい学生支援の基本方針案の立案を行った。
- ・平成29年度は大学院生を対象とした「ハラスメント研修」を実施する。
- ・学園祭に関しては、聖路加国際大学との共同企画、また隣接する総合福祉施設(「レクロス広尾」)や乳児院向けの企画、など新たな試みが盛況で、参加者総数は昨年度の556名から大幅に増加し784名であった。また、学生の運営委員会に教員も参加し情報交換したことにより、医療センターをはじめとする周辺施設との連絡・連携も比較的円滑に行うことができた。
- ・全学年を対象とした就職支援セミナーが開催でき、1・2年生には病院選びのポイント、3.4年生には就職までのポイントを伝えるとともに、グループワーク等を通じて学生自身のキャリアを考えるきっかけとなったと考える。1.2年生には就職が関係する奨学金の選ぶ際の注意事項と病院説明会について伝える機会にもなった。
- ・国家試験対策では学内講師や卒業生による対策講座を多くの学生が活用し好評であった。

②改善すべき事項

- ・障がい学生支援の基本方針を作成し、支援体制の整備を行う。
- ・学園祭に関しては、後夜祭時間が予定より 1 時間超過したため、後片付けの終了が大学の閉館時間の午後 9 時までかかった。
- ・本年度行った 3・4 年生の就職支援セミナーの開催時期と内容について、学生の意見を参 考に検討していく。
- ・学内開催の国家試験模試および外部講師による対策講座をさらに多くの学生が活用できるようメリット等も含めて周知徹底する。開催時期や周知方法等も含めて再検討する。
- ・自習室の利用者が減っており、運営方法等について再考する。
- ・強化クラスで効果が認められず基礎的学習能力に課題がある学生への個別学習支援について、更なる方策を練る。

4. 2017 (平成 29) 年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

・学園祭に関しては、今年度開催した新たな企画を洗練させ、さらなる集客へと繋げる。

- ・学生が保健室を活用できるよう保健室マニュアルについてガイダンスで説明する。
- ・全学年を対象とした就職支援セミナーが開催でき、1・2年生には病院選びのポイント、3.4年生には就職までのポイントを伝えるとともに、グループワーク等を通じて学生自身のキャリアを考えるきっかけとなったと考える。1.2年生には就職が関係する奨学金の選ぶ際の注意事項と病院説明会について伝える機会にもなった。
- ・国家試験対策の学内講師や卒業生による対策講座を継続する。

②改善すべき事項

- ・学生へのアンケート等を工夫し、奨学金および貸与を受けていることが学修におよぼす 効果を明確にする。
- ・障がい学生支援の基本方針を作成し、支援体制の整備を行う。
- ・学園祭全体のタイムスケジュールを厳守する。
- ・本年度行った 3·4 年生の就職支援セミナーの開催時期と内容について、学生の意見を参 考に検討していく。
- ・国家試験模試の開始時期をガイダンス期間とし、より早期から外部成績評価により自己 の学習状況を客観視できるよう支援する。
- ・国家試験対策の学部講師による対策講座参加のメリットを教員から伝えていく。
- ・国家試験対策として、小集団を対象とする強化クラスだけでなく、強化クラスで効果が 認められず基礎的学習能力に課題がある学生への個別学習支援について、更なる方策を 練る。

5. 根拠資料

- 6-1 情報公開資料:学生支援の基本方針 https://www.redcross.ac.jp/campus/policy
- 6-2 クラス担当教員内規
- 6-3 平成28年度 奨学金案内(看護学部生、大学院生)
- 6-4 日本赤十字看護大学特待生(授業料免除)規定
- 6-5 学生相談室ガイドブックー教職員のみなさまへ-Ver.7
- 6-6 看護学実習における感染予防対策
- 6-7 健康の記録
- 6-8 学生相談室利用案内
- 6-9 相談室だより
- 6-10 日本赤十字看護大学人権·倫理委員会規程
- 6-11 ハラスメント防止・相談の手引き
- 6-12 本学教員、職員が人権・倫理問題について相談を受けた際の対応マニュアル
- 6-13 S ファイル_01 委員会_04 学生生活就職支援委員会__就職セミナー_H28 就職セミナー
- 6-14 平成28年度就職支援セミナーアンケート集計結果1・2年生
- 6-15 1・2年生 就職活動支援セミナースマホ結果
- 6-16 キャリア支援ハンドブック
- 6-17 2016 就職セミナー3・4年生 最終版、4月の委員会配布資料

第6章 学生支援

- 6-18 3・4年生 就職支援セミナーアンケート、4月の委員会配布資料
- 6-19 平成28年度奨学金及び病院説明会(学生掲示)、4月の委員会配布資料
- 6-20 学生生活就職支援委員会資料_平成 28 年度病院説明会_参加病院リスト
- 6-21 看護師国家試験対策に関するアンケート

第7章 教育研究等環境

1. 2015 (平成 27) 年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

【施設・設備】

・今後も学生や教職員の意見を反映させた施設・設備の改善に関する中長期計画を立て、 整備を行っていく。

【図書館】

- ・TBC、アーカイブズ事業等の継続、それに伴い図書館・史料室利用への促進。
- ・相互協力大学・短期大学図書館の学生への利用促進。

【教育研究等支援環境】

・研究活動に関わる情報提供、科研費説明会での応募書類作成への具体的指導など、研究 支援体制は構築されつつあるため継続して実施するとともに、支援の評価を行うことが 望まれる。

【研究倫理】

・2016(平成 28)年度は研究倫理講習会の受講義務化から3年が経過し、多くの教員の受講 証明書の有効期限が切れる年度であるため、最新の研究倫理・研究不正防止に関する動 向を含めた講習会を開催し、参加の呼びかけを行う。

②改善すべき事項

【施設・設備】

・広尾キャンパスの校舎が完成してから、10年を経過することから、備品・施設全体の修 繕が必要となり、大学全体の抜本的な改善計画を作成していく必要がある。

【図書館】

- ・学生リクエスト等による選書基準等の検討。
- ・日本赤十字社医療センター図書室との利用協議。

【教育研究等支援環境】

- ・学生の学修、教員の教育研究の環境整備にかかわる方針を教職員で共有するため、方針 を明文化する。
- ・講師・助教・助手のみならず、教員全体の研究時間の確保についても課題であり、今後、 改善のための意見を集約させ、具体的に検討することが急務である。
- ・外部研究費の申請数および採択率を上げるため、応募書類作成の個別指導を実施する。
- ・大学院生を対象とする研究助成制度が十分活用されるように、制度を学生に周知する。

【研究倫理】

- ・倫理審査申請書をより書きやすいものにする。
- ・研究実施による有害事象等が発生した場合の報告や対応のマニュアルを作成する。
- ・研究終了後の研究結果の概要報告のあり方について検討する。

2. 現状の説明

(1)教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学では、教育研究等環境の整備に関する方針を以下のとおり定め、研究支援委員会が日本赤十字看護大学研究支援委員会規程に則り、検証を行っている(資料 7-1)。なお、整備のための具体的な計画立案・執行については、情報システム委員会や図書館運営委員会等と協力しながら行っている。

- ①教員の教育研究活動を支援・保障するため、大学は毎年、個人研究費および院生指導費、 図書費等の配分計画を立てるとともに、その適正な執行を促す。
- ②教員の研究活動を推進するために、大学は学外の競争的研究資金に関する情報を収集・提供し、その獲得に向けての支援を行うとともに、学内においても複数の研究助成制度を設ける。
- ③個々の教員に独立した研究環境を保障するため、大学は研究室のスペース、備品、情報通信システム等を整備する。
- ④教員の研究活動に学生が参加することで、研究と教育の双方において最大限の成果を 得ることができるようなシステムを整備する。
- ⑤大学の教育・研究の成果を、できるかぎり迅速に電子情報として広く社会に公開するためのシステムを整備する。
- ⑥校舎に関しては、快適で良好な教育研究環境を整え、施設・設備の拡充や管理を適切 に行う。

(2)十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

a. 校地

広尾キャンパスの校地面積は 15,864.15 ㎡で大学設置基準にある 5,400 ㎡に比べて十分 な面積を有している。

b. 校舎

学部・研究科が置かれている広尾キャンパスの校舎面積は 14,962.45 ㎡で大学設置基準 にある 5,652 ㎡に比べて十分な面積を有している。

c. 講義室·演習室·実習室·学生自習室

広尾キャンパスの室総数は27室で、総面積は3,133.3㎡である。実習室は4室ありそれぞれに共通機材室が備えられている。その他に多目的演習室、多目的実験室、すべての階に学生ラウンジが設けられている。

2014(平成 26)年度からの博士課程共同災害看護学専攻の開設に伴い、実習室を一部改装し、シミュレーションラボ機材を整備した。また講義・演習室を兼ねた 5 大学遠隔授業のためのLMS (ラーニングマネジメントシステム)及びテレビ授業システムを設置した。

d. 特記事項

日本赤十字社との契約に基づき、武蔵野キャンパスは体育館を残し、武蔵野赤十字病院に土地 7,476.63 ㎡、建物 4,544.24 ㎡を寄付した。なお、武蔵野赤十字病院は取得した土地を活用して施設整備を進めており、本学は改築後の同院 2 番館フロア内に武蔵野キャンパス機能を再整備する予定である。(2021(平成 33)年度から無償貸与による整備を予定)

表 7-1 学部・研究科ごとの講義室、演習室等の面積・規模

学部・研究科等	種別	室数	総面積 (㎡)A	収容人員 (総数)	学生総数 B (H28.5.1)	A/B (m²)
看護学部 広尾キャンパス	講義室 演習室	17 7	2, 305. 8 274. 5	1,606 120	606 606	3. 8 0. 4
看護学研究科	学生自習室 院生室	3	553. 0	85	139	3. 9
共用	体育館	1	732. 9	_	_	_
共用	講堂	1	771.4	600	_	_

表 7-2 学部の学生用実験・実習室の面積・規模

用途別室名	室数	総面積 (㎡)	収容人員 (総数)	収容人員1人当たり面積 (m²)
看護実習室	4	811.8	440	1.8
多目的実験室	1	165. 2	56	2.9
語学学習室	1	128.0	48	2.6
情報処理室	2	265.7	130	2.0
計	13	1, 370. 7	674	2.0

(3)図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

サービス向上のために以下の方策を実施した。なお、2016(平成 28)年度の資料統計及び 利用統計は資料 7-2 及び資料 7-3 のとおりである。

- ・学生選書ツアー(1月)、相互協力大学・短期大学図書館(帝京短期大学、実践女子大学) への訪問等が行われた。
- ・図書館だより:年4回発行、教職員による推薦図書への紹介
- ・図書館課から資料紹介等を行った。また、OPAC に教員からの推薦コメントを掲載し、利用者の貸出促進を図った。
- ・相互協力大学・短期大学図書館として、新たに帝京短期大学図書館と 2016 年 10 月に協 定を締結した。
- ・武蔵野館から移管した資料を広尾館の書架に配置。
- ・利用者の要望により、平日の開館時刻を40分早め、8時50分に変更した。
- ・平成29年度からの日曜開館に向けて、シルバー人材センターにおける人材確保を検討するなど、具体的検討を実施している。
- ・史料室データベースを学内リポジトリに移行した。
- ・新たなデータベース等の導入を検討し、予算の見直し(雑誌購読の見直し)等により、 平成29年1月より、「Cochrane Library」、「ProQuest」、リンクリゾルバ「SFX」の導入 を実現させた。
- ・ご意見箱を設置し、利用者の意見を取り入れた。具体的には、My Library により、Web 上からの貸出延長ができる仕組みの構築、日曜開館の実施に向けた具体的な検討、防寒 対策を実施した。
- ・貸出資料数を増やした。(学部生:7点から10点、大学院生:12点から20点)
- ・リポジトリについては、平成28年度より博士論文の要約を掲載する仕組みを教務係と調

整のうえ整備し、掲載を行った。

- ・国試対策の図書(医学書院の系統看護学講座、保健師関係等)を整備した。
- ・図書館内の適切な環境維持等を目的に、1日数回の館内見回りを開始した。
- ・グループ学習室、AVルームおよび館内に図書館内の環境維持に関する掲示を行った。

(4)教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【施設・設備】

・2016(平成 28)年度大学 30 周年事業を実施する中で同窓会等からの寄付等を受け、実習室教育機器の新機材への入替、実習室ベッド 5 台入替、講義室パソコン・マイクシステム整備、広尾ホールスクリーン等音響・映像装置整備、WIFI アクセスポイント整備、屋外ベンチ整備などを行った。

【教育研究等支援環境】

- ・ホームページ・研究支援コーナー、メール配信により、年度初めと随時、学内外の研究 情報の広報活動を行った。
- ・平成28年度科研費採択状況は、新規申請件数20件(前年度;18件)のうち、新規採択件数は8件(前年度;6件)、継続15件(前年度;14件)、合計採択件数23件(前年度;20件)であった。全体の採択率は34%(前年度30%)、新規採択率は40%(前年度;33%)であった。また、科研費補助金交付額については、1課題当たりの平均配分額(直接経費)は1,545千円であった(資料7-4)。
- ・FD 研修として、8 月に「科研費申請書の書き方」ワークショップ(申請書の書き方講座、 領域を超えた個別指導の 2 部構成)を若手研究者を中心に開催した。参加者へのアンケート結果では良い評価を得られており、参加した 12 名のうち 3 名は平成 29 年度科研応募を行った。「若手研究」への応募件数は 2 件(前年度;1 件)、全応募件数は 14 件であった。
- ・教育研究等環境整備に関するポリシーを作成し、方針の明文化を行った。
- ・教員が獲得した民間団体からの助成金の大学管理について、現在事務局と検討中である。
- ・奨励研究は応募件数 4 件で、予算 100 万円に対し、執行額 89 万 7 千円。残額 10 万 3 千円であった(資料 7-5)。
- ・海外研究活動助成金応募件数は、前期 1 件、後期 0 件。予算 90 万円に対し、執行額 20 万円であった(資料 7-6)。
- ・講師・助教・助手を含めた教員全体の研究時間の確保について、改善のための意見集約 は実施できていない。
- ・研究費全体の配分額見直し(個人研究費【学部】及び【大学院】、研究科研究指導費)を 現在検討中である。実施は次年度以降の予定である。
- ・大学院生を対象とする研究助成制度が十分活用されるように、「学校法人日本赤十字学園教育・研究及び奨学金基金研究事業(学長裁量)」及び「日本赤十字看護大学松下清子記念教育・研究及び奨学金」制度を、学内掲示と全大学院生向けにメール配信により広報活動を行った。「学校法人日本赤十字学園教育・研究及び奨学金基金研究事業(学長裁量)」については、応募件数4件で、予算40万円に対し、執行額40万円、残額なしであった。

「日本赤十字看護大学松下清子記念教育・研究及び奨学金」については、応募件数 0 件、 予算 80 万円、残額 80 万円となった(資料 7-7)。

・大学院生室の環境整備に関する要望を収集し、博士院生室に本棚を 6 台追加設置し整備 した。また、修士院生室のスキャナー2 台について、これまで1台のパソコンに設置され ていたものをスキャナー1台につき1台のパソコンで使えるように整備した。

(5)研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学では、2013(平成 25)年に「日本赤十字看護大学における研究者等の行動規範」(資料 7-8)と「日本赤十字看護大学における科学研究費補助金等の不正防止計画」(資料 7-9)を策定した。また、教職員や学生が研究倫理を遵守して研究活動を行うため、研究倫理審査委員会規程(資料 7-10)、研究倫理審査委員会運営要領(資料 7-11)、研究・調査依頼内規(資料 7-12)を整備し、本学のコンプライアンス向上に向けての活動や検証を行っている。2014(平成 26)年度には、利益相反マネジメント・ポリシー(資料 7-13)、利益相反マネジメント委員会規程(資料 7-14)を整備した。2016(平成 28)年度は、これまで未整備だった不正防止委員会規程(資料 7-15)・公的研究費不正防止委員会規程(資料 7-16)、研究データの保存・開示に関する規程(資料 7-17)を整備した。また、2014(平成 26)年8月文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備等の履行状況調査(書面調査)を受け、規程等の内容を一部改定した(資料 7-18)。

研究倫理審査委員会は、教授会から選出された教職員のほか、2015(平成 27)年度から新たに学外有識者(外部委員)2名をメンバーに加え、毎月1回開催されている。

審査委員 2 名で 1 グループを編成し、申請された研究計画書等に基づいて倫理的問題がないか厳正に審査を行い、必要に応じて修正を求めると同時に、教育的観点からの助言を行う。審査結果は、「承認」「条件付承認」「変更の勧告」「不承認」「非該当」のいずれかで、その結果は本学の IP で公開している。過去 5 年間の申請件数は、表 7-3 のとおりで、年々増加している。そのため、審査の迅速化が図れるように、申請者が提出書類に不備がないように確認してもらうためのチェックリストを作成している。

また、2015(平成 27)年度から迅速審査を導入し、①研究計画変更の場合で、その変更内容が軽微なもの、②既に他研究機関の研究倫理審査委員会において研究計画の承認を受けている研究計画、③侵襲を伴わない研究計画、介入を行わない研究計画、脆弱な者を対象としない研究計画、その他、倫理的に十分に配慮した研究計画、のいずれかに該当するものは審査委員グループで予備審査案を作成した後に委員長・副委員長が最終判定を行い、定例委員会では審査結果のみを報告することで、より審査の迅速化を実現し、審査委員の負担軽減を図った。

なお、通常審査は、従来どおり、グループで予備審査案を作成した後、定例委員会で本 審査を行っている。

その他、2015(平成 27)年度に、承認後の変更届提出に関するルールを示した「変更届あるるQ&A」を作成しHPで公開したことにより変更届の提出書類の問い合わせが減少し申請者にとってわかりやすくなった。

表 7-3 研究倫理審査件数 (過去 5 年間)

	度	2012	2013	2014	2015	2016
4	泛	(平成 24)	(平成 25)	(平成 26)	(平成 27)	(平成 28)
	請				全体 134	全体 118
		109	114	130	(うち通常審査 46、	(うち通常審査 43、
1+	数				迅速審査 88)	迅速審査 75)

研究倫理の遵守および研究不正防止のための講習会開催に関して、2013(平成 25)年度からは、全教員と全大学院生を対象に研究倫理講習会を開催するとともに、受講者には受講証明書(3 年間有効)を発行することになった。研究倫理審査を申請する際には、申請用紙に受講証明書の受講番号を明記することが求められている。この講習会は2016(平成28)年度も開催した(表7-4)。

表 7-4 2016 (平成 28) 年度に開催した研究倫理などに関する講習会

月日	テーマ	講師
6月30日	看護の臨床研究に関する倫理について	斉藤有紀子(北里大学)

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

【施設・設備】

・前述の大学30周年事業に伴う同窓会等からの寄付等を財源とする施設・設備整備により教育環境の向上を図ることができた。

【図書館】

- ・図書館課の利用者へのサービス強化により、図書館利用の効果が少しずつあがっている。
- ・史料室の史料等が国内でのアーカイブズ事業に貢献し、歴史的史料の存在価値の効果をあげている。
- ・選書ツアー、企画展示等が図書館への魅力を引き出し、図書館利用の大きな効果が出てきている。

【教育研究等支援環境】

- ・大学院生を対象とする研究助成制度の広報活動については、「日本赤十字看護大学松下清子記念教育・研究及び奨学金」への応募は0件であり、満額執行できなかったが、「学校法人日本赤十字学園教育・研究及び奨学金基金研究事業(学長裁量)」は応募件数、執行状況からも適切に実施できたと評価できる。次年度は研究助成制度について周知できる広報活動を整備する。
- ・大学院生からの要望を収集し、研究環境は整備されつつあるが、次年度入学者数が増えることに合わせ、引き続き環境整備に努めていくことが望まれる。

【研究倫理】

- ・研究倫理に関する研修会は参加者から好評を得ている(資料 7-19)。今後も、研究者の研究倫理向上を支援する。
- ・通常審査・迅速審査の二本立て審査システムを継続し、適切に運用する。

②改善すべき事項

【施設・設備】

- ・現在校舎の新築から10年以上が経過しているため、不具合等が発生している。
- ・当初整備から更新されていない機器もあり、特に ICT 機器等は性能面の進歩も著しく、陳腐化により運用面に支障が生じる恐れがある。

【図書館】

- ・アクティブラーニングに伴う図書館としての対応を今後継続的に検討していく必要がある。
- TBC の活動を再開する。

【教育研究等支援環境】

- ・ホームページ、メールなどでの研究情報の随時配信は募集がでた時点で速やかに実施しているが、短時間で応募を締め切るものもあり、申請書の準備期間が十分に確保できないケースがある。今後、年間スケジュールを広報するなどの対応を検討する必要がある。
- ・文部科学省が発表した看護学分野における 2016 (平成 28)年度の採択率 (新規+継続) は 56%、新規採択率は 30%、1 課題当たりの平均配分額 (直接経費) は 1,069 千円であった。本学の平成 28 年度の採択状況 (本学採択率は 34%、新規採択率は 40%、1 課題当たりの平均配分額は 1,545 千円)と比較すると、本学は看護学分野での採択率を下回っているものの、新規採択率、平均配分額は上回っており、一定の評価はできる。今後はさらに新規申請件数を増やし、全体の採択率を上げていくことが望まれる。2017 (平成 29)年度新規応募件数は前年度比で 6 件減少と伸び悩んだことから、教員全体の申請への意識を高めていくことが必要とされる (資料 7-20)。
- ・「科研費申請書の書き方」ワークショップでは、書類や支援者の準備に一部課題が残ったため、次年度計画では改善につなげていく必要がある。課題とされていた「若手研究」への応募件数は2件(前年度比;1件増)であり、支援の一定の評価ができる。次年度も引き続き、科研費獲得に向けたワークショップを実施し、今後は若手のみならず、教員全体に向けた活動を行っていくことが望まれる。
- ・奨励研究費に関しては、前年度同様、応募件数 4 件と伸び悩み満額執行できなかった。 また、海外研究活動助成金に関しては、前年度応募件数 4 件から 1 件と件数が減少し、 満額執行もできていない。この要因としては、科研費及びその他の外部研究費を獲得し ているために学内研究費を必要としていないことも考えられるが、教員が獲得している 外部研究費は個人管理のものが多く、大学として全容は把握していない。そのため、今 後、大学として教員の外部研究費獲得状況を把握することと、引き続き、教員が獲得し た民間団体からの助成金の大学管理について検討していくことが課題である。また、海 外研究活動をするための研究時間が確保できていないことも要因の一つと考えられるた め、教員全体の研究時間の確保について引き続き検討することが課題である。
- ・研究費全体の配分額見直し(個人研究費【学部】及び【大学院】、研究科研究指導費)に ついては結論が出されていないため、引き続き、申請書類の整備を含めて検討する必要 がある。

【研究倫理】

・研究実施に伴い有害事象等が発生した場合の報告様式、研究終了後の研究結果の概要報

告様式は、それらの必要性を含めて検討を継続する。

4. 2017(平成 29)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【施設・設備】

- ・施設・設備更新の推進による教育環境の向上を図る。
- ・さいたま看護学部(仮称)設置計画における環境整備を検討し推進させる。

【図書館】

- ・アーカイブズ事業等を継続し、それに伴い図書館・史料室利用を促進させる。
- ・相互協力大学や短期大学図書館の学生の利用を促進させる。

【教育研究等支援環境】

- ・次年度の外部研究費(科研費を含む)申請に関するセミナーを早期に企画し、領域を超 えた話合いの場を提供して、より具体的な成果へつなげていく。
- ・大学院生から要望を収集し、大学院生室の環境整備について再検討を行っていく。
- ・大学院生を対象とする研究助成制度について周知できる広報活動を整備する。

【研究倫理】

・研究倫理に関する研修は、研究者が主体的に学ぶことができるよう E-Learning システムを導入する。2017年(平成29年)度は、講師による講義形式の講習と E-Learning システムによる学習を併用し、受講者に E-Learning システムを周知する。

②改善すべき事項

【施設・設備】

■本学の財政状況を鑑みつつ、限られた財源の中で優先順位をつけ最大限の投資効果を実現する施設・設備整備を検討する。

【図書館】

- TBC の活動を再開する。
- ・学生リクエスト等による選書基準等を検討する。

【教育研究等支援環境】

- ・ホームページ・研究支援コーナー、メール配信で行っている研究情報の広報活動を、より分かりやすく迅速に実施する。
- ・教員が獲得した民間団体からの助成金の大学管理について、具体的に検討を進める。
- ・講師・助教・助手を含めた若手研究者のみならず、教員全体の研究時間の確保について、 改善のための具体的な検討をする。
- ・研究費全体の配分額見直し(個人研究費【学部】及び【大学院】、研究科研究指導費)に ついて、申請書類の整備を含めて検討し、運用につなげる。

【研究倫理】

・2017(平成 29)年4月に予定されている個人情報保護法の改正に伴い、研究倫理に関わる 点を精査し、申請用紙に反映していく。

5. 根拠資料

7-1 日本赤十字看護大学研究支援委員会規程

第7章 教育研究等環境

- 7-2 平成 28 (2016) 年度図書館資料統計
- 7-3 平成 28(2016) 年度図書館利用統計
- 7-4 平成 28(2016)年度科学研究費補助金採択状況
- 7-5 平成 28(2016)年度奨励研究費助成採択状況
- 7-6 平成 28 (2016) 年度海外助成応募状況
- 7-7 平成 28(2016)年度「学校法人日本赤十字学園教育・研究及び奨学金基金」による研究事業(学長裁量経費)採択一覧
- 7-8 日本赤十字看護大学における研究者等の行動規範
- 7-9 日本赤十字看護大学における科学研究費補助金等の不正防止計画
- 7-10 日本赤十字看護大学研究倫理審查委員会規程
- 7-11 日本赤十字看護大学研究倫理審查委員会運営要領
- 7-12 研究・調査依頼内規
- 7-13 日本赤十字看護大学における利益相反マネジメント・ポリシー (大学 HP) http://www.redcross.ac.jp/about/documents/manegementpolicy.pdf
- 7-14 日本赤十字看護大学利益相反マネジメント委員会規程
- 7-15 不正防止委員会規程
- 7-16 公的研究費不正防止委員会規程
- 7-17 研究データの保存・開示に関する規程
- 7-18 日本赤十字看護大学研究活動上の不正行為防止等に関する規程
- 7-19 2016 (平成 28) 年度研究倫理に関する講習会参加者アンケート結果 2016 (平成 28) 年度研究不正防止に関する研修会参加者アンケート結果
- 7-20 文部科学省(2016). 分科別配分状況表(平成 28 年 11 月 29 日更新). https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/27_kdata/data/3-2-2/3-2-2_h28.pdf 【2017. 3. 6 検索】

第8章 社会連携・社会貢献

1. 2015 (平成 27) 年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

【地域連携】

・高齢者向けの生涯学習事業としての公開講座事業として定着し、多年にわたる参加者が 多い。社会のニーズ等や参加者のアンケート等をもとに新たな参加者もひきつけるよう な 2016 (平成 28) 年度公開講座の企画を練る。

【国際交流】

- ・国際交流センター主催講演会を継続実施する。
- ・学生部会活動の活性化を図る。
- ・本学HP(英語版)を随時更新する。
- ・カンボジア健康科学大学との覚書締結をすすめる。
- ・グラスゴーカレドニアン大学サマースクールプログラムの視察を行う。
- ・TOEFL導入の検討を行う。
- ・本学学生に対する交換留学制度の周知活性化を行う。
- ・(追加) 大学院博士課程教育災害看護グローバルリーダー養成プログラム(通称DNGL) 主催 の国際セミナーの運営に協力する。

【フロンティアセンター】

- ・認定看護師教育課程の継続教育プログラムである「スキルアップセミナー」、実習指導者 と教員が相互に高めあい学生が実習をしやすい状況を確立するための「実習指導者研修会」 の内容をさらに吟味していく。
- ・「ケアリング・フロンティア広尾」の活動の一環として、学祭において医療センタースタッフが炊き出しや血糖チェックなどを行い、学生や地域住民との触れ合いの場の提供を行った、今後も、より活発化していく。
- ・防災、災害復興支援活動が継続できるよう、組織強化を図る。

②改善すべき事項

【地域連携】

- ・2015(平成 27)年度から渋谷区の広報メディアに公開講座のお知らせが掲載され効果が見られたが、公開講座の受講者をさらに増やすため広報活動を強化する。
- ・行政だけでなく渋谷区・港区等近隣の生涯施設や諸団体との連携を図り、本学の教育研の成果をより一層地域社会に還元していく。その一環として、本学近隣の地域住民への貢献を目的に、本学の教員を主軸にした「看護」を PR するテーマで公開講座を開催する企画を立てる。
- ・ホームカミング・デーの参加者を増やし、卒業生・修了生との交流や卒後の学びの場を 提供する企画を立てる。
- ・渋谷区立広尾中学生に対して、本学が協力して行った視覚障害を主テーマとした「障がい理解」の講義と演習は大変好評であり、来年度も是非、行ってほしいとの要望があり、

2016(平成28)年度以降も継続的に協力する予定である。

【国際交流】

- ・学生部会の活動と運営を学生主体にしていく。
- ・モナッシュ大学語学研修参加者を確保するため、また、全学的に語学力を強化するために、 募集方法を改善する。
- ・国際交流活動が活発化し、ネパールやタイ等から留学希望の問い合わせがあり、少しず つ全学の教職員と学生を挙げて交流が進みつつあるが、今後も国際交流活動の重要性の 意識向上を全ての教職員及と学生に対して図る。
- ・(追加) 大学院生の国際交流の拡大を図る。

【フロンティアセンター】

- ・参加人数の多さが見込まれる「スキルアップセミナー」を実施する会場の検討を行う。
- ・「実習指導者研修会」を修了された方への継続的、発展的な支援として「OB会」の発足、 内容の吟味など更に検討を重ね企画していく。
- ・「ケアリング・フロンティア広尾」において、施設スタッフや教職員の連携に留まらず、 学生を巻き込みながらの活動内容を検討していく。
- ・「新人看護師をサポートする会」については、新人看護師にとっていつの時期にどのよう な形態の支援が最も適切なのかを再検討し企画する。
- ・各事業の安定した運営のために、どのように財政基盤を固めていくかについて、各事業 単位で全学的な検討を行う。

2. 現状の説明

(1)社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

【地域連携】

2014(平成 26)年度に、社会との連携・協力に関する本学の基本方針となる「地域社会連携ポリシー」を定めた。このポリシーは、①地域社会への教育機能の開放、②地域活動に携わる人材育成、③地域や社会特性に応じた研究、④教職員・学生の社会貢献活動への支援、⑤赤十字および卒業生との連携による社会的課題の解決を方針としている(資料 8-1)。地域連携委員会と地域連携・フロンティアセンターが、この方針に基づいて社会との連携および協力するための活動の中心となっている(資料 8-2、資料 8-3)。教授会のもと、地域連携委員会が責任主体となり、活動の推進・検証を担っている(資料 8-4)。

a. 公開講座の実施

2016(平成28)年度の公開講座は、「健康寿命をのばそうーからだと心を自分で守るー」をメインテーマに全3回開催した。今年から講師は3回とも学内教員とし、教員個々の専門性を活かした看護の視点を踏まえ、地域住民の健康管理への貢献を目指した。

第1回は、6月22日(水)に、「自分でできるセルフケア:糖尿病を予防する生活の工夫」をテーマに、本庄恵子教授と今野康子氏(日本赤十字社医療センター糖尿病看護認定看護師)による講演が行われ、126名の参加者があった。

第2回は、9月30日(金)に「気軽にできる呼吸からの健康づくり」をテーマに、田中孝美准教授、遠藤みゆき氏(本学大学院生、慢性呼吸器疾患看護認定看護師)、寺尾多恵子氏(日本赤十字社医療センター、慢性呼吸器疾患看護認定看護師)による講演・呼吸体操

の実演が行われ、45名の参加者があった。

第3回は、10月14日(金)に、「メンタルヘルスと感情労働:心の疲れに気づくために」をテーマに小宮敬子教授による講演が行われ、59名の参加者があった。

広報は、大学 HP 掲載、大学 Facebook 掲載に加えて、従来の受講者はダイレクトメールを継続している。

b. 卒業生・修了生向けのシンポジウム(ホームカミング・デイ)

第10回目となる今年は、大学院説明会の日程に合わせて6月4日(土)に開催された。「実践に活かせる看護研究方法」をテーマに、江本リナ教授の講演が行われ、続いて小児看護専門看護師(CNS)で大学院修士課程修了生の太田有美氏(名古屋第二赤十字病院小児看護CNS)により、臨床現場で実際に実践された事例が紹介された。参加者28名からは、現場で研究的に実践を取り組む上で、有用な示唆を得られたと大変好評であった。

c. 渋谷区立広尾中学校「総合的な学習の時間」への協力

渋谷区立広尾中学校から「総合的な学習の時間」への協力要請に応じて、障がい理解授業として、視覚障害者の理解に関する講義と疑似体験プログラムを委員メンバーで実施した。さらに2016(平成28)年度は、中学校からの要望で、防災教育に関する授業を追加し、災害時の状況に応じてどういう行動をとったらよいかをグループに分かれてディスカッションを行い、防災委員のメンバーがファシリテーターを担当した。中学1年生81名の生徒と校長を含む教員6名が参加し、有意義な体験ができたと好評であった。

【国際交流】

本学では世界の赤十字社ネットワークを活かして開学以来国際交流を活発に行ってきた。さらに国際交流を推進するため、2015(平成 27)年度に国際交流センターを設立し、国際交流センター運営委員会を置き、国際交流に関わる規程や業務体制の整備、国際交流活動を行っている。また、2015(平成 27)年度には国際交流センター学生部会を立ち上げている。

国際交流センター運営委員会は教授会のもとにおかれた常設委員会であり、教授が委員長となり、教授会構成員で構成されている。「国際交流センター運営委員会規程」(資料 8-5)に基づいて活動している。活動は月 1 回の会議の中で、方針に則り審議の結果、具体化され、報告・評価されている。また、それらの内容を教授会で審議・報告し、漸次評価されるとともに、年度末に年報を作成し、自己点検・評価委員会で審議・評価される。年報で出された改善すべき課題については、新年度に委員会で当該年度の活動方針として話し合われ、各構成員に分担して、具体的な活動として取り組む体制になっている。

「看護教育及び研究・開発に関する覚書」をスウェーデン赤十字大学、タイ赤十字看護大学、タイ国チュラロンコン大学、スイス国ラ・ソース大学及びフィリピン大学と締結している。本年度、スウェーデン赤十字大学とは覚書の再締結を行った。2007 年から国際保健助産学実習を行っていたカンボジア健康科学大学とは本年度新たに覚書を締結した。覚書に基づき、学生の研修や学生の交換留学、教員の隔年派遣、研究協力等による国際交流を行っている。

オーストラリアのモナシュ大学で語学研修を行っており、研修での履修単位は本学の英語単位として認めている。また、本学大学院生は2010(平成12)年から国際・災害看護学実習でバングラデシュ赤新月社・赤新月社附属看護学校での短期研修へ参加している。

他国との国際交流活動として、独立行政法人国際協力機構(JICA)研修員研修視察等を

受入れ、本学教員・学生との国際交流を推進している。

国際交流を推進する上で、世界情勢の動向を考えると、学生の安全、危機管理対策の整備をしていくことが急がれる。

【フロンティアセンター】

日本赤十字看護大学地域連携・フロンティアセンターは、大学がこれまで蓄積してきた知的・実践的な活動をもとに、人々に求められる看護の可能性を追求し、開かれた大学をめざして2005(平成17)年8月に開設された看護実践・教育・研究フロンティアセンターをその前身としている。新たな発想で創造的な活動を行う必要があるとの共通認識のもとにスタートして10年目を迎えた2015(平成27)年度、地域連携の推進を活動の中心に据えることを目的に加え、地域連携・フロンティアセンターは新たな組織体制で、大学と地域社会との連携の一層の強化をめざす活動推進の中核となった。

本センター設置の目的は、本学の教育・研究に基づき、地域との連携・貢献、社会への 発信・貢献である。そのために果たす機能は主に以下のとおりである。

- (1) 地域連携の推進に関する事業の企画実施に関する事項
- (2) 生涯学習等に関する教育内容・方法の研究に関する事項
- (3) 公開講座、セミナー等の企画運営に関する事項
- (4) 看護実践・教育・研究に関する事項

本センターの活動は、①研修部門として、フロンテイアセミナー部会・スキルアップセミナー部会、実習指導者研修部会、②地域連携部門としてケアリング・フロンティア広尾、 ③災害看護部門として武蔵野地域防災活動部会となみえプロジェクトに大別され、今年度 発生した熊本地震への支援活動としてくまもと支援プロジェクトが発足した。

本センターの運営は、地域連携・フロンティアセンター運営委員会において検討している。2016(平成28)年度は11回開催し、①年間計画及び会計・予算、②各事業の運営等について検討した。運営に関わる財源は、原則として自主財源である。フロンティアセンター専従の職員は雇用せず、事務局が兼担している。2016(平成28)年度の各事業実施にあたっては、学内の教職員のほか前年までの事業の参加者、修了者など幅広い力を得て運営した。

2013 (平成 25)年度より開始した広尾地区の保健医療福祉・教育が一体となってケアを創造するシステムとしての「ケアリング・フロンティア広尾」は 4 年目となり、日本赤十字社医療センター、日本赤十字社総合福祉センター、日本赤十字社助産師学校、日本赤十字社医療センター附属乳児院と協働した独立の組織として各プロジェクトを定着させるとともに新たな可能性を探り始めた。災害看護支援活動のうち、武蔵野市地域防災活動は長年にわたる実績をもとに武蔵野市との協定を結び、多くの市民の方の参加を得て実施している。浪江町健康支援は 2016 (平成 28)年度をもって本社からの支援を終了し、次年度からは本学だけで支援活動を行っていくことになっている。認定看護師教育課程は 2014 (平成 26)年度末をもって休講しているが、認定看護師へのスキルアップセミナーはニーズが高く多くの修了生等の参加を得て継続開催している。

(2)教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

【地域連携】

地域交流への積極的参加として、本学では地域連携委員会主催、渋谷区教育委員会後援

の公開講座があげられる。渋谷区・港区の地域住民を対象とした「高齢者向けの生涯学習事業」の一環としてテーマを設定し、毎年3回開催している。また、卒業生・修了生向に医療・看護職をテーマにしたシンポジウムを開催し、研究成果の還元を図っている。特に、本学教員を講師とする公開講座は、教員の教育研究成果を社会に還元し、高齢者の生涯学習支援として位置づけられている(資料8-6)。

【国際交流】

既存の海外交換協定大学との交流においては、2015(平成 27)年度に立ち上げた国際交流 センター学生部会が中心となって学生同士の交流が図られており、その様子を大学ホーム ページや Facebook へ掲載して国内外へ発信している。

国際交流センターでは年1回の講演会やシンポジウムを主催している。本年度は5月19日(木)17時~18時に本学にて、元駐スウェーデン日本国匿名全権大使の渡邉芳樹氏による基調講演「福祉国家スウェーデンの人と社会」およびスウェーデン赤十字大学のDr. Maria Gottvall とDr. Katarina Edfeldt による講演「スウェーデンのヘルスケアと看護教育」の講演会を行い、本学学生・教職員、外部参加者、計89名が参加した。その他、本年度はDNGL国際セミナーの企画・運営への協力を行った。

国際交流センターでは毎年活動報告書を作成し、関係各所へ送付して成果の還元を図っている。

【フロンティアセンター】

a. 研修部門

実習指導者研修会は2013(平成25)年度より年1回開催している。2015(平成27)年度から地域連携・フロンティアセンターによる事業に位置づけられ、2016(平成28)年度も5日間の講義と本学での看護技術演習見学、勤務施設以外での実習指導見学というプログラム構成で実施した。

フロンティアセミナーと実習指導者研修会では、大学・大学院が独自に持つ教育的な機能と病院組織との連携が看護を担う人材育成に重要であることを実践的に示してきた。2016(平成 28)年度は共同企画とし、学習者やスタッフ教育に携わる看護職者の組織における自己の役割理解と教育的能力の強化を目指し、今後のキャリアデザインをどのように考えていけばよいのか、共に考えるセミナーを開催した。参加者は 220 名 (うち実習指導者研修会受講生 63 名) 名にのぼり、好評であった。

b. 地域連携部門

2013(平成 25)年度より広尾地区の医療福祉教育部門の連携を深めるための「ケアリング・フロンティア広尾」プロジェクトを実施している。2016(平成 28)年度新たに 2 つが加わり 10 のプロジェクトにおいて、病院、大学、福祉施設等の看護職に加え、行政、住民組織などが連携して活動している。

c. 災害支援部門

本学と統合前の日本赤十字武蔵野短期大学が2004(平成16)年度より活動を継続している武蔵野地域防災活動ネットワークは、「避難支援活動協力員養成講座」として地域防災セミナーを開催している。また、2012(平成24)年度から継続しているなみえプロジェクトに加え、くまもと支援プロジェクトが立ち上げ、予防的取り組みから、急性期・中長期支援までを展開している。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

【地域連携】

- ・公開講座では、身近なテーマを取りあげ、日常的な健康への取り組みに直結していたことから、 参加者の満足度は高かったと考えられる。また学内教員による、看護の視点を取り入れた公開 講座の開催により、本大学の専門性や研究的取り組みを地域の住民に知ってもらうことができ たと考える。今後も開かれた大学に向けて、地域住民との交流が促進するような公開講座のテーマを選定していく。
- ・渋谷区立広尾中学校「総合的な学習の時間」への協力では、視覚障がい者の理解を深める講義 と疑似体験プログラム、さらに中学校からの要望で追加した、防災教育に関するプログラムを通して、地域の若い世代に向けて、視覚障がい者を理解し具体的支援を考える機会、防 災に対する意識を高める機会を提供できたと考えられる。

【国際交流】

- ・国際交流センター設立2年目を迎え、各種規程の整備や情報集約が効率的に行われるようになり、業務効率の改善が図られている。
- ・学生部会会議の招集や運営を学生が担うようにサポートを行った結果、学生が主体的に交換留学学生受入れ時の歓送迎会や交流会の企画・運営に加え、本年度新たにクロア・ルージュ祭で派遣留学生を交えた交換留学相談会および語学研修参加者によるトークショーの企画・運営を担うなど、活動の活性化が図れた。各企画により、交換留学生と国際交流に関心のある学生との交流する機会が増加した。
- ・交換学生の帰国報告会に加え、本年度新たに4月ガイダンス期間に交換学生による説明に加えてモナシュ大学語学研修参加者による説明を実施した結果、各プログラムの周知が図られ、参加・留学希望者の確保につながった。
- ・本年度、派遣交換学生選考方法の再検討を行い、応募資格の拡大等の整備を行い、新た な選考方法による選考を行ったことで、留学希望者の確保につながった。
- ・モナシュ大学語学研修と交換留学の希望者数確保、および全学的な語学力の強化に向けて、本年度より新たにTOEFL ITPテストの学内開催を開始した。本年度は年1回開催し、19名が受験した。
- ・本年度、スコットランドのグラスゴーカレドニアン大学サマースクールプログラムの視察およびプログラム導入の検討を行い、2017(平成29)年の大学院生研修実施に向けた説明会を開催したことで、院生の国際的な交流および修学の機会を増やすことができている。
- ・国際交流セミナー主催の講演会(5月19日)では、参加者から高い満足度を得られ、好意的な感想を得ることができた(資料8-7)。また、他国の研修や視察等を積極的に受け入れた(資料8-8)。これらの活動により、教職員および学生の国際交流活動への関心および意識向上を図ることができている。
- ・在京スイス大使公邸で開催されたスイスからの訪日団レセプションにラ・ソース大学からの 交換学生2名と昨年度の派遣学生2名、国際交流センター運営委員が招待され、学内開催 の最終プレゼンテーションにスイス大使館職員の参加を得るなど、スイス大使館ならびに スイス大学関係者との積極的な交流を図ることができている。

【フロンティアセンター】

- ・実習指導者研修会修了者向けのフォローアップ企画を具体化し、2016(平成 28)年度に 0B 会という形で実現できた。
- ・ケアリング・フロンティア広尾において「シームレスな看護師教育モデルの検討」プロジェクトが新たに立ち上がった。今後、施設側と大学教員との共同で「新人看護師をサポートする会」の目的を引き継ぎつつ新たな形での活動が検討される方向となった。

②改善すべき事項

【地域連携】

・ホームカミング・デーの参加者が少なく、卒業生・修了生の交流や卒後の学びの場としての提供が十分になされているとは言えない現状がある。

【国際交流】

- ・全学的な語学力の強化を継続的に実施できるよう、TOEFL ITP テストの年間計画を立案し、 受験者数の増加を図る。
- ・スコットランドのグラスゴーカレドニアン大学サマースクールプログラム実施を中心に、 大学院生の国際的な交流および修学の推進を図る。
- ・学生部会が学生主体でより円滑で効果的な活動、運営が行えるように改善を図る。

【フロンティアセンター】

・ホームページのリニューアルを行い、各種セミナー等の参加申込をホームページから行う ことができるようにするため、専門会社のシステムを導入した。セミナー等の参加申込が 簡単に行えることから参加者募集の拡大を図っていく。

4. 2017 (平成29) 年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【地域連携】

・引き続き 2017(平成 29)年度も「人とつながり健康に生きよう」をテーマに、学内教員による全3回の公開講座を計画する。

【国際交流】

- ・学生主体で学生部会の活動、運営を行う。
- ・モナシュ大学語学研修や交換学生プログラムの周知方法および募集・選考方法の改善による、 学生の関心向上および参加希望者数の増加を図る。
- ・TOEFL ITPテストの学内開催導入による、全学的な語学力の強化を図る。
- ・国際交流センター主催講演会の開催や他国の研修、視察等の受け入れ、在京大使館との交流等により、教職員および学生の国際交流活動への関心および意識向上を図る。

【フロンティアセンター】

- ・例年、参加人数の多い認定看護師教育課程の「スキルアップセミナー」の会場の検討や内容をさらに吟味し、今後も継続していく。
- ・実習指導者と教員が相互に高めあい学生が実習をしやすい状況を確立するための「実習 指導者研修会」の内容を、各回のアンケート結果を基に、さらに吟味し、今後も継続し ていく。
- 「ケアリング・フロンティア広尾」の活動の一環として、大学祭において医療センタース

タッフが炊き出しを行い、学生や地域住民との触れ合いの場の提供を行った。今後も、より活発化していく。

・防災、災害復興支援活動が継続できるよう、組織強化を図る。

②改善すべき事項

【地域連携】

- ・卒業生・修了生向けのシンポジウム(ホームカミング・デー)の在り方について、地域 連携ポリシーの方針に照らし合わせ、目的や参加対象を明確にして企画をたてる。また 現行の委員会組織体制の中で、地域連携・フロンティア運営委員会における地域連携委 員会の位置づけを明らかにし、両委員会が扱う内容を検討・調整した上で、地域連携委 員会の担うべき役割と事業を進める。
- ・ 渋谷区立広尾中学校「総合的な学習の時間」への協力は、要請があれば積極的に応じるが、事前打ち合わせを行い、授業内容と教員間の役割分担の共通認識を経ることで、安全に効果的に実施できるようにする。

【国際交流】

- ・TOEFL ITP テストの年間計画の立案、広報活動を行い、受験者数の増加、全学的な語学力の 強化を図る。
- ・スコットランドのグラスゴーカレドニアン大学サマースクールプログラムを開始し、大 学院生の国際的な交流および修学の推進を図る。
- ・学生主体でより円滑で効果的な学生部会活動、運営を行えるように推進を図る。
- ・海外渡航における学生の安全、危機管理対策の整備を進める。

【フロンティアセンター】

- ・認定看護師スキルアップセミナー部会としては、2016(平成 28)年度のセミナーにおけるアンケート(基調講演アンケート及び各領域のセッションに関するアンケート)結果を分析し、2017(平成 29)年度認定看護師スキルアップセミナーのプログラム案作成に着手するとともに、それと平行して 2018(平成 30)年度以降のフォローアップのためのセミナーを継続していくのかどうか、本学の修了生を中心として各領域の認定看護師と連携し彼らの意向を聞きながら検討していくことが 2017(平成 29)年度の最重要課題としてあげられる。なお、2017(平成 29)年度が大学主催で行う認定看護師スキルアップセミナー開催の最終年であることから、本学がこれまで携わってきた前出の 3 領域のコース以外の領域の認定看護師教育課程の修了生も対象としたスキルアップセミナーにしてもよいのではないか、という案も出されている。これについても早急に検討し、現行の 3 領域のコース以外も対象とするセミナーを開催する場合は、迅速にプログラムを立案し、広報などを行っていく必要がある。
- ・地域連携部門のケアリング・フロンティアに位置づけられているリサーチ・フェスタの 出席者のほとんどが学内者であった。次年度は、学外の赤十字病院の参加者を多く募る ことができるような広報活動を行うこと、開催時間帯の検討を行うこと、各施設の院内 研究発表会と繋げることを検討することが課題である。

5. 根拠資料

8-1 地域社会連携ポリシー (大学 HP)

第8章 社会連携·社会貢献

http://www.redcross.ac.jp/cooperation/policy.html

- 8-2 地域連携・フロンティアセンター規程
- 8-3 地域連携・フロンティアセンター運営委員会規程
- 8-4 地域連携委員会規程
- 8-5 国際交流センター運営委員会規程
- 8-6 本学公開講座実績状況
- 8-7 2016 (平成 28) 年度国際交流センター主催講演会アンケート結果
- 8-8 2016 (平成 28) 年度他国との交流受入状況一覧

第9章 管理運営・財務

第1節 管理運営

1. 2015 (平成 27) 年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

・大学を取り巻く社会環境をいち早く察知し、本学として迅速に対応するための事務組織 体制を確立していくために、企画力・コミュニケーション力・語学力の向上等のキャリ アパスの構築化を目指す。

②改善すべき事項

・FD·SD ポリシー・マップの SD 関連項目に関して、より具体的な計画案を策定する。

2. 現状の説明

(1)大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

a. 中・長期的な管理運営方針と策定と大学構成員への周知

日本赤十字学園法人本部では、学園設置大学・短期大学ごとに単年度の事業計画の作成、 事業実施報告、学園の基準項目内での2014(平成26)年度から5カ年計画の学園運営第二次 中期実施計画を策定した。本年度(2016年度)は実施3年目となり、また大学評価の結果等 もふまえて、計画・実施内容の見直し、軌道修正等を全教職員に告知し、意見を取り入れ た新たな計画を策定し実行へと移している。

経営会議では上記計画とは別に大学中・長期の計画を 11 項目たて協議している。

また、新たにさいたま看護学部(仮称)の設置準備が開始された。

さらに、本学の将来に向けて本学が向かうべき方向、今後の地域貢献をはじめとする社会から求められる役割に的確に対応していくため、幅広い分野の有識者からなる懇談会を設置して、有益な意見を得る取り組みを開始した。

b. 意思決定プロセスの明確化

大学運営上での様々な諸課題については、委員会(常設・臨時・学長諮問)で審議され、 教授会(学部)・研究科委員会(大学院)に諮ることになっている。

また、2015 (平成 27) 年度から設置した教学マネジメント会議、IR 会議、さらに各種委員会組織のセンター化を果たし、これによる運営の活性化を促進している。

各センター及び下部委員会で検討した課題のうち、特に教育・研究・経営的な面においては経営会議において協議される。課題を大学運営の方向性や全体性と照合することによって、その内容を吟味するためでもある。

このように、各センター及び委員会から経営会議を経て、教授会・研究科委員会で決定するボトムアップの流れ、そして学長の方針をトップダウンにより経営会議を通して教職員に周知する流れの双方向により、コンセンサスの十分な機能を図っている。

c. 教学組織 (大学) と法人組織 (理事会等) の権限と責任の明文化

本学における教学に関わる権限は、教授会・研究科委員会であるが、大学で決定した内

容で、学則変更等の事柄は常務理事会・理事会の承認または諒承が必要である。そのことは、私立学校法、本学園寄附行為等に明文化され、業務に則り理事会が行っているためである(資料 9-1-1、資料 9-1-2)。

d. 教授会の権限と責任の明確化

今年度(2016年度)から学校教育法及び施行規則の改正に伴い、教授会の役割が明確化され、昨年(2015年)4月1日付で学則及び大学院学則、それに伴い教授会規程及び研究科規程等を改正した。

学部教授会・研究科委員会(以下「教授会等」とする)は、学則第7条及び大学院学則第8条に基づいて、学長、教授をもって構成する。教員人事に係る審議を除き、通常は准教授及び講師を加えて運営している。定例では8月を除く毎月1回第2木曜日に開催し、学部の研究・教育、管理・運営に関する事項を審議する。また、入学者選抜試験の合否判定及び卒業要件の認定等に係る審議のために臨時開催を行っている。教授会等には日本赤十字看護大学教授会規程、研究科委員会規程に基づいて幹事(職員)を置いている。

審議事項は以下のとおりである。

教授等会は、教育方針、教育内容等全般について協議するほか、学内将来構想協議会 や経営会議等において先議された議題について協議する機関としての役割を担っている。 それらの意見を聴いて、学長が各種事項を決定している。

教員の新規採用及び昇格などの人事に係る事項に限り、学長、教授をもって構成する 教授会(人事関係)で協議する。この場合、日本赤十字看護大学教員選考規程に基づき、 申請のあった人事について、教授会(人事関係)で選出された委員で組織される選考委 員会に審査を付託し、同委員会が候補者について厳正に審査し、作成した案を教授会(人 事関係)で審議し、その結果を教授会(准教授・講師含む)に報告している。

(2)明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

a. 関連法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

学内における諸規程の制定・改廃は、経営会議・教授会の協議を経ている。その規程は 学内教職員が閲覧できるよう、学内ネットワーク内に掲載し、さらに規程集として配付し ている。

b. 学長、学部長・研究科長の権限と責任の明確化

本学は、学部は1学部1学科、大学院は1研究科2専攻及び博士課程(5年一貫)共同災害看護学専攻を有し、学長のもとに学部長及び研究科長を置いている。

教授会と学長との関係は、学長が教授会を主宰し、教授会での協議事項を、学長が聴いて決定するという関係である。研究科委員会と学長との関係は、研究科長が研究科委員会を主宰し、研究科委員会での協議事項を、学長が聴いて決定するという関係である。学長は、本学の理念・目的を実現するために、本学のすべてに関して目を行き届かせ、問題を未然に防ぐとともに、社会状況の変化に応じて、本学の進むべき方向を明確にし、教授会もしくは研究科委員会に発議する。

学部長及び研究科長は、本学の理念・目的を実現するために、学長を補佐するとともに、 学部及び研究科の教学に関する事項ならびに学部及び研究科教員人事を分掌し、学部のすべてに関して目を行き届かせ、問題を未然に防ぐとともに、社会状況の変化に応じて、本 学の進むべき方向を学長とともに協議する。

c. 学長選考および学部長・研究科長の選考方法の適切性

学長の選考に際して、「日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程」(資料 9-1-3) に基づき、学園が設置する学長候補者選考委員会のもとで審議され、理事長が選出 結果を踏まえて、候補者を理事会の同意を得て任用する。

学長は、人格が高潔で学識に優れ、赤十字の人道理念を理解し、かつ、大学運営に識見を有し、教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力がある人物として選考基準として明記されている。

学部長及び研究科長等は、「学部長候補者選考規程」(資料 9-1-4)及び「研究科長候補者選考規程」(資料 9-1-5)に基づき学内で選出さ、学長の決定にもとづき理事長の承認を得て最終的に任命する。

よって、学長選考及び学部長・研究科長の選考方法の適切性は保たれている。

(3)大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

a. 法人事務組織

学園の機構全体にわたる業務を管理運営するために置かれた組織であり、法人事務組織は、総務部総務課(庶務係、経理係)、学事部学事課(学事係)で構成されている。学園との人事異動により、1名大学から出向している。

b. 大学事務組織

本学は大学・大学院を一括した事務局である。事務局長、事務局次長を置き、広尾キャンパスには総務課(総務係、人事係、入試・広報係)、経理課(経理係、管財係)、学務課(学生係、教務係)、図書館課(図書館係)となっており、武蔵野キャンパスの一時閉鎖に伴い、2015(平成27)年度から事務職員を配置していない。それに伴い、事務課を一時廃止した。また、センター機能強化に伴い、入試・広報センター及びアドミッション・オフィス担当を入試・広報係、国際交流センター担当を総務係、研究推進センター担当を総務係、経理係、地域連携・フロンティアセンター担当を管財係、図書館・情報センター担当を図書館係、総務係とし、独立した事務局組織ではなく、取り扱う内容に応じて各課・係で業務を担当している。さらに、大学将来構想を推進する目的で参事を1名配置している。

事務局の各係の担当役割は以下のとおりである。

- ①総務課総務係:規程整備・学則改正等申請・届出・庶務・行事・式典・地域連携・国際交流・研究倫理・危機管理・IR・企画等
- ②総務課人事係:人事・労務管理・教職員の福利厚生、職員の研修業務等
- ③総務課入試・広報係:入学者選抜試験・広報活動・学生募集活動関係(オープンキャンパス・大学院説明会・大学見学等)
- ④経理課経理係:予算・決算・経理事務・研究支援等
- ⑤経理課管財係:施設設備点検・警備・清掃、武蔵野キャンパス関連
- ⑥学務課教務係:教務関係(学年暦・定期試験・国家試験・資格・免許等)
- ⑦学務課学生係:学生関係(奨学金・就職・学生福利厚生等)
- ⑧図書館課図書係:広尾館及び武蔵野館図書館業務・史料室等

<u>(4)事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。</u>

本学の人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善については、学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱に基づき、正職員(出向者は除く)を対象に実施される。評価者等の区分は、被評価者、評価者、調整者、実施権者となっており、被評価者と評価者は勤務評価期間初めに面談を行い、勤務評価の趣旨、目的及び方法等について説明を行い、勤務評価結果の決定後、期末面談を行っている(資料9-1-6)。

また、事務職員の資質向上に向けた研修等の取り組みは表 9-1-1 及び次のとおりである (資料 9-1-7)。

- ①学校法人日本赤十字学園が主催する研修会:赤十字の理解を中心にした新任教職員対象(2日)
- ②スタッフ・ディベロップメント: FD・SD 委員会主催もしくは事務局主催の研修制度
- ③文部科学省、日本私立大学協会等の外部研修会:業務別、職階別対象研修

上記研修会や講演会への出席、学内での SD 活動・0JT の実施を通じて、職員の資質向上に向けた取り組みを行い、業務改善へと繋げている。

1X 9 1 1 2010 (T	一次 20/ 千皮洲征 00 克		
開催日	テーマ	対象者	主催
8月4日·5日	学園主催新任教職員研修	新任教職員	日本赤十字学園
8月9日	大学ガバナンス改革	全教職員	FD・SD委員会
	(講演・グループワーク)	全教職員	人権・倫理委員会
9月29日	ハラスメント対策(外部講師)		

表 9-1-1 2016 (平成 28) 年度開催 SD 一覧

3. 点検·評価

①効果が上がっている事項

- ・2008(平成20)年度からはじめたSD活動は、毎年テーマを設定し、職員間のディスカッション形式で行なわれるようになり、外部講師とのディスッカッション形式を中心としたグループワーク式の方法へと転換した。
- ・日本私立大学協会等の総務・経理・教務・学生・図書館の実務研修会に職員が参加する ことにより、わが国の教育行政の動向と本学のあり方についての理解の促進、一人ひと りの業務意識の醸成とスキルの向上、広い視野に立った大学運営を行うことができる人 材育成を図っている。

②改善すべき事項

- ・繁忙期において事務局内の業務に一部偏りがみられるため、業務内容の精査を行い、是 正を図っていく。
- ・日常業務に追われている中でも、主体的で多様な思考力と協調性等を身につけていける 能力開発を行っていく。

4. 2017(平成 29)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

・さいたま看護学部(仮称)の設置準備の開始、変化し続ける文部行政の動向など大学を

取り巻く情勢の変化に的確に対応しうる事務組織体制を確立していくために、引き続き 企画力・コミュニケーション力・判断力・調整力・語学力等の向上を目指したキャリア パスの構築化を目指す。

②改善すべき事項

・FD·SD ポリシー・マップの SD 関連項目に関して、より体系的な案を策定する。

5. 根拠資料

- 9-1-1 学校法人日本赤十字学園寄附行為
- 9-1-2 学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程
- 9-1-3 学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程
- 9-1-4 看護学部長候補者選考規程
- 9-1-5 看護学研究科長選考候補者規程
- 9-1-6 学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱
- 9-1-7 平成 27 年度事務局研修日程

第2節 財務

1. 2015(平成 27)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

・今後も、全教職員の理解と協力のもとに、予算の収支均衡達成に向けた予算統制の強化 を進めていく。

②改善すべき事項

- ・予算執行に伴う効果を分析・検証するため、既存の経理システムを応用し、各部門別の 執行状況が把握できるデータを選択・出力して加工し、年度ごとの補助簿として活用す ることで経理分析できるようにする。
- ・周年事業等の一時的な寄付金確保のみならず、経常的な寄付金確保のための仕組み(サポーター制度、遺贈寄付など)を構築する。

2. 現状の説明

(1)教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

事業活動収入に対する学生生徒等納付金収入は、2008(平成 20)年度以降 60%後半を維持し、2015(平成 27)年度決算では68.6%と財政基盤上の最大の収入となっている(資料 9-2-1)。また、その他の収入としては、順に、国庫補助金収入、寄付金収入、手数料収入他となっている。一方、主な事業活動支出は、人件費、教育研究経費、管理経費となっている。大学の第一の目的である教育研究を遂行しながら健全財政を維持していくため、本学では、予算会議を中心に、当該年度の事業計画に基づく予算編成およびその適切な執行と事業展開を行なっている。そしてこれらの内容について、同規模他大学および全国平均と本学との財務分析比較をし、本学の各関係比率の適切性を確認している。これらの結果は事業報告書として学園がまとめている。

なお、2016(平成 28)年度にあっては武蔵野キャンパスの休止に伴い、効率的な運営体制による財政的基盤の安定化が促進された。

(2)予算編成および予算執行は適切に行っているか。

本学の予算編成・予算執行のプロセスは、次のとおりである。

- ①予算編成の基本方針の提示 (9月)
- ②予算申請書類提出(10月)
- ③予算調整・ヒアリング(11月)
- ④予算会議開催(12月)
- ⑤予算案の概要説明書・資金収支予算書・事業活動収支予算書の作成(12月)
- ⑥学校法人日本赤十字学園への予算案と事業計画案の提出(12月)
- ⑦学校法人日本赤十字学園理事会による審議と承認(3月)
- ⑧予算決定通知(予算申請単位宛)(4月)
- ⑨予算配賦(4月)
- ⑩各部門・所管予算執行(4月~)

予算申請の様式は、学校法人会計基準に依拠して行っている。また各部門においては目的分類を用いて、事業内容別に予算額を把握できるようにしている。なお、使用申請時には領域別・教員別等、細分化した使用申請を求め、予算の適正管理に努めている。

予算執行は、学校法人日本赤十字学園経理規程(以下「経理規程」という)等に基づき実施している。固定資産の取得と物品の購入については、経理規程において担当主管課、調達請求の方法(手続)、調達決裁の専決範囲区分、発注と契約の方法、検収と支払いの方法を定め、適正な執行に努めている。

以上の手続きを経て実施された予算の執行額は、各部門において管理され、次年度以降 の予算編成の参考としている。

3. 点検·評価

①効果が上がっている事項

- ・科学研究費補助金、周年事業の実施による寄付金等の外部資金の確保が推進された。
- ・経理業務の運用改善を行い、システム即時入力によるタイムリーな経営管理体制の基盤 が構築された。

②改善すべき事項

- ・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みを整備する必要がある。
- ・増収に向けた施策として寄付金確保に結びつく更なる取り組みが必要である。

4. 2017(平成 29)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・周年事業等の一時的な寄付金確保のみならず、経常的な寄付金確保のための仕組みを構築する。
- ・経営管理体制の基盤構築により、予算統制の強化に加え随時もしくは定期的な経営情報 (分析含む)の提供が可能となったことから、これらの実行を通じ収支均衡を目指す。

②改善すべき事項

- ・科研以外の外部資金や他大学の取組み事例等の情報収集を行いつつ、サポーター制度、 遺贈寄付など外部資金確保に向けた具体的な計画を策定、実行する。
- ・既存の経理システムを応用し、各部門別の執行状況が把握できるデータを選択・加工して、予算統制の強化を図るとともに、ベンチマーク等の経営分析を充実させる。

5. 根拠資料

9-2-1 大学 HP「財務公開」

https://www.redcross.ac.jp/about/disclosure/financial

第10章 内部質保証

1. 2015 (平成 27) 年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

・自己点検評価実施委員会において各委員会等が PDCA サイクルを報告するシステムを今後 より発展させ、第二次日本赤十字学園中期計画 (2014(平成 26)年度から 2020(平成 32) 年度)と関連付けた大学改革を前進させる。

②改善すべき事項

・学外評価委員が自己点検・評価に参加するシステムを開始する。

2. 現状の説明

<u>(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明</u> 責任を果たしているか。

本学は、学則および大学院学則第 2 条に基づいて自己点検・評価を行っている。その方針は、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表することである。

この方針に従い自己点検・評価規程(資料 10-1)を制定し、学長の下に自己点検評価委員会を設置している。自己点検評価委員会は、学長、学部長、研究科長、事務局長、図書館長、学務部長、フロンティアセンター長、保健センター長から構成されている。また、自己点検評価委員会には、自己点検評価実施委員会および年報編集委員会が置かれ、毎年、自己点検・評価報告書(年報)を発行している。年報のPDFファイルは本学HPで公開している(資料 10-2)。毎年、実施している自己点検・評価は、大学基準協会の最新の点検・評価項目や評価の視点等に基づいて実施している。年報は、前年度から持ち越した発展方策、現状説明、点検・評価、次年度に向けた発展方策の4項目で記述され、単年度単位のPDCAサイクルに基づく方式をとっている。この積み重ねの上に7年に1度の大学評価を受けている。

2015(平成 27)年度において大学基準協会の大学評価を受審し、協会の定める大学基準に 適合していると認定された。その認証評価結果等は HP で公開されている (資料 10-3)。

情報公開に関しては、日本赤十字学園情報公開に関する実施要領、同情報公開に係わる 事務取扱要領を整備し対応している(資料 10-4)。

さらに、2011(平成 23)年度学校教育法施行規則の改正に伴い、本学の教育・研究情報を 含めた大学情報を HP にて公開、2014(平成 26)年度には日本私立学校振興・共済事業団が主 催する大学ポートレートに参画し、本学の情報を公開している(資料 10-5)。

(2)内部質保証に関するシステムを整備しているか。

日本赤十字学園が策定した第二次計画(2014(平成26)年度~2018(平成30)年度)をもとに、経営会議で大学独自の中期計画を立案している。この中期計画に基づいて、それぞれ担当の委員会や事務局等の学内各組織が具体的な実施計画を立案し、実施し、評価を行い、

改善策を実行するという PDCA サイクルのシステムを確立している。

実際に、本学の内部質保証を管轄している組織は自己点検評価実施委員会である。自己点検評価実施委員会は経営会議メンバーおよび各委員会委員長で構成される。2016(平成28)年度は4月と1月の2回、自己点検評価実施委員会を開催し、4月の委員会は前年度の自己点検・評価の結果および当該年度の活動目標・計画について報告・検討を行い、1月は当該年度の活動結果および次年度の活動目標・計画について報告・検討を行っている。この自己点検評価実施委員会の点検・評価システムを整備することで、各委員会・事務局各部署のPDCAサイクルを機能させようと意図している。

本学では、教職員のコンプライアンス意識の向上を図るために、職員就業規則および日本赤十字学園職員倫理規程、同ハラスメント防止規程、同個人情報保護規程等を整備している(資料 10-6、資料 10-7、資料 10-8、資料 10-9)。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

学校法人日本赤十字学園が 3 年に一度法人本部・監事・会計監査法人による三様監査を 実施しており、本学は2014(平成26)年度に3日間にわたる同監査を受けた。その結果、概 ね適正に処理されていると認められたものの、いくつかの改善指導事項があったことから、 今後その改善を行う。

組織レベルでのシステムに関しては、PDCA サイクルの確立を各委員会・事務局各部署に求め、年報(自己点検・評価報告書)をまとめている。また、前述のとおり年 2 回、各委員会・事務局各部署の活動目標・計画・結果を自己点検評価実施委員会で報告・検討するというシステムを整備している。さらに、2013(平成 25)年度は将来構想推進協議会を年 4 回開催し、第 2 次日本赤十字学園中期計画(2014(平成 26)年度から 2020(平成 32)年度)の方針や重点目標等について検討を行った(資料 10-10)。今後の各委員会等の活動計画に反映する予定である。

また、2016 (平成 28) 年度は IR 会議を全 10 回開催した。主な活動内容として次の 3 つを行った。①ファクトブック (本学データー覧集) の作成 (2017 年完成予定)、②学部入試の分析、③分析ツールの導入検討である。2017 (平成 29) 年度は、継続データの蓄積及び各委員会から分析依頼を聴取する予定である。

教育研究活動のデータベース化については、年度末に教員業績表を提出し、それを大学の共有フォルダに保存している。

学外者からの意見反映に関しては、大学基準協会からの評価結果を反映させている。大学基準協会による 2015 (平成 27)年度の大学評価では、以下のような評価結果、総評、提言を受けた。

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。 認定の期間は2023(平成35)年3月31 日までとする。

Ⅱ 総評

貴大学は、1890 (明治23) 年に開設された日本赤十字病院看護婦養成所に始まり、 組織改編を経て、1986 (昭和61) 年に東京都渋谷区に設立された。1993 (平成5)年に 大学院看護学研究科を設置し、現在、1学部1研究科を有する大学として理念・目的 に基づく教育研究活動を展開している。

2009 (平成21) 年度の大学評価後、貴大学では2011 (平成23) 年に発生した東日本大震災と国内外で頻発する災害の経験から、赤十字の使命と建学の精神を再認識し、災害看護学の強化を大学変革の中核として位置づけ、災害看護の教育研究、実践を重点課題とし、学部・研究科において災害看護学の教育研究を強化してきた。また、被災地である福島県浪江町と協定を結んで町民の健康調査・支援事業を展開するほか、武蔵野地域防災活動ネットワークにおける活動等を推進するなど、建学の精神に基づく活動に積極的に取り組んでいる。さらに、そうした活動を、災害時の支援を学ぶための研修や教育に結びつけ、教育研究、実践を統合的に推し進めていることは特徴といえよう。加えて、災害看護学の発展に寄与する国際的な活動を行っており、国際社会に対する社会貢献活動として実績を上げている。

一方で、学部・研究科における教育内容・方法の改善のための組織的なファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動が十分でないこと、学部のシラバスの記載に不備な点があること、また、研究科において、入学者受け入れ方針 (アドミッション・ポリシー) を課程ごとに定めていないことなど、課題が見受けられるため、改善が望まれる。

4 教育内容・方法・成果(3)教育方法

<提言>

- 一 努力課題
- 1) 全学的に実施している授業評価アンケートは授業改善に向けた取り組みとして 組織的に活用されておらず、「FD研修会」についても教員の資質向上を目的と した研修が主であるため、学部・研究科ともに、教育内容・方法の改善を図るこ とを目的としたFD活動に取り組むよう、改善が望まれる。
- 5 学生の受け入れ

<提言>

- 一 努力課題
- 1) 研究科では大学院としての学生の受け入れ方針を定めているが、修士課程と博士 後期課程で区別していないので、博士課程共同災害看護学専攻を除く課程ごとの 学生の受け入れ方針を定めるよう、改善が望まれる。

これらの努力課題については早急に改善策を講じ、「改善報告書」としてとりまとめ、2019(平成31)年7月末日までに大学基準協会に提出する予定である。

また、学外評価委員の導入に関しては、2016(平成28)年度に人選の検討を行った。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

・年報(自己点検・評価報告書)の HP 公開により社会に対する説明責任を果たしている。

②改善すべき事項

・自己点検・評価に学外者の意見を反映させるシステムを確立する。

4. 2017(平成 29)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

・自己点検評価実施委員会において各委員会等が PDCA サイクルを報告するシステムを今後 より発展させ、第二次日本赤十字学園中期計画 (2014(平成 26)年度から 2020(平成 32) 年度)と関連付けた大学改革を前進させる。

②改善すべき事項

・大学基準協会の大学評価で指摘された努力課題について、FD・SD 委員会が中心となり効果的なFDを実施する。

5. 根拠資料

- 10-1 自己点検・評価規程
- 10-2 本学 HP>大学案内>情報公開>年報 https://www.redcross.ac.jp/about/disclosure/annual_report
- 10-3 本学 HP>大学案内>情報公開>大学評価報告書 https://www.redcross.ac.jp/about/disclosure/university_evaluation
- 10-4 日本赤十字学園情報公開に関する実施要領、同情報公開に係わる事務取扱要領
- 10-5 本学 HP>大学案内>大学情報>大学情報の公表 https://www.redcross.ac.jp/about/disclosure/announcement 大学ポートレート (日本赤十字看護大学) (日本私立学校振興・共済事業団 HP) http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000269201000.html
- 10-6 日本赤十字看護大学職員就業規則
- 10-7 学校法人日本赤十字学園職員倫理規程
- 10-8 学校法人日本赤十字学園ハラスメント防止規程
- 10-9 学校法人日本赤十字学園の保有する個人情報保護規程
- 10-10 第二次日本赤十字学園中期計画 (2014(平成 26)年度から 2020(平成 32)年度) 大学 HP http://www.jrc.ac.jp/pdf/chukikeikaku-2.pdf

終章

各章ごとに提起された2017(平成29)年度に実現すべき主な課題を以下にまとめる。

第 1 章 (理念・目的) では、見直したアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーと合わせて本学の理念・目的のより一層の浸透を図ること。

第 2 章 (教育研究組織)では、国際交流センターの組織的な活動を充実させ、本学の教育研究における国際化を推進させること。

第3章(教員・教員組織)では、FD・SDポリシー・マップに基づき年度当初に年間の体系的なFD・SD計画を作成し、実施、評価、改善のPDCAサイクルを確実に実施することにより大学基準協会から指摘を受けた努力課題の解決を図っていくこと。2017(平成29)年度のSD義務化に対応して、教職員全員の能力向上のためのFD・SDを充実させること。

第4章(教育内容・方法・成果)では、学部の課題として、改定したディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーにそったカリキュラム・マップの見直しを行い、定期的に評価改善を行うこと。完成年次を迎えたカリキュラムの評価を行い改善案について検討すること。学生の授業外学習の必要性を授業担当者に周知させること。学生の授業評価アンケートの改善を図ること。研究科の課題として、全科目に拡大された授業評価アンケートの効果を検証すること。修士課程看護学専攻と博士後期課程のカリキュラムについて検討委員会で改善案を検討すること。個別性に合わせた効果的な研究指導方法について検討すること。

第5章(学生の受け入れ)では、学部の課題として、さいたま看護学部(仮称)設置準備室を中心に AO 入試の導入を含めた新たな入試制度の検討を行い 2017(平成 29)年度内に決定すること。研究科の課題として、博士後期課程の英語試験について共通試験問題での実施を検討すること。

第6章(学生支援)では、学生へのアンケート等を工夫し、奨学金および貸与を受けていることが学修におよぼす効果を明確にすること。障がい学生支援の基本方針を作成し、 支援体制の整備を行うこと。多様な国家試験対策を展開すること。

第7章(教育研究等環境)では、【施設・設備】の課題として、本学の財政状況を鑑みつつ、限られた財源の中で優先順位をつけ最大限の投資効果を実現する施設・設備整備を検討すること。【図書館】の課題として、TBCの活動を再開し、学生リクエスト等による選書基準等を検討すること。【教育研究等支援環境】の課題として、ホームページ・研究支援コーナー、メール配信で行っている研究情報の広報活動を、より分かりやすく迅速に実施すること。教員が獲得した民間団体からの助成金の大学管理について、具体的に検討を進めること。講師・助教・助手を含めた若手研究者のみならず、教員全体の研究時間の確保について、改善のための具体的な検討をすること。研究費全体の配分額見直しについて、申請書類の整備を含めて検討し、運用につなげること。【研究倫理】の課題として、2017(平成29)年4月の個人情報保護法の改正に伴い、研究倫理に関わる点を精査し、申請用紙に反映していくこと。

第8章(社会連携・社会貢献)では、【地域連携】の課題として、卒業生・修了生向けのシ

ンポジウム (ホームカミング・デー) の在り方について、地域連携ポリシーの方針に照らし合わせ、目的や参加対象を明確にして企画をたてること。現行の委員会組織体制の中で、地域連携・フロンティア委員会における地域連携委員会の位置づけを明らかにし、両委員会が扱う内容を検討・調整した上で、地域連携委員会の担うべき役割と事業を進めること。【国際交流】の課題として、TOEFL ITPテストの年間計画の立案、広報活動を行い、受験者数の増加、全学的な語学力の強化を図ること。スコットランドのグラスゴーカレドニアン大学サマースクールプログラムを開始し、大学院生の国際的な交流および修学の推進を図ること。【フロンティアセンター】の課題として、認定看護師スキルアップセミナー部会としては、2016(平成28)年度のセミナーにおけるアンケート(基調講演アンケート及び各領域のセッションに関するアンケート)結果を分析し、2017(平成29)年度認定看護師スキルアップセミナーのプログラム案作成に着手すること。それと平行して2018(平成30)年度以降のフォローアップのためのセミナーを継続していくのかどうか、本学の修了生を中心として各領域の認定看護師と連携し彼らの意向を聞きながら検討していくこと。

第9章(管理運営・財務)では、【管理運営】の課題として、さいたま看護学部(仮称)の設置準備を開始すること。変化し続ける文部行政の動向など大学を取り巻く情勢の変化に的確に対応しうる事務組織体制を確立していくために、引き続き企画力・コミュニケーション力・判断力・調整力・語学力等の向上を目指したキャリアパスの構築化を目指すこと。【財務】の課題として、科研以外の外部資金や他大学の取組み事例等の情報収集を行いつつ、サポーター制度、遺贈寄付など外部資金確保に向けた具体的な計画を策定、実行すること。既存の経理システムを応用し、各部門別の執行状況が把握できるデータを選択・加工して、予算統制の強化を図るとともに、ベンチマーク等の経営分析を充実させること。

第 10 章 (内部質保証)では、大学基準協会の大学評価で指摘された努力課題について、FD・SD 委員会が中心となり効果的な FD を実施すること。

次に、日本赤十字学園第 2 次中期計画に基づく本学の中期計画 (2016(平成 28)年度の実施状況と 2017(平成 29)年度の計画) を一覧表にまとめた (表 f-1)。

表 f−1 学園第 2 次中期計画に基づく本学の中期計画(平成 28 年度実施状況と平成 29 年度計画)

計画とゴール 2016(平成 28)年度の実施状況 2017(平成29)年度の計画 【赤十字分野の教育の強化等】 1. 専任教員の配置(平成 29 年から 1 2. ①防災訓練を 5 月 22 日に住 2. ①防災訓練を住民対象に実 名)を継続する。 民約200名を対象に実施。災 施。災害ワークショップを実 2. 地域における災害防災教育、研究 害ワークショップを 12 月 4 施。支援・受援助についての ネットワークの形成 日に参加者 25 名を対象に実 連携構想可視化シートをもと ①ケアリング・フロンティアの広 に施設のハザードとニーズを 施。支援・受援助についての 尾地域の防災ネットワークの構 連携構想可視化シートを作 明らかにし、施設連携上の課 題を洗い出し。 ②災害発生時の渋谷区での役割、 ②武蔵野防災教室は延べ960名 ②武蔵野防災教室は年11回「避 を対象に年 11 回「避難支援 難支援活動協力員養成講座」 ③武蔵野防災教室の継続 活動協力員養成講座」を開 を開講。 ③防災訓練の実施。→・火災時 ④浪江保健室の運営をH29 年度 ③防災訓練の実施。→・地震発 の避難場所を未決定。・火災時 まで本社と協働体制で継続する、 平成 30 年以降は浪江町との共同 生時を想定した避難訓練と 避難訓練を実施。 運用に切り替える 緊急安否システムの訓練を ④浪江町保健室は 健康調査に

⑤防災訓練を年3回程度実施し、 緊急避難及び帰宅困難時の行動 がとれる(学生、教職員)

- 実施。・学年ごとに防災プログラムを実施。
- ④浪江町保健室は健康調査(家庭訪問243戸、電話による調査286戸等)、母親と子どもの交流「ママさんサロン」、「母親ヨガサロン」を月2回開催。

絞り、母親と子どもの交流「ママさんサロン」、「母親ヨガサロン」を縮小して継続。

【海外教育機関との交流促進等】

- 1. 国際交流・国際教育事業の推進及 び実施。赤十字国際活動論演習(ス イス)、国際看護学演習。国際保健 助産学実習(カンボジア)、国際災 害看護学実習Ⅲ(バングラデシ ュ)、オーストラリア・モナッシュ 大学語学研修。
- 2. 大学間交流協定校との交流充実。 スウェーデン赤十字大学/スイス、 ラ・ソース大学/タイ赤十字看護大 学/タイ、チュラロンコン大学/フィリピン大学/カンボジア健康科 学大学(予定)。
- 3. 外国人研究者等の受入・支援。JICA 研修生の受入れ、スウェーデン赤 十字大学教員受入れ。
- 4. 学生の国際交流。学生部会の設置、 運営。
- 5. 国際会議・国際シンポジウムの開催。年1回の国際セミナーの開催。
- 6. その他国際交流活動及び国際事業・協力活動等。日本赤十字社国際部、フィリピン台風復興支援事業。

- 派遣交換学生選考法の整備。
- ・平成 27 年度国際交流センター報告書発行。
- ・スウェーデン赤十字大学教員 の受入れ(5/16~20)。
- ・スウェーデン赤十字大学 MoU の再締結(5/18)。
- ・国際交流センター主催講演会の実施(5/19)。 (新規)・第1回 TOEFL ITP テスト実施、19名受験(5/28)。 (新規)・グラスゴーカレドニアン大学サマースクールの視察(7/26~29)。
- ・モナシュ大学語学研修の実施 (8/16~9/18)、学部1年6名、 編入3年1名の参加。 (新規)・カンボジア健康科学

大学と MoU 締結 (9/12)。

- ・交換学生の受入れ:スウェーデン赤十字大学 10/17~28、小児看護学領域受入れ、ラ・ソース大学 10/17~11/4、精神保健看護学、国際災害看護学受入れ。
- ・JICA 研修生 10 か国 12 名の受 入れ 10/24。
- ・学生部会企画の交換学生歓送 迎会(10/17、28、11/4)、(新規)大学祭で交換留学相談 会、語学研修参加者によるト ークショー(11/12)。
- DNGL 国際セミナーへ企画運営への協力(11/26)。
- その他、他国からの受入れ、12件・18か国・108名。
- ・交換学生の派遣 スウェーデン 2/17~3/25、スイス 3/3~3/25。

- TOEFL ITP テスト実施。
- ・スウェーデン赤十字大学と ラ・ソース大学の交換学生受 入れ及び派遣の実施。
- ・スウェーデン赤十字大学教員派遣。
- グラスゴーカレドニアン大学 サマースクールプログラム開始。
- ・モナシュ大学語学研修の実施。
- ・学生部会の活動、位置付けの 検討。

【保健・医療・福祉の現場を支える 人材の育成】

- 1. さいたまキャンパスの設立と運営 に関する計画立案。
- 2. 災害看護の専門能力を持つ人材育 成。
 - ①博士課程リーディングプログ
- 1. さいたま看護学部(仮称)の 設立準備室の立ち上げ。
- 2. 保健師教育課程選択履修学 生の選考時期の繰上げ、実施 要領改正。→選考時期を3年 後期から2年次末への繰上
- 1. キャンパスの建築計画、カリキュラム検討、教員人事を進め、秋の設置申請を確実に行う。実習場所の開拓及び教員人事が重要課題である。
- 2. 保健師関係科目の履修開始時

- ラムにおける災害看護分野の人 材育成。
- ②災害 CNS 育成。
- ③JICA 等、海外支援組織との連携 による看護関係者の受入れ。
- ④現任教育のためのフロンティアセミナーの開催。
- ⑤認定看護師のためのスキルア ップセミナーの開催。
- げ、編入生選考における面接 採点基準の改定。
- 5. DNGL3 年次教育開始。→・1 ~3 年生各 2 名、計 6 名在籍。
- 6. 災害 CNS (38 単位)3 名修了 (CNS 災害看護分野の特定承認).
- 7. JICA の看護関係者を受入。
- 8.11 月 30 日にフロンティアセ ミナーを開催。
- 9. 平成 29 年 2 月 25 日にスキル アップセミナー開催。

- 期繰上げの検証。
- 3. 編入生の履修人数枠と選抜方 法の検討。
- 5. DNGL における災害看護分野の 人材育成。
- 6. 災害 CNS 育成及び修了生から 災害看護分野の CNS 認定を目 指す。
- 9. スキルアップセミナーは平成 30年2月24日に開催予定。

【赤十字ネットワークとの連携】

- 1. 防災訓練における日本赤十字社医療センター、東京都支部との相互協力。
 - ・医療センター、総合福祉センターとのケアリング・フロンティア広尾連携会議の推進。
 - ・幹部看護師研修センター研修企 画(ファースト、サード、セカンド研修)への本学教員派遣等 による協力体制の推進。
 - ・実習指導者としての役割を理解 し、効果的な実習指導につなげ る研修会の開催。
- 3. 医療センター、総合福祉センター、とのケアリング・フロンティア広尾連携会議を年3回実施した。その中で、リサーチ・フェスタ、各プロイジェクト(高齢者の終末期ケア、腎不全ケア、セルフケア能力、シームレスな看護、母乳育モデル、小児看護、母乳育児支援等々)を計画し実施。
- 5.6月22日から5日間の講義と オプションとしての看護技 術演習の見学、本学の実習施 設での実習指導見学を実施。
- 3. 医療センター、総合福祉センター、とのケアリング・フロンティア広尾連携会議を年3回実施する。その中で、リサーチ・フェスタ、各プロイジェクト(高齢者の終末期ケア、腎不全ケア、セルフケア能力、シームレスな看護師教育モデル、小児看護、母乳育児支援等々)の計画、実施について報告を行う予定。
- 5. 平成 29 年度は 6月 21 日から 開催予定。

【教育課程の改善】

- 1. 教学マネジメントシステムの構 窓
- 2. 平成 27 年度で完成年度となるため、28 年度中にカリキュラム評価を実施する。→・カリキュラム・ポリシーの作成。・データ収集:学生アンケート、卒業生アンケート、看護管理職アンケートの実施。教員の声(フォーカスグループ)を収集。・データ分析を行い課題を抽出する(平成 28 年夏まで)。改善策(カリキュラム改正案作成(平成27年から28年)。
- 3. アクティブラーニングに向けての 教員の意識と教育方法の向上、改 善を図る。→・年1回アクティブ ラーニングのFDを企画、実施(教 育技法: PBL、GW 等含め)。
- 4. 教育評価の結果を生かす方法の改善。→・授業評価の結果公開(上位20)。・授業評価結果の低い講義の授業改善案の提示(学部長に)。・授業参観、授業案作成等の教員スキルの共有。・授業評価とコメント欄の活かし方の循環を評価する。
- 5. 実習に関する評価。→・実習指導

- 教育評価アンケートの在学生、学部の就職先管理者、修士修了生、博士後期修了生への実施。集計結果の分析。
- ・学部、大学院の AP、DP、CP の改正。大学院では、AP、DP、 CP を専攻ごとに定める改定 を実施。
- 時間割編成方針の明確化。
- ・平成29年度学部入学生から 学年制運用の検討。
- ・定期試験の円滑な実施にむけて→・不正行為者に対する措置の見直し。・実施方法の検討、マニュアルの作成。
- ・授業回数確保のため、平成 29 年度に祝日授業日増を決定。
- ・平成 29 年度シラバスに向けて→・WEB 化、AL の明示、第 三者チェック効率化。・シラバスの書き方研修実施
- ・授業見学実施要領による授業 評価上位科目対象の授業見 学実施。
- ・次年度にむけて、授業評価ア ンケートの質問項目や教員

- 教育評価アンケート集計結果 の分析。アンケートの改定検 討。
- ・学部のカリキュラム・マップ の改定。シラバスの項目検討 (平成30年度シラバスに向け てDPと科目の関連等の項目追加)。
- 時間割編成方針の検証。
- ・H29 年度入学生より学年制を実施。
- ・履修指導や学習支援としての GPA活用方法の検討。
- ・シラバス WEB 化の検証。
- ・学部の現行カリキュラム評価 と課題の検討。
- 教員の授業見学実施要領の検証し改訂を実施。
- ・授業改善アンケートへの名称 変更。質問項目の改訂実施。
- ・大学院: AP、CP、DP に応じた カリキュラムの検討。
- ・大学院授業評価アンケートの WEB 化実施、学生へのフィード バックを早期に実現。
- ・DP との関連性をもたせた総合

体制。・指導方法。・病院との連携、 情報共有の方法。・総合実習と関連 させて各時期の実習の検証。

- 6. 大学院教育の評価。→・教育理念 の明確化。・大学院 FD の実施。
- コメントの内容等の検討。
- ・総合実習の目的目標を統一。 ・ポートフォリオを全学年で実
- 実習における看護技術体験録の検討。

実習の運用および単一科目としての総合実習評価を検討。

- ・ポートフォリオ活用の評価。
- 看護技術体験録を試験的に実施し評価。
- ・看護技術習得と DP との関連を 検討。

【主体的に学ぶ学生の教育の推進】

- 1. ①アクティブラーニングによる教育方法の推進。→・アクティブラーニングの教育環境整備。実習室のビデオ教育環境整備。iPad、パソコン環境整備、グループワーク環境整備。・グループワークによる授業の推進。・予習復習のための課題設定の推進。・アクティブラーニングの方法の実施状況調査。・授業時間数・時間割等の見直し。
 - ②アクティブラーニングの具体 的な展開方法の理解。 \rightarrow ・FD で年 1回、アクティブラーニングセミ ナーを開催。
- 2. 大学院 FD の充実

- 1. アクティブラーニングの環境整備のため広尾ホールの機器を入れ替え、画像音声環境を整備。教室、実習室のAV機器の入替え。(寄付金活用により)
- 2. 大学院 FD(「大学院ポリシーを実現するための教育について語ろう Part1/Part2」を年 2 回実施。[大学院ファカルティ・カフェを2回実施(研究科教務委員会と共催)]
- 3. 授業担当教員によるポータ ルサイトでの連絡や課題提 示や資料配信を開始。
- 4. 平成 29 年度シラバスから WEB 化。
- 2. 教育方法に関する FD を企画実施。
- 3. ポータルサイト利用促進に向けた改善(課題をもとに、配信ルール等の再検討)。
- 4. シラバス WEB 化の検証。

【国家試験対策の強化】

- 1. 国家試験対策に伴う学生との個別面談、ガイダンス、補講等の強化。
 - ①国家試験対策部会の活動継続
 - ②下位の学生への教育強化計画 の立案と実施
 - ③模試の参加を増やす(90%)
- 2. 国家試験合格率 98%以上の維持。
- 3. 卒前スキルアップセミナーの継続。参加者を増やす。
- 4.1 年時からの国家試験対策。→・ 医学系科目の力をつける。・国家試 験の得点の弱い知識を定着化する 方法の検討。
- 1. 外部及び学内講師、卒業生による国家試験対策講座の実施
- 2. 成績下位者を対象とした強化クラスの定期開催及び個別学習支援の実施。
- 3. 模擬試験、低学年模試の実 施
- 4. その他の学習支援。→・自習室の設置。・定期的なオフィスアワーの設置。・既卒者への個別支援の実施。
- 1. 対策講座のさらなる強化。 →・学部講師による対策講座 参加のメリットの周知。
- 2. 模擬試験の強化。→・全員受験に向けた開催時期の検討。・ガイダンス期間に開始。・低学年模試の実施継続。
- 3. 個別学習への支援。→・成績 下位者への個別学習支援のさ らなる方策。・外部成績評価に より自己の学習状況を客観視 できるよう早期からの支援。
- 4. 不合格者のフォロー。

【大学院修士課程の充実】

- 1. 教育理念明確化。AP、CP、DPの見直し。
- 2. 大学院教育の実施及び評価
- ①専門看護師教育課程 38 単位移行
- ②大学院生指導計画の立案と実施に 向けての計画検討。どのように進 めていくかの課題整理と計画。
- ③修士論文審査の厳密性の確保のための審査員の基準作成。
- ④大学院授業評価の実施と公開。
- ⑤大学院組織(CNS コース等)の評価 と再編。
- ⑥大学院教員組織の選考課程の明確 化(論文指導教員、論文審査教員と 科目担当教員の選考基準)。

- 1. 修士課程(看護学専攻と国際 保健助産学専攻にわけた)と 博士後期課程にわけて、AP・ CP・DP を見直し確定させた。
- 2. ①専門看護師教育課程(クリティカルケア看護学)38 単位申請。平成29年度より可という判定をうけた。
 - ③修士論文審査の厳密性・公 平性の確保のため、修士論文 審査会構成を変更し、修士学 位論文審査要領に明記した。 ④大学院授業評価の実施。
 - ⑧データ収集(各コースの院 生数、論文審査数)。

- 2. ①各分野の修了生の CNS 認定 を目指す。
 - ②大学院生指導計画の立案と 実施に向けての計画検討、ど のように進めていくかの課題 整理と計画。
 - ④大学院授業評価の実施と公 開の継続。
 - ⑤大学院組織(CNSコース等)の評価と再編。
 - ⑥大学院教員組織の選考課程 の明確化、【論文指導教員、論 文審査教員と科目担当教員の 選考基準)。
 - ①CNL 研修実施

⑦大学院の夜間・土日開講の検討(一部開講の実態調査)。多様な履修形態の評価。

⑨Glen 客員教授の特別講義 と英語コンサルテーション の実施。

⑩TOEFL の導入検討、・グラスゴーカレドニアン大学サマースクールプログラムの検討については、「Ⅱ.1.赤十字の特色ある教育の推進と人材養成」(1)を参照。

②ポートフォリオの活用の準 備。

【大学院博士課程の充実】

- 1. DP 到達に向けた形成評価。
- 2.3年での学位取得者数の増加。
- 3. 大学院生指導計画に関する実施計画の立案と運用。(次期の大学評価 基準に盛り込まれる予定)
- 4. 博士審査会の審査員の基準の再検 討。
- 5. 新カリ共通科目の評価。
- 6. 研究・英語力の強化。
- 7. ポートフォリオの活用の準備。
- 2. 共通科目の研究計画書セミ ナーと各領域の特別研究科 目による研究指導のリンク。
- 4. 博士審査会の審査員の基準 の再検討と確定。
- 5. 博士後期課程共通科目の履 修者数の把握。
- 1. DP 到達に向けた形成評価。
- 3. 大学院生指導計画に関する実施計画の立案。
- 4. 博士論文審査会構成(主査・副 査)の明文化と、博士学位論文 関係集の検討と修正。
- 5. 新カリ共通科目の評価と、 博士後期課程共通科目の検 討。
- 6. 研究・英語力の強化。
- 7. ポートフォリオ活用の準備。

【大学の連携強化】

1. 単位互換の促進。遠隔教育システムを使える教育環境整備。

1. ①学園 6 大学研究科長会議において、単位互換の実施可能性や遠隔 TV 教育システム利用上の課題や解決策等について検討。②時間割・授業開始時間(5 大学共通の授業開始時間)の検討、学園内での授業時間帯統一化の方針にそって、平成 30 年度から午後の授業開始時刻を13 時に変更することを決定。

1. ①学園内単位互換の実施決定 後、規程の整備や遠隔 TV 教育シ ステムの受信・配信の環境整備 にむけて準備を行う。 ②平成 30 年度より、午後は 13 時開始とす る。

【入学選抜方法の改善】

- 1. アドミッションポリシーの策定と 入試方法との関連の検証。
- 2. 高等学校到達度テスト導入の検討 及びセンター試験利用の見直し (2018 年度問題等に対応)。入試科 目・入試方法の検討。面接方法の 見直し。
- 3. 大学院修士課程個別資格審査制度 実施の継続と評価。
- 4. 支部長推薦入試の方法の改善。
- 5. 大学院入試問題作成の検証。
- 6. 大学院修士課程入試(第 2 希望の 選択の検討)。
- 7. 外国人に対応できる入試問題の作成。

(学部)

- ・過去の入学者数および入学者 の成績などによって評価し、 指定校と準指定校の適切性 を確認。
- ・アドミッションポリシーの改 訂および入試方法との関連 の明確化。
- ・新任と面接員未経験の教員を 対象とする面接試験の研修。
- 面接評価の妥当性の検討。
- ・障がいのある受験生への個別 対応方法に関して、HP及び入 試Q&Aだけでなく募集要項に も明記。
- ・センター試験利用型入試 I ー Aの選択科目に「生物基礎+ 化学基礎」を追加して出願者 が前年度から 115 名増加。 (研究科)

・大学院受け入れ方針(AP)について、大学院修士課程(看護

(学部)

- ・平成31年度に「さいたま看護 学部」(仮称)の新設を控え新 たな入試制度の検討を行う。
- ・入試種別による 4 年間の成績 の追跡調査、国家試験合否と の関連の有無、出身高校と学 内成績のデータなどを分析 し、入試種別の試験の妥当性 の評価、推薦入学の基準の見 直しなどに活用する。
- ・講師以上の職位の教員を対象 とする面接試験の研修を実施 し、面接評価の妥当性の向上 を図る。
- ・3年次編入試験の実施時期を8月に早めて出願者の増加を図るとともに、試験科目に看護専門科目を採用するように選抜方法を改めて、学力の高い学生を確保できるような試験を実施する。

の見直し。 の検討。 の実施。 金の充実。

- 学専攻)、大学院修士課程(国 際助産学専攻)、博士後期課 程それぞれの内容を区別。
- ・博士後期課程の定員を5名か ら8名に増員(H29年より)。
- ・5 年一貫制博士課程で、募集 要項・出願書類・試験問題の 英語版を作成し、外国人から の出願受付の準備を進めた。

(研究科)

- 試験問題作成方法を検証する。
- ・修士課程で第2希望領域制度 を導入し、適切な入学者数及 び優秀な学生の確保を図る。
- ・5 年一貫制博士課程で実施様式 の英語化やマニュアルを作成 し、外国人出願者に対応可能 な実施体制を整える。

【奨学金制度・特待生制度の拡充】

- 1. 学業を奨励するための特待生制度
- 2. 寄付金(の積み重ね)による奨学金
- ・大学院生への奨学金・海外活 動奨学金及び特別奨学金の 運用開始。
- ・多額の奨学金の受給および貸 与を受けている学生の調査 及び学生への面談の実施。
- ・奨学金の受給および貸与を受 けている学生のフォローアッ プの継続。
- ・奨学金の借り過ぎ防止に向け た対策の検討と実施。

【きめ細かな学生支援】

- 1. 学生支援方針を明文化する。
- 2. 学生実態調査、学生の意見を把握 するための会合やアンケート調査
- 3. クラス担当教員による担当学生の 履修状況を把握、少人数学生支援 体制の充実強化。
- 4. 人権倫理相談員の研修実施→相談 体制の充実化。
- 5. 共同災害看護学専攻学生への奨励
- 6. HP 内の学生専用ページの拡充。
- 7. 図書館のラーニングコモンズとし ての機能の充実と環境整備及び学 生の主体的参加。
- 8. 実習室の環境整備。

- 学生生活・学修状況実態調査
- ・学生自治会との意見交換会の 開催(1回)。
- ・ガイダンス時期に就職支援セ ミナーを開催。
- ・年間を通じてクラス担当教員 による就職・進路に関する相 談対応。
- ・大学祭運営への教職員による サポート体制の強化。新たな 試みとして看護系他大学と のコラボグッズの作成・広尾 地区関連施設との合同企画 展開。
- ・障害者差別解消法施行に関連 した研究会への参加、研修内 容の伝達講習など、教職員へ の情報提供。障害支援部会の 立ち上げ。

- 学生生活・学修状況実態調査 の結果の分析。
- ・障がい学生支援の基本方針を 作成、支援体制の整備。
- ・学園祭への支援-企画への相 談・助言、運営時間の管理・ 調整。
- ・就職支援セミナーの開催時 期・内容を学生の意見をもと に検討。

【研究の充実強化と社会への還元】

- ・大学アーカイブおよび大学リポジ トリの構築・運用による図書館機 能の充実と研究活動の促進及び研 究成果の社会への還元。
- ・大学としての戦略的研究活動。
- 各教員の研究活動計画の確認と評
- ・研究日の確保など、研究重視の組 織風土の醸成。
- ・研究費配分と成果の検証。
- 外部資金獲得へ文部科学省・厚生 労働省・学園研究助成等に教職員 の積極的な応募。
- ・外部資金獲得に向けた計画書・申 請書作成のための研修会継続実施 及び研究環境の整備。
- ・科研費の申請率を上げる(80%)

- ・大学アーカイブ及び大学リポ ジトリシステム構築→リポ ジトリ掲載項目数強化。
- ・ テ゛ータへ゛ースソフト (Cochrane Library, ProQuest, リンクリソール バ「SFX」) 追加。
- 図書貸し出し冊数増加。
- ・日曜日開館に向けての体制整 備検討。
- ・図書館便り年4回発行(シー ズン便)。
- ・帝京短期大学との提携により 提携大学が増えた。
- ・開館時間 8:50 分に 40 分早 めた。
- ・ご意見箱を設置しニーズ把握 と早期対応に努めた。

- ・図書館時間拡大に関する検討、 日曜日開館を実施し、課題の 抽出を行う。
- ・大学アーカイブ及び大学リポ ジトリの構築・運用。
- ・図書館サービスの検証と図書 館利用促進に向けての広報な どの検討。
- ・協力大学との提携に促進。
- ・学生リクエストなど選書規準 の検討。
- ・学生部会の活動促進、活動内 容の検討。
- ・情報システム委員会との連携 を強化し、資料室と図書館双 方の所蔵資料の整備を行い、 アーカイブス化を計る。

・同窓会、同方会からの寄付に ・図書館の環境整備、アクティ より図書購入(看護の歴史)。 ブラーニングの環境整備。 · 平成 28 年度科研費採択状況 ・研究計画書の書き方セミナー は、新規申請件数20件(前年 を開催し、外部資金獲得へ文 度;18件)のうち、新規採択 部科学省・厚生労働省・学園 件数は8件(前年度:6件)、 研究助成等に教職員の積極的 継続 15 件(前年度; 14 件)、 な応募に常げる。 合計採択件数23件(前年度; ・博士課程の学生増加対策とし 20件)。全体の採択率は34% て、学生の声を聞きながら博 (前年度30%)、新規採択率は 士課程院生室の整備を行う。 大学院生用の科研費、研究助 40%(前年度;33%)。 ・研究不正防止等に関する規定 成制度の活用を促進するた および運用の整備を行った。 め、情報提供に努める。 ・研究費配分の検証を行い、研 ・民間団体の費用管理に対する 究指導費率を削減し個人研 対策を講じる。 究費の比率を増大させるな 教員全体の研究時間の確保に ど課題に即した検討案を作 向けた改善対策を講じる。 成した。 レポートや論文に対するコピ ・科研だけでなく赤十字関連の ペなど不正対策を検討する。 研究助成制度、学内助成等の ・軍事目的の研究を行わないな 情報提供に努めた。 どの大学方針を明文化したポ ・FD研修として、8月に「科研 リシーを作成する。 費申請書の書き方」ワークシ ・研究費配分の修正に伴い、申 ョップ(申請書の書き方講 請書類の整備を含めて検討 座、領域を超えた個別指導の し、運用につなげる。 2 部構成)を若手研究者を中 ・研究倫理に関する研修は、講 心に開催。参加した 12 名の 師による講義形式の講習と e うち3名は平成29年度科研 -Learning システムによる学 応募を行った。「若手研究」 習を併用する。 への応募件数は 2 件(前年 度;1件)、全応募件数は14 件であった。 ·研究倫理外部委員(専門家 1 名、一般1名)。 【地域社会との連携強化】 1. 地域連携フロンティアセン 1. 地域連携・フロンティアセンター 1. 地域連携フロンティアセンタ とケアリング・フロンティア広尾 ター運営委員会の中で、ケア 一運営委員会の中で、ケアリ の連携。 リング・フロンティア広尾連 ング・フロンティア広尾連携 2. 渋谷区との連携(広尾高校等の小 携会議を年3回実施した。 会議を年3回実施する。 中高との連携)、語り合いの場の設 3. 広尾地域防災と渋谷区の中での役 割形成。 4. 近隣大学(聖心女子大学、国学院 等)との連携(防災対策等)。 6. 浪江町保健室では、健康調査 5. 渋谷区、広尾、地域住民の健康増 6. 浪江町保健室では、 健康調査 進教育の企画と実施(生き生き教 (家庭訪問 243 戸、電話によ に絞り、母親と子どもの交流 る調査 286 戸等)、母親と子 「ママさんサロン」、「母親ヨ 6. 日本赤十字社本社との共同事業で どもの交流「ママさんサロ ガサロン」を縮小して継続す ン」、「母親ヨガサロン」を月 あるいわき市居住の浪江町民の健 る。 康支援事業の継続。 に2回開催した。 【地域住民への生涯学習の提供】 1. 学内教員の個々の専門性を 1. 渋谷区と共催し高齢者学び直しの 1. 「人とつながり健康に生きよ 公開講座事業の継続、履修証明プ う」をテーマに学内教員によ 活かした看護の視点踏まえ ログラムの検討。 たテーマで年3回実施。 る全3回の公開講座を計画。

- 2. 渋谷区立広尾中学校の「総合的な 学習の時間」で本学内において模 擬授業実施。
- 3. 武蔵野市との防災セミナー等の地域住民参加型連携プログラムの継続事施
- 4. 広尾、防災の場づくり。
- 2. 渋谷区立広尾中学校1年生の 生徒に視覚障害を主テーマ に「障がい理解」の講義を実 施。さらに中学校からの要請 で追加した防災委員会共同 で防災教育に関するプログ ラムも実施し、防災に対する 意識を高める機会を提供。
- 3. 武蔵野防災教室については、 述べ 960 名を対象に 11 回に 渡り、「避難支援活動協力員 養成講座」を開講した。
- 4. 防災訓練を 5 月に住民約 200 名を対象に実施した。また、 災害ワークショップを 12 月 に参加者 25 名を対象に実施 した。その他に、「支援・受 援助 についての連携構想可 視化シートを作成した。

- 2. 渋谷区立広尾中学校「総合的な学習の時間」は、要請があれば積極的に応じる。
- 3. 武蔵野防災教室について 11 回 に渡り、「避難支援活動協力員 養成講座」を開講する。
- 4. 防災訓練を住民対象に実施する。また、災害ワークショップを実施する。その他に、「支援・受援助 についての連携構想可視化シートをもとに施設のハザードとニーズを明らかにし、施設連携上の課題を洗い出す。

【大学ガバナンスの強化】

- ・学長学部長及び専門スタッフによる教学マネジメント体制の確立、 IR 部会設置・運営、規定見直し。
- ・平成28年3月を目途に管理運営機構図の改正。センターごとの取組の明確化、センター間の協力体制の取組の明確化、責任主体がわかる組織化、PDCAサイクルを回し、検証プロセスの機能化。
- ・FD・SD にコンプライアンスを意図 したものを位置づけていく。

- ・AP、CP、DP の見通し修正を図った(学部・大学院)。
- ・教学、入試広報、研究推進、 図書館情報、国際交流、危機 管理の各センター規程を整 備、委員会組織、規程との整 合と連携を図った。
- ・研究倫理、パワーハラスメントおよびアカデミックハラスメント防止の FD・SD を実施。
- ・学部カリキュラム、大学院カ リキュラム、入試改善の将来 構想を立てる。
- ・学生支援センターを新設。加 えて障がい学生支援委員会を 立ち上げる。
- ・有識者懇談会を行い、学外の 意見を大学運営改善に繋げ る。
- ・公的資金等の不正使用防止の FD・SDを実施。

【広報活動の充実強化】

- ・SNS (Facebook, LINE, Twitter 等)の 導入により、情報の拡張性、速報 性の強化。
- ・大学案内、大学院案内の年度ごと の内容見直し。
- ・オープンキャンパス、大学院説明 会の年度ごとの内容見直し。
- ・時代に即したホームページの運用。
- ・Twitter の運用を開始。
- ・大学・大学院案内(英語版)の 発行。
- ・昨年の参加者の要望を受け、 入試解説を全日実施。
- ・大学院説明会(ビデオ活用版) でビデオ上映ではなく研究 科長・入試委員長による全体 説明の実施及び領域別相談 の充実。
- ・新しいホームページになった ことにより学内での更新が 可能になり、情報の即時配信 が容易になった。

- ・SNS (Facebook、LINE、Twitter) の発信情報を精査する。
- ・実習の充実をアピールした大学・大学院案内の作成(ページ増)。
- ・オープンキャンパスの内容充実(開催時間拡大、平日開催、学食体験等)。
- ・支部会場進学相談会をミニオ ープンキャンパスへ移行。
- ・各大学院入試日程に即した大学院説明会の日程設定及び領域別相談の協力を継続。
- 広報委員会学生部会の発足。
- ・ホームページリニューアル後 の運用評価、及び情報の更新。

【財政基盤の確立】

- ・平成27年度から5年程度かけて収 支均衡となるための経営基盤の強 化を図る。
 - ①教職員の定数化と人件費支出の見直し。
 - ②将来へ向けた建物・構築物の建

平成 28 年度は、主に学生数の 増加等による学納金収入増、ダ ウンサイジングによる減価償 却支出減により、実質的な決算 値として収支均衡が達成でき る見込み。 さいたま看護学部(仮称)設置計画を踏まえた、平成29年度以降の収支見込を策定する。

・周年事業の寄付のみならず、 恒常的な寄付金募集の戦略策 定、制度化に取り組む。

・システム即時入力運用が実現 替え財源の積み立て。 ・30 周年記念寄付金募集を実施 したことから、随時もしくは ③寄附金の制度構築。 し目標額(2,000 万円)を達 ④徹底的なコスト削減、ランニン 成。(21,539,000 円%同窓会 定期的に経営情報(分析含む) グコストの削減。 が提供できる経営管理体制に 1,000 万円除く) 移行するとともに、職員の時 経営管理体制の構築と業務の 効率化を優先課題として位 間外勤務を削減する。 置づけ、経理業務の運用改善 ・分析資料(過去からの推移、現 を計画し、平成 28 年度下半 状(ベンチマーク含む)、中長 期から手書き伝票を廃止し 期の見込み)を作成する。 てシステム入力・伝票出力に ・寄付金募集を含め、外部資金 移行。 獲得に向けた具体的な計画を 予算決算の分析は現状把握と 策定する。 基礎資料(本部様式レーダー チャート)作成に止まった。 外部資金獲得の具体的な計画 策定には至らなかった。 【人材の確保と育成】 人権倫理委員会による相談体制の ・人権倫理委員会による FD·SD ・対象者別の研修会の実施(例: 見直し及び研修会の実施。 研修会を実施(年2回)。 大学院生、職種・職位別等) ・全教職員に対して教職員モラル・ 人権意識の向上を目指した FD·SD での研修実施。 ・職員育成に伴うキャリアパスの構 築の一貫として外部研修に参加。 【危機管理体制】 ・危機管理体制として、新危機管理 ・危機発生時の組織及び平常時 ・危機の重要リスク度を明確に マニュアルの実施・評価(緊急安否 し、危機が発生した場合でも の対応体制を作成。 システムの構築等)。 ・危機の分類とリスクの詳細項 ある一定のマニュアルどおり 海外演習・研修などの際の危機管 目、規程・規則・マニュアル・ で対応する場合と迅速に命 理対策の検討。 担当委員会・事務局を明確に 令・対応を行う場合を整理。 ・情報セキュリティ対策の検討。 ・見直しが不十分であった規 した一覧表を作成し、危機管 理ファイルを作成し教職員 程・規則・マニュアルの修正 が誰でもいつでも見られる あるいは新規作成を行う。ま ように3冊所定の箇所配置。 た、BCP(事業継続計画)及び危 ・学内ネットワークの脆弱性を 機管理として本学で起こった 改善するために、新たなセキ 事件・事故等について、緊急 ュリティシステム(アクセス 時の広報対応の段取りを整備 制限、サーバ・PC 攻撃防御、 し、記者会見用等のポジショ ログ監視)を導入。 ンペーパーなどを作成。 新セキュリティシステムの運 用に関する評価。 【質保証システム】 ・平成27年度大学基準協会による大 ・平成 28 年度年報発行と HP で ・大学基準協会の第 3 期認証評 学評価を受審する。実施体制と事 の公開(8月予定)。 価の新評価項目に対応した自 務局内の体制強化。 ・自己点検・評価外部委員の人 己点検・評価の枠組みを検討。 ・内部質保証のシステム整備。外部 選に取り組み始めた。 自己点検・評価委員の人選を 委員の導入。 進める。 有識者懇談会を実施し、本学 のあり方・教育・研究・実習・ 有識者懇談会で意見交換を行 った事項のうち、必要な事項 地域との連携等について、意 見交換を行った。 を実施。 【校友ネットワークの強化】 ・大学同窓会連携会議の継続。本学 ·同窓会連携会議年2回(4月・ ・同窓会連携会議4月、11月に 教職員の同窓会総会への出席。保 11月)実施。

護者会との連携。

・学部卒業生・大学院修了生を対象

ホームカミングデーは「実践

に活かせる看護研究方法」を

・ホームカミングデーのテーマ

「子育てしながら仕事を続け

としたホームカミングデーの実施 と同窓会活動の充実。	テーマに 6 月 4 日に開催。本 学小児看護学領域教員の講 演と CNS で修士修了生による 実践報告を行ったが、参加者	よう! 結婚-子育て-キャリアアップ」。11月の大学祭同日開催。
	が減少した。	

日本赤十字看護大学 年報 2016 (平成 28) 年度 自己点検·評価報告書

2017(平成 28) 年 9 月発行 発行者 日本赤十字看護大学

〈広尾キャンパス〉

〒150-0012 東京都渋谷区広尾 4-1-3

TEL 03(3409)0875(代表)

〈武蔵野キャンパス〉

〒180-8618 東京都武蔵野市境南町 1-26-33